

博 士 論 文

金融商品会計における測定問題

— 企業の活動実態の観点から —

平成 26 年 3 月

中央大学大学院商学研究科商学専攻博士課程後期課程

吉 田 喜 一

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| 序 章 問題意識および研究のアプローチ | 1 |
| I 問題意識 | 1 |
| 1. 背景 | 1 |
| 2. 問題意識 | 2 |
| II 研究の目的とアプローチ | 2 |
| III 研究の対象 | 3 |
| IV 本論文の構成 | 4 |
| | |
| 第 1 章 金融商品会計の背景と先行研究のレビュー | 6 |
| はじめに | 6 |
| I 金融商品会計の背景 | 6 |
| 1. 国際会計基準における変遷 | 6 |
| (1) IASC公開草案 (E40, E48) | |
| (2) ディスカッション・ペーパー | |
| (3) 暫定基準 : IAS第39号 | |
| (4) JWGドラフト基準 | |
| 2. 米国会計基準における変遷 | 14 |
| II 公正価値測定および金融商品会計に関する先行研究のレビュー | 17 |
| 1. 日本国内における先行研究 | 17 |
| 2. 海外における先行研究 | 23 |
| III 小 括 | 28 |
| | |
| 第 2 章 有価証券の保有目的区分の意義 | 31 |
| はじめに | 31 |
| I 混合測定属性モデルとしての金融商品会計 | 31 |
| 1. 米国会計基準 | 32 |

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| 2. 国際会計基準 | 32 |
| 3. 日本会計基準 | 33 |
| II IASBとFASBでの検討経緯 | 34 |
| 1. 金融商品会計 | 34 |
| (1) ディスカッション・ペーパー公表までの検討経緯 | |
| (2) ディスカッション・ペーパーの概要 | |
| (3) 中間的アプローチ：測定基準の改正 | |
| (4) 中間的アプローチ | |
| ：現行の測定規定から公正価値測定原則への置換え | |
| 2. 「財務諸表の表示」プロジェクト | 39 |
| III ディスカッション・ペーパーにおける中間的アプローチに関する考察 | 41 |
| 1. 有価証券の保有目的区分の意義 | 41 |
| 2. 満期保有投資の廃止 | 41 |
| (1) 経営者の意図（保有目的） | |
| (2) キャッシュ・フロー・リスクと公正価値リスク | |
| (3) 満期保有目的金融資産 | |
| 3. 売却可能金融資産の廃止 | 45 |
| (1) 実現概念 — 実現利益と包括利益 | |
| (2) 金融投資と事業投資 | |
| (3) その他有価証券（売却可能有価証券，売却可能金融資産） | |
| 4. ビジネス・モデルによる区分 | 49 |
| 5. 国際財務報告基準（IFRS）第9号「金融商品」 | 49 |
| IV 小 括 | 51 |
| 第3章 貸出金の測定 — 金融機関を例として — | 56 |
| はじめに | 56 |
| I 金融資産（貸出金）の測定に係るIASB, FASBにおける検討経緯 | 56 |
| 1. IASBにおける金融商品会計の見直し | 56 |
| (1) ディスカッション・ペーパー | |

| | |
|---------------------------------------|-----------|
| (2) 公開草案 | |
| (3) 国際財務報告基準 (IFRS) 第9号「金融商品」 | |
| 2. FASBにおける金融商品会計の見直し | 60 |
| 3. IASBとFASBとの金融商品会計の見直しに関する共通点および相違点 | 61 |
| II 金融資産の測定 — 理論的考察 | 63 |
| 1. 効率的市場仮説 | 63 |
| 2. 公正価値測定 | 64 |
| 3. 財の観点から | |
| — 「プロダクト型会計」「ファイナンス型会計」二元論：武田理論 | 66 |
| 4. 企業活動実態の観点から — 資産3分類説：笠井理論 | 68 |
| 5. 投資の性質の観点から — 事業投資と金融投資 | 70 |
| 6. 金融商品の測定属性 | 71 |
| III 貸出金の測定 | 72 |
| 1. 市場の不完全性の観点 | 72 |
| 2. 貸出金利設定プロセスの観点 | 73 |
| 3. 公正価値と償却原価の相違点 | 74 |
| IV 小 括 | 75 |
| 第4章 金融負債の測定と信用リスク | 81 |
| はじめに | 81 |
| I 負債の定義 | 82 |
| 1. 現行の負債の定義 | 82 |
| 2. 新たな負債の定義 | 83 |
| 3. 負債の定義 — 法的債務性の観点から | 85 |
| (1) 負債の分類 | |
| (2) 金融負債 | |
| (3) 負債概念の拡大 | |
| II 負債の公正価値 | 87 |
| 1. 負債の公正価値の定義 | 87 |

| | |
|---------------------------|----|
| 2. 金融負債の公正価値測定に係る問題点 | 88 |
| 3. 公正価値オプションに係る問題点 | 89 |
| III 金融負債における信用リスク | 91 |
| 1. 信用リスク | 91 |
| 2. 金融負債の分解 | 93 |
| IV 公正価値の測定と負債の信用リスクとの関係 | 94 |
| 1. 負債のパラドックス | 94 |
| (1) アプローチ1 | |
| (2) アプローチ2 | |
| 2. 自己創設のれんの問題 | 97 |
| 3. 金融負債に信用リスクを反映させることの問題点 | 98 |
| V 小 括 | 99 |

第5章 要求払預金負債の測定

| | |
|-----------------------|-----|
| — 金融機関におけるコア預金の取扱い — | 105 |
| はじめに | 105 |
| I 要求払預金を構成する要素 | 106 |
| 1. 要求払預金負債 | 107 |
| 2. 要求払預金契約 | 107 |
| 3. 要求払預金関係のその他の便益 | 108 |
| II 金融負債の測定 — 理論的考察 | 109 |
| 1. 資本活動の観点から | 109 |
| 2. 消極財産と他人資本としての負債 | 110 |
| 3. 投資の性質と金融負債の測定 | 111 |
| III 要求払預金負債の公正価値測定 | 113 |
| 1. 国際会計基準と米国会計基準の相違 | 113 |
| 2. 要求払預金負債の公正価値測定の問題点 | 114 |
| IV コア預金に係るアプローチ | 115 |
| 1. コア預金無形資産 | 116 |

| | |
|--|------------|
| (1) 無形資産としてのコア預金 | |
| (2) 購入コア預金無形資産 | |
| (3) 自己創設コア預金無形資産の計上の可能性 | |
| — 概念フレームワークの見直し | |
| 2. FASB公開草案 | |
| : コア預金負債にコア預金無形資産を考慮したアプローチ | 119 |
| 3. コア預金を預金負債のリスクの軽減として捉える考え方 | 121 |
| V 小 括 | 122 |
| 第6章 金融商品会計における企業実態を反映した測定手法 | 128 |
| はじめに | 128 |
| I 経済的利益アプローチから測定パースペクティブまでの変遷の意義 | 129 |
| 1. 経済的利益アプローチ | 129 |
| 2. 情報パースペクティブ | 130 |
| 3. 測定パースペクティブ | 131 |
| II ビジネス・モデル | 133 |
| 1. 企業実態観 | 133 |
| 2. 金融商品会計基準におけるビジネス・モデル | 133 |
| (1) 国際財務報告基準(IFRS)第9号「金融商品」 | |
| (2) FASBにおける金融商品会計の見直し | |
| (3) IASBとFASBとの金融商品会計の見直しに関する 共通点および相違点 | |
| 3. プロダクト型会計(有形財)とファイナンス型会計(金融財) | 138 |
| 4. 事業投資と金融投資 | 139 |
| 5. 充用分と派遣分 | 141 |
| 6. 裁定取引の経済学 | 142 |
| III 企業実態観にもとづく測定手法 | 143 |
| 1. 市場参加者の期待にもとづく公正価値 | 143 |
| 2. 企業の期待にもとづく償却原価 | 145 |

| | |
|----------------------------------|------------|
| 3. 公正価値と償却原価の違い | 146 |
| 4. 企業実態観にもとづく測定手法 — 金融商品会計 | 146 |
| (1) 企業実態観にもとづく金融資産・金融負債における測定手法 | |
| (2) 金融商品会計における測定手法 | |
| IV 小 括 | 148 |
| | |
| 終 章 総括および今後の研究課題 | 155 |
| | |
| I 総 括 | 155 |
| II 今後の研究課題 | 161 |
| | |
| 引用文献・参考文献 | 163 |

初 出 一 覧

次の各章は、以下の査読付論文をもとにして、加筆・修正を施している。

第2章 有価証券の保有目的区分の意義

「金融商品会計における有価証券の保有目的区分の意義」

『大学院研究年報』第38号・商学研究科篇，2009年2月，中央大学，141-156頁

第3章 貸出金の測定 — 金融機関を例として —

「金融商品会計における貸出金の測定 — 金融機関を例として —」

『大学院研究年報』第40号・商学研究科篇，2011年2月，中央大学，3-18頁

第4章 金融負債の測定と信用リスク

「公正価値会計における金融負債の測定と信用リスク」

『大学院研究年報』第39号・商学研究科篇，2010年2月，中央大学，51-66頁

第5章 要求払預金負債の測定 — 金融機関におけるコア預金の取扱い —

「金融機関における要求払預金負債の測定 — コア預金の取扱い —」

『大学院研究年報』第41号・商学研究科篇，2012年2月，中央大学，33-48頁

次の各章は、本論文作成に当たって書き下ろしたものである。

序 章 問題意識および研究のアプローチ

第1章 金融商品会計の背景と先行研究のレビュー

第6章 金融商品会計における企業実態を反映した測定手法

終 章 総括および今後の研究課題

序 章 問題意識および研究のアプローチ

I 問題意識

1. 背景

国際会計基準においては、1990年代後半からこれまでに2度にわたって金融商品会計への全面公正価値測定の導入が議論されてきた。

国際会計基準 (IAS) 第39号「金融商品：認識および測定」が公表されるのと並行して、1990年代後半から2000年にかけて金融商品会計への全面公正価値測定の導入が議論されたものの実現には至らなかった。さらには国際会計基準と米国会計基準とのコンバージェンスの議論の中で、2006年から国際財務報告基準 (IFRS) 第9号「金融商品」の公表に至る現在までの間、2度目の全面公正価値測定の導入についての検討が米国主導のもとに行われてきた。2008年3月に国際会計基準審議会 (IASB) が議論のたたき台として公表したディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」(IASB [2008a]) では、金融商品の財務報告が複雑になっている主因の1つとして、金融商品の測定手法が数多くあることを挙げ (par.BD2)、測定に関する問題点に対する長期的な解決策は、すべてのタイプの金融商品に対して単一の測定方法を用いて測定することであり、すべての金融商品に適切な唯一の測定方法は公正価値であると提案している (par. IN5)。ここから金融商品会計における全面公正価値測定を前提とした再検討が開始された。

この検討の間には、2007年から2008年にかけて世界同時金融危機 (Global Financial Crisis) が発生し、特に金融商品の測定において公正価値ヒエラルキーのレベル2およびレベル3に対する信頼性が大きく揺らぐとともに、少なくともIASBにおいては、全面公正価値測定の導入に対する動きはやや弱まったともいえる。

IASBのHans Hoogervorst議長は、2012年11月に行ったスピーチの中で、「私たちは常に混合測定モデルの支持者でした。米国財務会計基準審議会 (FASB) にいる私たちの仲間は一時、金融商品について全面公正価値モデルを提案したことがありましたが、IASBは最初から混合属性モデルの方が適切であろうと判断しました」(Hoogervorst [2012a]) と述べており、IASB議長が2011年7月にTweedieからHoogervorstに交替したことやボード・メンバーが交代したこともあり、金融商品会計への全面公正価値測定の適用方針の見直しがなされたとも推察できる。

一方、FASBは、2012年1月、IASBとの間で、金融商品の分類および測定に係るそれぞれのモデルの重要な差異の削減に向けて、分類および測定モデルの特定の側面を共同で再審議することで合意した。しかしながら、2013年2月の公開草案（会計基準更新書案）「金融商品（全般）（Subtopic 825-10）：金融資産および金融負債の分類および測定」の公表に当たっては、ボード・メンバーの一部が反対する等¹⁾、FASBは全面公正価値会計へのスタンスを維持したままで、当面の対応として見直しを行っているのか、全面公正価値会計から軌道修正を行ったのかについては、必ずしも明確にはなっていない。

2. 問題意識

こうした背景を踏まえて、本研究を行う問題意識は以下の2つである。

第1の問題意識は、金融機関においては、顧客からの預金を資金調達源として預金利息をコストとして支払い、他方の顧客に貸出金として貸し出すことで貸出金利を収益として獲得するというのが金融仲介機能としての収益獲得行動であるが、こうした市場での金融資産そのものの売買とは異なるビジネス・モデルにおける測定手法について、市場参加者の期待を反映する市場価値をベースとした公正価値ではなく、企業の期待を反映した価値としての償却原価が最適な測定手法であるとする考えである。

第2の問題意識は、第1の問題意識を前提として、企業の活動実態を反映する会計システムを構築するに当たって、金融商品会計の測定手法を考察するうえで、公正価値と償却原価のいずれの測定手法を適用することがふさわしいかの判断基準を検討することは重要であると考えられる。

II 研究の目的とアプローチ

本論文の研究の目的は、会計測定に関する学説の理論的な検討を通して、金融商品会計において、企業の活動実態をよりよく反映した測定の手法のあり方を導出することである。

収益費用観か資産負債観かの議論ではなく、企業活動の実態をよりよく表現しようとする立場（いわゆる「企業実態観」）にたつて金融商品会計について考察し、企業の活動実態を反映する測定手法のあり方を導出することが研究の意義である。

金融商品会計に係る全面公正価値測定の是非について、批判的立場から検討し、より企業実態を反映する測定区分・手法を考察する。

全面公正価値会計を肯定する先行研究では、市場の持つ客観性を根拠に信頼性の観点から、使用価値を批判したうえで、公正価値を肯定する主張が多い。さらに、金融資産はすべてのれん価値を有しないことから公正価値での測定が適しているとする先行研究が見受けられることから、各論として、金融機関が保有する代表的な金融商品である、有価証券、貸出金、ならびに要求払預金負債を取り上げて、それぞれの測定手法を考察するとともに、公正価値測定により生ずる負債のパラドックスの問題点を指摘することで、あるべき測定手法を検討する。

また、ビジネス・モデルあるいはそれに類する複数の先行研究の共通項を探り出すことを通して、あるべきビジネス・モデル概念と混合測定属性モデルを考察する。

最後に、総論として、いわゆる「企業実態観」の概念を踏まえながら、金融商品会計の測定手法について考察し、ビジネス・モデルを判断基準にして、公正価値で測定すべき金融商品と使用価値（償却原価）で測定すべき金融商品の境界線を検討することで、あるべき「企業活動の実態をより良く反映する会計システム」を考察する。

あわせて、IASBにおける金融商品会計基準の見直しプロジェクトの第1フェーズ：分類および測定の見直しの検討結果である国際財務報告基準（IFRS）第9号「金融商品」の妥当性について検証する。

Ⅲ 研究の対象

IASBでは、金融商品会計基準の見直し（IAS第39号の改訂）プロジェクトにおいて、①分類および測定の見直し、②減損会計の見直し、③ヘッジ会計の見直し、の3つのフェーズに分けて改訂作業を進めている（IASB [2010d] par.IN6）。本研究の対象とする会計の範囲は、このうち第1フェーズの分類および測定の見直しを中心として、国際会計基準（IFRS）および米国会計基準の見直しの議論を踏まえて、金融商品会計基準におけるあるべき測定手法を検討する。また、前述のとおり、金融商品のうち、金融機関が保有する代表的な金融商品である、有価証券、貸出金、ならびに要求払預金負債に焦点をあてて金融資産および金融負債についての検討を行う。したがって、減損およびヘッジ会計については研究の対象外としている。

日本の会計基準については、国際会計基準（IFRS）へのコンバージェンスあるいはアドプションを前提とした検討がこれまで進められてきていることから、本論文の研究の対象

とはしていない。ただし、現在検討が進められている「エンドースメントされたIFRS」²⁾ (企業会計審議会 [2013]) の議論に当たっては、本論文は有益であると考えられる。

IV 本論文の構成

このような問題意識および研究アプローチのもと、本論文では、まず第1章「金融商品会計の背景と先行研究のレビュー」において、国際会計基準および米国会計基準における金融商品に係る会計基準の変遷を概括し、次に、金融商品の公正価値測定に関する国内外の先行研究のレビューを行う。第2章以降で金融商品会計の検討を行うに当たって、金融商品会計への全面公正価値測定導入について、賛成側が主張する公正価値測定の意義と反対側が主張する問題点を整理する。

そのうえで、金融商品会計の各論として、第2章および第3章では金融資産、第4章および第5章では金融負債について取り上げて、それぞれについての検討を行う。

第2章「有価証券の保有目的区分の意義」では、有価証券を取り上げ、IAS第39号を全面公正価値会計に置き換えるプロジェクトの検討を開始した最初のディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」(IASB [2008a]) の中間アプローチの提案を通して、有価証券の保有目的区分の意義について、公正価値測定および実現概念の両面から考察するとともに、課題等を明らかにする。

第3章「貸出金の測定 – 金融機関を例として –」では、金融商品会計の見直しの影響を大きく受ける金融機関を例に挙げ、金融資産のうち貸出金に注目して、特に金融機関の貸出金の測定に当たっては、公正価値によらず金融機関のノウハウ等を反映した測定手法を採るべきであるという考えのもと、金融資産の測定について、理論、制度の両面から考察を行う。そのうえで、貸出金を取り上げ、公正価値による測定の問題点を指摘し、利息収入をビジネス・モデルとする貸出金については、当初認識時の契約利率にもとづいた償却原価による測定を提案する。

第4章「金融負債の測定と信用リスク」では、すべての金融負債について、公正価値で測定すること、ならびに当初認識以降の信用リスクを財務諸表上に反映することの問題点について検討する。IASBとFASBで現在検討が進められている負債の定義および金融負債の測定の議論を確認したうえで、金融負債の公正価値測定に関する問題点を検討し、さらにその問題点の中で金融負債の信用リスクの問題を取り上げ考察する。

第5章「要求払預金負債の測定 ―金融機関におけるコア預金の取扱い―」では、金融機関が顧客から預かっている要求払預金を構成する要素について考察したうえで、その中心をなす要求払預金負債の測定について理論面からの考察を行い、要求払預金負債の有用な測定手法について考察する。さらに、市場での取引が行われない金融機関における預金負債、なかでも要求払預金負債について、公正価値により測定することの問題点を検討する。次に、要求払預金の無形資産部分であるコア預金の認識・測定について検討するとともに、コア預金を把握することの意義について考察する。

最後に総論として、第6章「金融商品会計における企業実態を反映した測定手法」では、会計測定に関する学説の理論的な検討を通して、金融商品会計の測定手法において企業活動の実態をよりよく反映する方法（いわゆる「企業実態観」）を考える。そのうえで、ビジネス・モデルを判断基準にして、市場参加者の期待を反映する公正価値で測定すべき金融商品と企業の期待を反映する償却原価で測定すべき金融商品の境界線を検討することで、あるべき「企業活動の実態をより良く反映する会計の構築」について考察する。

終章では、本論文において検討した、金融商品会計において、企業の活動実態をよりよく反映した測定の手法のあり方を総括するとともに、残された検討課題について論じる。

注

- 1) FASB [2013] par.BC354
- 2) 「日本版IFRS」、「J-IFRS」などと呼ばれることがある。

第1章 金融商品会計の背景と先行研究のレビュー

はじめに

本章では、国際会計基準および米国会計基準における金融商品に係る会計基準の変遷を概括し、これまで何度となく繰り返されてきた金融商品会計への全面公正価値測定への導入に関する議論について考察する。次に、金融商品の公正価値測定に関する国内外の先行研究のレビューを行う。この2つの考察を通じて、金融商品会計への全面公正価値測定導入について、賛成側が主張する公正価値測定の意義と反対側が主張する問題点を整理し、第2章以下で金融商品について考察するうえでの論点の整理を行うこととする。

I 金融商品会計の背景

1. 国際会計基準における変遷

(1) IASC公開草案 (E40, E48)

国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee : IASC) とカナダ勅許会計士協会 (The Canadian Institute of Chartered Accountants : CICA) は、金融商品の認識、測定、開示についての包括的な基準を作成するための共同プロジェクトを1989年に発足させた。

IASCは、公開草案 (E40) 「金融商品」 (IASC [1991]) を1991年9月に公表し、その多数のコメントを検討したうえで、基準化の審議が行われたが、基準案が公開草案 (E40) に比べて相当の見直しが行われたことや、基準の斬新性、包括性、複雑性を考慮して、再公開草案 (E48) 「金融商品」 (IASC [1994]) を1994年1月に公表した。再公開草案 (E48) は、経営者の意図にもとづいた3つの区分を標準処理として提案している。すなわち、標準測定基準として、①長期または満期まで保有される金融資産と金融負債は原価で、②ヘッジ目的の金融資産と金融負債はヘッジ対象のポジションにもとづいて、③その他の金融資産と金融負債は公正価値で、それぞれ測定するというものであり (par.83, 85, 133, 162)、金融商品の適切な分類は、その金融商品に関する経営者の主たる目的にもとづくものである (par.84)。さらに、再分類を認め、測定基準は経営者の変更された意図に従って変更されなければならないとされた (par.165)。

また、再公開草案（E48）は、標準測定基準のほかに代替測定基準として、公正価値を適用することを認めている（par.183）。この場合、公正価値の変動による利益または損失は、その金融資産または金融負債が予定されている将来取引のヘッジとして会計処理されているときを除いて、その発生時に損益計算書に認識されなければならないとされた（par.187）。

上述のとおり、再公開草案（E48）の特徴は、金融商品の分類に当たり、経営者の意図を重視し、部分的かつ任意選択での公正価値測定の導入を提案するものであり、金融商品という1つの会計の枠組みの中に原価と公正価値の2つの選択適用を提案した点である。

しかしながら、多くの反対意見が寄せられ基準化には至らなかった。測定の部分において、最も問題となったのは、次の3点である。1つは、公正価値測定と原価測定が混在する点で、公正価値の採用については強い反対はない一方、公正価値測定にウェイトを置くべきであるとする意見と原価測定をもっと重視すべきであるとする意見に分かれた。第2に、経営者の意図にもとづいて金融資産および金融負債の測定基準を決定することに対して賛否両論がみられた。3つめは、長期保有の金融商品には原価基準が適用されるが、「長期」の意味が不明瞭であり、米国会計基準（SFAS第115号「負債証券および特定の持分証券投資の会計処理」）と同様に満期保有する金融商品だけ原価測定とすべきとするコメントも多く寄せられた（加藤厚 [1995] 108頁）。CICAも同時期に類似の公開草案を公表しているが、公正価値による代替測定基準の部分を削除したものである。IASCでは、認識・測定・開示の包括的な会計基準の作成を断念し、第1フェーズを開示、第2フェーズを認識・測定とする段階的な基準作成とすることを決定し、第1フェーズでは、まず開示と表示のみを対象とした国際会計基準書（IAS）第32号「金融商品：開示および表示」を1995年6月に公表して完了した。

（2）ディスカッション・ペーパー

その後、金融商品の認識、認識の中止、測定、ヘッジ会計の問題を取り上げた共同プロジェクトの第2フェーズでは、IASCとCICAの起草委員会がとりまとめたディスカッション・ペーパー「金融資産および金融負債の会計処理」（IASC [1997]）が1997年3月に公表された。

このディスカッション・ペーパーでは、これまでの経営者の意図にもとづいた原価

と公正価値の混合測定属性モデルから変更し、すべての金融資産および金融負債を公正価値で評価したうえで、評価差額をその発生した期の損益として計上することを原則とした。IASC公開草案（E40）および再公開草案（E48）では代替的会計処理であった全面公正価値モデルを標準的な会計処理とした。再公開草案（E48）のように、金融商品を保有する経営者の意図にもとづいた区分は、①主観的であり検証が困難であること、②財務リスクの変化とともに経営者の意図は変更されることが予想され、会計の変更を伴うことになるが、企業の経営状況等の変化を反映するものではないこと、③極端な場合、経営者の裁量は、貸借対照表価額と利益の操作の可能性につながるといった欠点があることを指摘している（IASC [1997] chap.5, par.4.48）。

一方、信頼性の観点から、金融資産および金融負債は公正価値で測定すべきであるとしている。すなわち、今日では広範囲の金融商品とリスク状況に対して十分に発達した金融市場が存在するので、ほとんどの金融商品の公正価値は合理的な信頼性を持って決定できることが期待され、多くの金融商品は、活発、流動的な市場で取引されており、またはそのように取引されている同様の商品を参考に容易に価値評価が可能であり、その他の商品についても十分確立された評価技術が存在するとしている（IASC [1997] chap.5, par.5.3）。

また、金融資産および金融負債の認識の中止要件についても、IASC公開草案（E40）および再公開草案（E48）が採用したリスク・経済価値アプローチから、米国のFASB財務会計基準書（SFAS）第125号「金融資産の譲渡およびサービス業務ならびに金融負債の消滅に関する会計処理」が採用する財務構成要素アプローチに方向転換している。

しかしながら、このディスカッション・ペーパーにも多くのコメントが寄せられ、その大半が、金融商品の保有目的や保有期間に関する経営者の意図を反映していない、時価評価は期間損益に対して不必要かつ混乱要因となるボラティリティを生じさせる、長期または満期保有目的の金融商品の評価損益はそもそも実現していない、金融商品は時価評価、非金融商品は取得原価主義会計であれば、相互間のミスマッチが生じる、といった意見をはじめとする反対意見であり、多くの反対意見を抱えたまま、基準化に向けた作業を続けることは困難となった（吉田康英 [2003] 30-31頁）。

(3) 暫定基準：IAS第39号

一方、IASCは、1998年中のコア・スタンダード完成を優先し、1997年10月に金融商品プロジェクトを暫定基準と包括基準に分割することを決定した。そのため、米国会計基準の主要部分を基礎として再公開草案（E48）で示された考え方も考慮して作成された暫定基準である国際会計基準（IAS）第39号「金融商品：認識および測定」が1998年12月に承認された。

IAS第39号では混合測定属性モデルが採用されており、金融資産は、①損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債（A financial asset or financial liability at fair value through profit or loss）、②満期保有投資（Held-to-maturity investments）、③貸付金および債権（Loans and receivables）、④売却可能金融資産（Available-for-sale financial assets）の4つに分類され、①および④については、公正価値評価を求め、②および③については取得（償却）原価による評価を認めている。

(4) JWGドラフト基準

包括基準の検討については、会計基準設定主体の金融商品ジョイント・ワーキング・グループ（JWG）¹⁾が、公正価値測定の原則にもとづく金融商品会計の包括基準案を作成するために1997年10月に組織された。2000年12月には、ドラフト基準「金融商品および類似項目」（JWG [2000]。以下「JWGドラフト基準」という。）を公表した。

JWGの責務は、1997年に国際会計基準委員会（IASC）とカナダ勅許会計士協会（CICA）から公表されたディスカッション・ペーパー「金融資産および金融負債の会計処理」（IASC [1997]）に示された公正価値にもとづく原則を合理的に導入するような基準を、JWGがその作業と検討にもとづいて適当と考える一層の展開と修正を加えて、提案することであった（JWG [2000] SUMMARY: Background）。

① 概要

JWGドラフト基準は、包括的で、財務報告に関する適切な概念フレームワークの概念および資本市場や財務理論で実証されている広く認められた経済原理の双方と整合し、かつ、合理的な適用が可能なものとして、作成することを目的とするものである（JWG [2000] Basic for Conclusions par.1.1）。すなわち、すべての企業のすべての金融商品に関する知識、認識の中止、測定、損益計算書表示および開示に関する一組の基

準を取り扱うという意味で「包括的アプローチ」を採用し、財務会計の概念的基礎と今日の資本市場の根底にある概念的基礎との橋渡しを行うことで「概念フレームワークとの整合性」を実現し、概念的な理想と実務的なコスト・便益の考慮との合理的なバランスを取るという意味で「合理的な適用可能性」に努めるものである（JWG [2000] Basic for Conclusions par.1.2-1.4）。

金融商品を原則として公正価値で測定し、その変動を損益計算書で認識するという考え方は、金融商品の市場取引において、市場参加者が金融商品の価格算定等に用いている考え方であり、JWGドラフト基準では、資本市場で広く用いられているこのような考え方を反映する会計基準が金融商品の取引の実態を表す最も適切な会計基準であると考え、これにもとづいて会計基準を設定しようとしているものである。

JWGドラフト基準は広範囲にわたる変更を提案している。すなわち、

- ① ほとんどすべての金融商品を公正価値で測定すること
- ② 公正価値の変動により生じる損益のほとんどすべてを、発生した期の損益計算書に認識すること
- ③ ヘッジ関係に利用される金融商品に対する特別の会計処理の禁止
- ④ 金融資産の譲渡の会計処理に対する構成要素アプローチの採用
- ⑤ 金融商品および財務リスクならびに損益計算書への影響に関する開示の拡張である。

② 基本原則

JWGドラフト基準は、4つの基本原則に立脚している。

1) 公正価値測定の原則

金融商品については、公正価値が最も目的適合性の高い測定値であり、未公開持分投資を除いては、金融商品の公正価値について財務報告目的のうえで十分に信頼性を持って行えるという立場である。

公正価値の見積りに際しては、①観察可能な市場出口価格を用いることを第一にしており、それが不可能な場合には、②類似した金融商品の調整後の市場出口価格、③さらに観察可能な市場価格によることができない場合には、合理的な評価技法によることとされている。なお、ここでいう評価技法は現在価値概念にもとづくものである。

公正価値は、現在の経済情勢が金融商品に及ぼす影響に関する市場の評価を反映するものであり、公正価値の変動は、それらの経済情勢の変化が起きたときにその変化を反映することから、取得原価による測定値より目的適合的であるとしている（JWG [2000] Basic for Conclusions par.1.8）。

2) 利益認識の原則

特定の在外事業体に関する為替換算損益を除き、金融商品を公正価値で測定することから生じるすべての評価差額は発生した期の損益に計上することを求めている。

3) 認識および認識の中止の原則

金融資産または金融負債について契約上の権利または義務を有するときに金融商品を認識し、その権利または義務が消滅したときに金融商品の認識を中止することを求めている。

JWGドラフト基準は、金融資産の譲渡については構成要素アプローチの考え方にもとづいている。

4) 開示の原則

財務諸表上の表示および開示は、企業の重要な財務リスクのそれぞれに関してリスク・ポジションと実績の評価を可能にするために十分なものでなければならないとして、ドラフト基準は次のような情報開示を求めている。

- (a) 報告期間中において企業にとって重要であった財務リスクのそれぞれについての説明、ならびにそれらのリスクの管理に関する企業の目的および方針の説明
- (b) これらの重要なリスクのそれぞれについて、貸借対照表上のリスク・ポジションおよび財務業績への影響に関する情報
- (c) 金融商品の公正価値を見積もるために使用した方法および主要な仮定に関する情報

JWGドラフト基準では、包括的な公正価値測定システムを採用することは、財務報告の予測目的および説明責任目的の達成を容易にするための開示について、より豊かで一貫性のある基礎を提供するとして、上述のようなより一層の開示を求めている。

上述の4つの基本原則のうち、最初の3つの原則に従い、JWGドラフト基準はヘッジ手段またはヘッジ対象である金融商品について特別の会計処理は認めていない。

③ 公正価値測定

JWGドラフト基準では、公正価値とは、「企業が、通常の事業上の考慮を動機として行われる独立第三者間取引で、測定日において資産を売却したとすれば受け取ったであろう価格または負債から解放されたとすれば支払ったであろう価格の見積額」(JWG [2000] par.28) と定義している。すなわち、公正価値を市場出口価格の見積額と定義している (JWG [2000] par.71)。入口価格より金融商品の公正価値のより適切な測定であるとして、出口価格を採用したのは、金融商品で取引が頻繁でないものやポートフォリオの一部として取引されるのが通常であるものについては、入口価格と出口価格とで著しく異なることと、資産 (将来において流入すると期待される経済的便益) および負債 (将来において企業の資源の流出を求められると予想される現在の義務) の定義と整合していることからである (JWG [2000] Basic for Conclusions par.4.1-4.2)。

JWGは、金融商品を公正価値で測定することは、多くの重要な概念上の利点があると考えており、特に重要なものは以下のとおりである (JWG [2000] Basic for Conclusions par.1.8)。

- ① 公正価値は、現在の経済情勢が金融商品に及ぼす影響に関する市場の評価を反映するものであり、公正価値の変動は、それらの経済情勢の変化が起きたときにその変化を反映する。
- ② 公正価値は予測に関して他の測定値よりも良好な基礎を提供する。
- ③ 公正価値は、各期間を通じて同一企業内および企業間で首尾一貫した偏りのない測定値を表す。
- ④ 公正価値は、資産を保有し続けたり、負債を負い続けたりするという経営者の意思決定の影響を反映する。
- ⑤ すべての金融商品を公正価値で報告することは、金融商品に関する現行の原価と公正価値の混合会計の変則性を軽減する。したがって、複雑で主観的なヘッジ会計の必要性も減少する。

また、金融商品に観察可能な市場価格がない場合であっても、その公正価値は、資本市場の価格決定原理と現在の市況に関する情報とを織り込んだ技法を利用して見積もることができるとしており、観察可能な市場価格の存在しない特定の未公開持分投資に関するものを除き、信頼性を持った公正価値測定が実行可能であるとしている (JWG [2000] Basic for Conclusions par.1.14-1.15)。

公正価値見積りは、限界はあるにしても、原価主義による測定値に比べれば大きな改善となるとしている（JWG [2000] Basic for Conclusions par.1.20）。

金融負債についても公正価値で評価すべきとの結論に至ったのは、以下の理由によるものである（JWG [2000] Basic for Conclusions par.4.55）。

- ① 信用リスクの変動が企業の負債の公正価値に与える影響を認識することは、その負債の現在の経済的負担を反映するために必要であること。
- ② 信用状態の変化により、企業の資産に対する株主と債権者の請求権の相対的地位も変化することから、企業の信用リスクが悪化した場合には、債権者の請求権の公正価値は低くなること。
- ③ 企業の信用リスクの変動を負債の測定に含めないことは、負債どうしの経済的差異を無視したことになること。

また、利用者が測定基準およびその意味を習熟すれば、公正価値測定およびこれらの影響の開示は、利用者にとって大きな情報価値を有するはずであるとしている（JWG [2000] Basic for Conclusions par.4.60）。

④ JWGドラフト基準に対する反応

JWGメンバーのうち、フランスおよびドイツの代表団は、観察可能な市場がない金融商品および流動性が低い金融商品については、公正価値測定および評価技法の信頼性に欠けるため、正確性、信頼性および比較可能性が損なわれることから、公正価値測定を要求することに懸念を表明して、JWGドラフト基準に反対を表明した。

また、JWGドラフト基準に対するコメントの分析および将来の金融商品会計の方向性等について、2002年1月に開催されたIASBと各国会計基準設定主体の長との会議である、いわゆるリエゾン国会議において検討がされている（古内和明 [2002]）。

JWGドラフト基準が提案した基本原則、すなわちすべての金融商品を公正価値で測定し、評価損益は損益計算書に計上し、またヘッジ会計を禁止することとした提案については、反対意見が70%以上の多数を占め、中でも財務諸表作成者からの回答の大多数は強硬に反対するものであった。一方、財務諸表作成者以外からの回答は賛否両論で、全体の約20%が、問題点が解決されるのを前提に賛成している。

理論的な反対意見の多くは、JWGドラフト基準は経営者の意図や内部管理の実務を反映しておらず、目的適合性が会計処理にないというものや将来の会計上の利益を予

測するためには役に立たないといったこと等が挙げられている。実務的な面からは、公正価値の測定の信頼性や実行可能性および利益の変動が大きくなること等に懸念が示された。

一方、金融商品の公正価値測定モデルを支持するコメントレーター提出者は、反対意見で指摘されている問題や懸念については国際会計基準の他のプロジェクト（業務報告等）によって合理的に解決可能であるとの立場である。

また、負債の時価評価のパラドックスの問題、すなわち財務諸表作成者の信用格付けが下落すると負債の公正価値評価による評価益が計上される問題や、信用リスクの測定の困難性に関する論点が再度確認された。

さらに、コメントレーター提出者の多くから、JWGドラフト基準が実行される前に厳格なフィールド・テストを実施するとともに、公正価値測定に関する教育の必要性を指摘している。

会議の席上、日本の出席者から、次のような意見表明がされている。すなわち、金融商品を公正価値で測定することに反対があるというよりは、「包括的公正価値会計アプローチ」に反対があるのではないか。多くのコメント回答者は米国会計基準やIAS第39号の混合アプローチを支持しており、これらを改善していくことが代替案とされているのではないかとして、公正価値会計を適用すべき金融商品の合理的な範囲を検討するプロジェクトとしてこれを引き継ぐことが提案された。

これに対し、米国やオーストラリアの出席者からは、現行基準の混合アプローチに対する批判的な意見が強く示された。

2. 米国会計基準における変遷

一方、米国においても、次々と新たに開発される画期的な金融商品の複雑性が一貫性のない会計基準を策定したため、会計専門家、米国証券取引委員会、銀行監督当局、そして多くの財務諸表作成者は、これまでの会計基準は不完全で不適切であるという理由から、米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board : FASB）に対して、この問題を包括的に取り扱うよう強く要請した（Lott [2000]（澤悦男，佐藤真良 訳 [2003] 76頁））。

これを受ける形で、FASBは、IASCより3年早い1986年に「金融商品プロジェクト」を立ち上げ、金融商品会計基準に関する包括的な検討を開始した。

金融プロジェクトでは、認識、測定、開示を扱う包括的かつ首尾一貫した会計基準が必要と考えられていたが、短期間に検討を完了することは現実的ではないとの判断から、当初より、「開示」について検討する第1フェーズと、財務諸表本体での「認識と測定」について検討する第2フェーズに分けて作業が進められた。

最初のフェーズの「開示」については、1991年に幅広い金融商品の公正価値情報の開示を求めるFASB財務会計基準書（SFAS）第107号「金融商品の公正価値の開示」が公表された。1994年には、同基準書を補完する基準として、派生金融商品の情報開示に的を絞ったFASB財務会計基準書（SFAS）第119号「デリバティブ金融商品および金融商品の公正価値についての開示」を公表して完了した。

第2フェーズの「認識と測定」については、部分的公正価値会計の導入が進められた。FASBは1992年9月に公開草案を公表し、1993年5月に、FASB財務会計基準書（SFAS）第115号「負債証券および特定の持分証券投資の会計処理」が公表され、有価証券を保有目的別に「満期保有目的有価証券（Held-to-Maturity Securities）」、「売買目的有価証券（Trading Securities）」、「売却可能有価証券（Available-for-Sale Securities）」の3つに分類したうえで、このうち売買目的有価証券および売却可能有価証券は貸借対照表上で公正価値評価するものとされた。また、これらの評価差額については、売買目的有価証券の評価差額は当期損益として損益計算書に計上する一方、売却可能有価証券の評価差額は資本の部の独立項目として計上する取扱いとされた。

1998年には、FASB財務会計基準書（SFAS）第133号「デリバティブおよびヘッジ活動の会計」が公表され、すべてのデリバティブを公正価値評価し、貸借対照表に計上することとされた。FASBは、SFAS第133号において、金融商品の公正価値評価に関する概念上および技術上の問題点の早急な解決を約束し、それらが解決した後、すべての金融商品は貸借対照表上で公正価値評価すべきであるとの見解を示している（SFAS No.133, par.334）。これを受けてFASBでは、金融商品の全面公正価値会計の導入を提案した「予備的見解：公正価値による金融商品および特定の関連資産、負債の報告に関する主な問題」（FASB [1999]）を1999年12月に公表した。

予備的見解では、公正価値の長所として、市場ベースであることから、金融商品の取得時期や保有目的などの影響を受けない、バイアスのない測定手法であり、同一企業においては取得時期にかかわらず不変であるほか、同一の信用格付けを有する場合には不変であることを挙げている（par.3）。そのうえで、次のような結論を示している

(par.12). すなわち,

- ① 連結または持分法が適用される株式, 連結子会社の少数株主持分, 財務諸表作成企業自らの持分商品および年金を含む退職給付債務を除き, すべての金融商品を公正価値により測定すること.
- ② 公正価値は市場出口価値によること. また, 公正価値評価に当たっては, 類似のグループの一部の価格やポートフォリオ価格を基礎とする場合もあるということ.
- ③ 見積りによる市場の出口価値は, 可能な限り観測された取引価格にもとづくこと. 複数の情報源を使用することが可能な場合には, 最も有利な価格で実現できる市場からの情報源を用いること.
- ④ 見積りに当たっては, 類似商品より当該商品そのもの, 古い取引より新しい取引に依拠した方が現実的な価格になること.
- ⑤ 当該商品または比較可能な類似商品の取引価格が存在しない場合には, 価値評価モデルを通じて価格を見積もる必要があるが, その場合には, 内部モデルより実際の取引に用いられているモデルの方が現実的な見積りになること.
- ⑥ 市場の出口価格の見積りに当たって, 期待キャッシュ・フローの現在価値とする場合には, 財務会計諸概念に関するステートメント (SFAC) 第7号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報および現在価値の活用」²⁾を適用すること.
- ⑦ 金融負債の出口価格の見積りに当たっては, 当該債務者の信用リスクを反映させなければならないこと.

米国において, 1990年代に入って公正価値評価が導入されたのは, 1980年代にS&L (貯蓄貸付組合) 危機が起こり, 取得原価主義会計に対する批判の声が強まったことから, 投資家を保護しようとする米国証券取引委員会 (SEC) の強い意図があったことによるものである (斎藤静樹 [1995b] 8頁). 取得原価主義のもとでは, 経営者は含み益のある有価証券を売却することで利益を捻出し, 含み損のある有価証券を保有し続けることによって損失の表面化を先送りすることが可能であったことから, 経営者の裁量を排除する狙いがあったと考えられる.

II 公正価値測定および金融商品会計に関する先行研究のレビュー

次に、資産分類ならびに公正価値測定（時価評価）に関する先行研究について概観する。

1. 日本国内における先行研究

武田隆二 [2001] [2008a] は、産業構造との関連から、プロダクト型市場経済（製造業によって生み出されるプロダクトを主軸とする経済社会）を背景とした「時価主義会計」と、ファイナンス型市場経済（デリバティブ等の金融財やビジネスモデル・ノウハウ等の無形のサービスの比重が高まった経済社会）を背景とした「時価会計」を区別している。そのうえで、ファイナンス型市場経済における時価会計は、企業全体の物的維持とか、生産維持という思考はなく、企業を構成する金融商品の個別プロジェクト（品目別）毎の投下貨幣資本の回収余剰を最大化することを指向した個別貨幣資本維持という考え方が基本になっており、有形財（非金融商品）と金融財（金融商品）との違いを指摘している。

一企業が有形財生産と金融財取引との2つの経済セクターから成り立つとき、そこで機能する経済ルールは自らの抱くコンテンツが異なることから、異なる会計ルールによってこれら2つの経済セクターを描写するという考え方である。すわなち、有形財については、「原価・実現アプローチ」にもとづく取得原価あるいは再調達原価を適用し、金融財については「時価・実現可能性アプローチ」にもとづく（売却）時価を適用するという考え方である。

古賀智敏 [2003] は、武田隆二の理論を継承し、非金融資産を基軸とするプロダクト型市場経済は市場の相対的安定性を前提としているのに対して、金融商品を基軸とするファイナンス型市場経済は市場の変動性（ボラティリティ）を前提とするという考え方を採っている。非金融資産の本質は「原価の凝集物」であり、その価値は当該資産がいかに効率的に収益獲得プロセスにおいて利用されるかに依存し、「実現」時点において初めて認識される。他方、金融商品（金融資産、金融負債の本質は、将来キャッシュ・フローのための契約上の権利または義務をなし、実現か未実現かの区別はあまり重要ではない。ファイナンス型市場経済において、理論的には、すべての金融商品）は公正価値で測定すべきであるとして、包括的公正価値会計を支持している。金融商品の公正価値は、「類似の条件とリスクの商品に対する現在の市場収益率で割り引かれた将来キャッシュ・フローの現在価値」として算出される、としている。

さらに、古賀智敏 [2010] では、公正価値には、市場参加者の視点からの市場価値（客観価値）としての公正価値概念と個別企業の視点に立つ使用価値（主観価値）としての公正価値概念の2つの公正価値概念が存在するとし、さらに、客観的公正価値概念としての市場価値は、取替原価に代表される入口価値（購入時価）と正味実現可能価額に代表される出口価値（売却時価）の2つに区分されるとしている。そのうえで、有形財の生産的利用と継続的取替を測定するための購入時価に対して、金融財の清算による投資の回収を測定するための売却時価であるとしている。

有形財と金融財とは財の持つ本質的属性は相違することから、異なった測定ルールを適用することは当然であり、公正価値会計の適用は金融財に焦点が置かれなければならないという考え方である。有形財は持続的・継続的物的効率性を追求しようとするものであり、価格変動と流動性の相対的に低い市場においては、取得原価こそが財の本質的属性を反映するものである、としている。よって、公正価値会計は、金融財のみならず、有形財にまで拡大しているが、投資不動産といった形式的には有形財ではあるが、経済的実質は金融財の統制を持つ準金融財、さらには、農産物・生産物や有形固定資産の再評価に限定されている。

浦崎直浩 [2002] は、ファイナンス型市場経済に対応するファイナンス型会計を前提として、製造業を前提として構築されてきた原価・実現アプローチにもとづく伝統的な期間損益計算は、複雑多様化した金融経済取引の会計システムとして理論的妥当性を持たないとして、金融資産および金融負債の認識・測定に当たっては、資産負債アプローチにもとづく公正価値測定が企業のリスク・ポジションなど経済的実態を明らかにする唯一の方法であるとしている。

斎藤静樹 [1995a] [2013] は、主観のれん説にもとづき、金融資産か非金融資産（実物資産）かという資産の外形にもとづいて評価や利益認識のルールが決められるのではなく、リスク投資のポジションや、そのリスクから解放された成果の測定が、金融投資か事業投資かという投資の実質的な性質に依存して決まるという主張である。

「企業価値を決めるのは、将来に期待されるキャッシュフローであって、その時点で企業が保有する資産の時価ではない。事業に使われている資産には期待にもとづく無形の価値があり、市場の期待を平均した時価では、その企業に固有の資産価値は測れない」（斎藤静樹 [1995a] 40頁）としている。

事業投資の場合、投資の成果を資産自体の売買で実現させるものではなく、事業からの

キャッシュ・フローは、資産を事業目的に利用したアウトプットが市場で販売され、現金または現金同等物に変わるまでは生ぜず、また事業を行う主体のノウハウや営業努力によって異なってくる。その資産の価値は誰が持つかによって異なるのれん価値を有していることから、市場価格は企業固有の価値を表さない。したがって、事業投資の性格を有する資産の価値はその市場価格に依存しない。市場価格の変動で事業の成果を捉えることはできない。

他方、金融投資の場合、資産は常に市場価格に等しい価値しかなく、一般的には誰が持ってもそのれん価値は生じない。また、常時売却可能な市場が存在し、市場での売却に制約が存在しない場合には、保有している間に生じた市場価格の変動についても、キャッシュ・フローとみなして、そのまま投資の成果とすることが可能である。

「ローンなどの営業債権も、流動化（証券化）のスキームを組んでいけば金融投資になるのかもしれないが、売らずに満期まで元利金の回収リスクを負い続けるものは、むしろ事業投資に近いポジションである。」（斎藤静樹 [2013] 41頁）としている。

辻山栄子 [2002] [2007] は、投資の成果の認識と測定に当たって、投資の成果は投資の目的に照らして判断される必要があり、企業が保有する資産や負債は、「投資の目的」に着目することによって、事業投資と金融投資に大別することができるとしている。そのうえで、事業投資の目的は、投資額を超えるのれん価値（無形資産）を、年々のキャッシュ・イン・フローを通じて有形財に転換していくことにあり、投資の成果は、あくまでも事業活動の続行を通じ、事業資産に含まれていたのれんが有形資産（キャッシュ・フロー）に転換され実現されていくことによって達成されるとしている。すなわち、事業投資の利益情報は、キャッシュ・フローの配分情報である実現利益によって提供される。これに対して、金融投資には原則として時価を超えるのれん価値は認められないことから、いつ換金しても価値に影響がないはずの時価評価差額が、そのままキャッシュ・フローとみられて投資の成果と考えられるため、実現した利益としての要件を満たしていると考えられることを指摘している。すなわち、金融投資の場合には、投資資産の時価が評価基準となる。

大日方隆 [2012] は、主観のれん説にもとづいて、現実の企業の投資活動は、事業投資と金融投資から構成され、「期待から現実への転換」の実現概念は、それぞれの投資の固有性に即して、具体化される必要があるとしている。「主観のれん >0 と想定できる資産」は、原価または償却原価で評価し、収益は、広義のキャッシュの獲得を待って計上し、「主観のれん >0 と想定できない資産」は、市場価格（時価）で評価し、毎期の評価差額を投資の

成果とみなすという考え方である。

徳賀芳弘 [2011b] は、現実的で合理的な会計モデルとして、「忠実な表現」モデルと「のれん」モデルの2通りを提案している。「忠実な表現」モデルは、会計数値の信頼性を認識のスクリーンとして明確に位置づけるモデルであり、信頼できる評価額が得られる限り、ストックの公正価値評価を進め、純資産簿価を企業の経済価値に近似させるというモデルである。このモデルにもとづく、市場の存在しない金融商品の公正価値は、直接的検証可能性がないので容認されがたく、使用価値の使用も間接的検証可能性すらないので容認されない。

もう一方の「のれん」モデルは、のれん価値が経営者の主観的な評価に依拠せざるを得ず、主観的な評価が投資意思決定支援にも契約支援にもネガティブな影響をもたらすことから、のれんを有さないストック（金融資産・金融負債）の公正価値評価を行い、他方、のれん価値を有するストック（非金融資産・非金融負債）の公正価値評価は行わず、取得原価または償却原価で評価するという会計利益モデルである。このモデルでの金融商品と非金融商品との区別は、斎藤静樹が主張するように、外形規準ではなく、のれん価値の有無という実質規準でなされなければならない。いずれのモデルも、現行の会計基準に比して投資意思決定支援機能を高め、契約支援機能を低下させないという目標仮説に沿った修正案であるとしている。しかしながら、「のれん」モデルがダウングレーディング・パラドックス（金融負債のパラドックス）など mismatches の問題を有しているものの、金融商品の公正価値情報の価値関連性は高いという過去の実証研究の成果に従う限り、優れたモデルであると主張している。

森田哲彌 [1990] [1995] は資本の拘束性と利益の確実性の2つの視点から、資産の評価基準と実現概念を考察している。森田哲彌は、原価基準はその資産自体としては売却されないという仮定を前提にして初めて成立する評価基準であるとし、その資産に投下された貨幣資本は、何らかの形でその消滅が認識されない限り、当初に投下された状態がそのまま続いていて、その大きさは変わらないとする仮定を「拘束性の仮定」と呼んでいる。また、利益の認識において最も重要な要件は、利益の確実性であるとし、利益はそれが得られることが確実になるまでは認識しないというという考えである。逆に損失の認識には、逆の要件である不確実であっても予想される損失は計上すべきことが求められてきたとしている。

以上の考えから、(1) 資本の拘束性の仮定を前提とし得るものは原価基準とし、(2)

資本の拘束性の仮定を前提とし得ないものは、①時価の変動が利益の認識要件を満たしているものは時価基準、②時価の変動が利益の認識要件満たしていないものは低価基準とすることが妥当であるとしている。(1)に該当する資産として、土地、償却性有形固定資産、投資有価証券、(2)①に該当する資産として、棚卸資産、(2)②に該当するものとして、農産物、市場性のある一時所有の有価証券、長期請負工事の工事進行基準をそれぞれ挙げている。

白鳥栄一 [1995] は、資産の属性によって資産を貨幣性資産と費用性資産に分類し、貨幣性資産は回収可能額により評価し、費用性資産は取得原価主義により評価するとするのが一般的に受け入れられる考え方であるとしている。「貨幣性資産は現金ないし現金等価物であることから会計上資金的裏付けのある実現資産としてみなされ、その評価額を測定するにあたって検証可能性、実行可能性の観点からも支障はないと判断されるため、貨幣性資産はすべて回収可能額で貸借対照表に計上されると一般的に理解されているからである」。そのうえで、資本市場で有価証券の取引価格が確定し、取引も即日 to 実現可能であれば、すべて貨幣性資産とみなし、一時的所有であろうと長期所有であろうと有価証券（関係会社株式を除く）は、回収可能価額としての時価で評価されるべきであるとしている。³⁾

笠井昭次 [2005] は、企業資本等式（資本の待機分+充用分+派遣分+費消分=資本の算段分+蓄積分+稼得分）という会計構造論に依拠し、貨幣性資産と費用性資産という資産の2分類に対して、待機分資産（貨幣）、派遣分資産（債権、投資）、充用分資産（商品、機械等）の資産の3分類がより優れた資産分類であるという主張である。企業の経済活動には、価値生産活動と資本貸与活動という根本的に2つの異質の経済活動があると捉えている。

価値生産活動は、一定の犠牲のもとに、成果を獲得することであり、犠牲と成果との対応の結果として、利益が生成されるのである。価値生産活動に用いられる充用分資産は、取得原価で測定されるべきであるとしている。

取得原価主義会計と時価主義会計という分別は、価値生産活動だけを念頭に置いた考え方である。一方、資本貸与活動は、「現金が他企業に派遣されてそして現金が環流する、という貨幣の往還運動なのである」。「企業みずからが価値生産を行うことを断念し、それを他企業にさせるべく、一定期間だけ他企業に派遣した資本部分」であり、「その企図は、他企業が価値生産によって稼得した利益から、資本の時間的貸与に対する時間的報酬を獲得することにある」（117-118頁）。

派遣分資産は、基本的には、割引現在価値で評価され、売買目的有価証券といった価格変動の投機的利得の獲得を企図したものについては「売却時価」として、満期保有目的有価証券や貸付金等の定利の時間的報酬の獲得を企図したものについてはアキュムレーション法にもとづく「増価」として顕現化する。「売却時価」は、各時点において想定されるキャッシュ・フローと利子率によって算出された割引現在価値、「増価」とは、当初のキャッシュ・フローと利子率によって算出された割引現在価値であり、ともに割引現在価値という点では同一である。

上野清貴 [2009] は、公正価値の一般概念は「リアル・オプション価値」であるという主張である (66-67頁)。

出口価格が公正価値であり得るのは、資産または負債に対する観察可能な価格を市場で入手することができる場合に限られ、観察可能な価格を入手できない場合には、現在価値による測定が利用可能な最適方法となる。したがって、出口価格は特殊概念であり、現在価値が公正価値の一般概念である。市場価格が存在する場合には、出口価格に現在価値が内在しているという考え方である。しかしながら、現在価値は、特定の資産の価値がはなはだしく過小評価されてしまうおそれがあるとし、資産が本来備えている可能性を捕捉することが難しく、柔軟かつ弾力的で、より現実の経営状況に即した測定基準ではないとしている。そのうえで、このような問題点を克服する測定基準がリアル・オプション価値であるという主張である。リアル・オプション価値は、資産を弾力的に測定するためにボラティリティを計算要素に入れ、ボラティリティがゼロの状態、すなわち資産価値の変動がゼロの状態が現在価値にほかならず、現在価値はボラティリティを考慮しないリアル・オプション価値である。よって、現在価値はリアル・オプション価値の特殊形態であり、資産または負債の測定に関して、リアル・オプション価値が一般形態であることから、公正価値の一般概念はリアル・オプション価値であるとするものである。

吉田康英 [2003] は、金融商品と非金融商品は基本的に性格を異にし、各々が異なる経済活動にもとづくならば、無理に資本維持概念を統一することで解決を図るのではなく、各々（金融商品、原価評価の非金融商品、時価評価の非金融商品）の経済活動を反映した資本維持概念にもとづく測定、認識基準を適用することで解決を図ることが合理的であるという主張である (340頁)。

金融商品に取得原価主義会計を適用した場合、経営者に過度な自由裁量として利益操作の手段を委ねることになる。金融商品から生じる将来キャッシュ・フローは契約に起因す

るため保有者を問わない無差別性があるのに対して、非金融商品から生じる将来キャッシュ・フローは保有者の経営能力等に応じて変わり得る性質にあるとして、金融商品および非金融商品の区分基準については、将来キャッシュ・フローに係る契約性の有無に着目することが妥当であるとしている。そのうえで、金融商品は取引形態にとらわれることなく、分解可能な将来キャッシュ・フローの集合体と見なすことが合理的であり、金融商品の特性である将来キャッシュ・フローの分解および合成の自在性は、将来キャッシュ・フローに対する統一的尺度として現在価値、すなわち時価を求めることになるとしている。

越智信仁 [2012] は、公正価値ヒエラルキー（レベル1～3）は、評価技法への入力数値が「観察可能」か「観察不能」かの観点で画されており、レベル3には定式化された評価技法とそうでないものが混在する結果となっていた。このため、金融商品の計測モデルが複数併存する場合には、未成熟モデルの多様性に起因する測定の不確実性により、同一金融商品のレベル3公正価値評価にも重要な差異を生むことになるという現状認識のもと、レベル3公正価値のうち測定技法の多様性から「最低限の信頼水準」を満たさない領域を「レベル4」概念として識別・提唱している。そのうえで、改善策として、測定の多峰性が解消されない「レベル4」領域下では、貸借対照表上は、取得原価とし、公正価値に係る測定方法毎の測定値のばらつきを幅として注記開示の方が利益計算の信頼性を歪めることなく、投資意思決定に資するという主張である。

2. 海外における先行研究

第二次世界大戦後のインフレ経済を背景として、米国において再び時価会計を求める声は産業界を中心に高まってきた。これを契機として、インフレ会計が理論的にも大いに議論されるようになり、1960～1970年代にかけて時価主義会計理論が華を競うようになった（古賀智敏 [1998] 13頁）。

こうした背景の下、売却時価会計を提唱してきた代表的な論者として、R. SterlingとR. Chambersが挙げられる。

Sterling [1979]（塩原一郎 訳 [1995]）は、売却時価会計の論拠を「経験的検証可能性（empirical testability）」と「目的適合性（relevance）」という2つの規準（criteria）に求めている（浅倉和俊 [1989] 232頁）。

「会計界の人々は予測の回避を望んでいる」（p.28, 43頁）とし、過去の原価の配分も予測を伴うものであることから、測定から排除すべきであるとして、「測定の目的は、その

時点の前後に何かなされるかに関係なく、その時点での数値を見出すこと」であり、測定は、予測、歴史および配分とは区別されるとしている。(pp.31-33, p.223, 47-49頁, 318頁)

「市場での交換は観察可能な現象である」とし、その理由として「同一条件の下で、同一の資産を同一の金額で交換できると推測することができる。また、同一条件の下で、類似資産を類似金額で交換できる、あるいは類似条件の下で、同一の資産を類似金額で売却できると推測することもできる」ことを挙げ (p.70, 104頁)、実証的検証可能性の規準を満たす情報は、売却時価と購入時価 (entry value) であるとしている。

「現在価値」⁴⁾については、「単一で真実な割引価値が存在しないことは事実である。真実の割引価値はたくさん存在しており、おそらく市場参加者の数だけ真実な割引価値があるといってよいであろう。したがって、単一で真実の割引価値を決定するという問題は、概念的上のものであって、経験上のものではない」(p.132, 194頁)として、経験的検証可能性はないと指摘している。また、「歴史的原価」(取得原価)は、「慣習に従って配分された過去の購入原価」(p.141, 207頁)であり、「取替原価」(再調達原価)は、「慣習に従って配分された現在購入価格」(p.144, 212頁)であり、いずれも経験的検証可能性を有しないとしている。

「属性の測度は、その属性が意思決定モデルによって明示される場合に、そしてその場合においてのみ、意思決定モデルにとって『適合性をもつ』のである。」と考えられており (p.85, 125頁)、意思決定は、一般に代替案の決定、代替案の結果の予測、望ましい結果の選択、および行動という一連のプロセスからなる。そして、意思決定モデルは、代替案、代替案の結果、および選好に関する情報が必要である (pp.95-99, 140-144頁)。

Sterlingは、経営者の市場意思決定と投資者の市場意思決定から目的適合性のある情報を導き出した。その結果、目的適合性のある情報とは、経営者の市場意思決定では、企業の所有資産の売却時価、未所有資産の現在の購入価額と売却時価、および投資計画ないし資産の将来現金キャッシュ・フローであり (p.115, 168-169頁)、投資者の市場意思決定では、投資者自身による株の割引価値、現在の株価、および企業の所有資産の売却価額である (pp.189-190, 274頁)。

Sterlingは、「筆者には、購入価額の適合性は理解し得ない。交換原理²⁾中で注記したように、未所有資産の購入計画すべてにとって、購入価額が適合性を有している。しかし、所有資産の購入価額は、(資産の売却価額でそれを売却しなければならないのであるから)

その売却にとっては適合性を持たないし、(それら資産をすでに所有してしまっているのがあるから) その購入にとっても適合性を持たない」(p.124, 182頁)として、所有資産に係る購入価額は目的適合性を持たないことを指摘している。

以上から、Sterlingは、経験的検証可能性と目的適合性の両方の規準を充足するものは、売却時価であるという結論を下している。

Chambers [1966] (塩原一郎 訳 [1984])は、会計を「市場における将来の行動のための指標としての継続的な財務情報源の提供を目的とした、回顧的かつ現在性を持った貨幣による計算の方法と定義」し (p.99, 138頁)、継続的現在の会計 (Continuous Contemporary Accounting) を主張している。

人間という有機体は、これを全体的に捉えて一つの恒常組織と考え、絶えず環境に自己を適用させ、その機能を果たす力を保ち、その生存を確保していると考えられるとしている (pp.20-21, 26頁)。Chambersは、こうした人間の恒常組織を会計機能になぞらえて、貨幣経済のもとで、企業は市場での取引を通じて自らを環境に適応させていく適応行動と捉えている。

現在という時点から見れば、過去の価格は、すべてが単に過ぎ去った過去のものにすぎず、現在の価格だけが、行動の選択に対して何らかの関わりを持っているとしている (p.91, 126頁)。また、購入価格または再取得価格は、現在の保有額を基礎として、現在の状態に適応する目的で市場に参加する能力を示すものではないとして、測定属性としては、過去の価格、購入価格、再取得価格についてはいずれも除外している (p.92, 127頁)。

そのうえで、ある時点において、市場でのすべての将来可能と思われる行動にとって、統一的に適合性を持つ唯一の財務的属性は、市場売却価格または実現可能価格すなわち現在現金等価額 (current cash equivalent) であると主張している。売却時価のみが現在の状態に適応する目的で市場に参加する能力を示すものであるとしている (p.92, 127頁)。

Dichev [2008] は、企業の価値が制止した資源の束からではなく、それらをリスクにさらしたビジネス・モデルの実行から生まれるものである以上、そうした事業プロセスと切り離して資産の価値を捉えるバランスシート・アプローチよりも、むしろビジネス・モデルの成否を最終的に検証する顧客への販売にもとづいて収益を認識する損益計算書モデルの方が、企業の事実即した財務情報を生み出すことをあらためて確認する。多くの企業は資産をいわば栽培する「温室」ではなく、それを製品などのアウトプットに変換している「炉」のようなものであり、資産は事業を遂行する際に使われる当座の道具でしかない。

企業にとってそうした資産の価値は、その企業に固有の使用価値であって、交換価値としての出口価値とは関係ないことを指摘している。

また、市場性のある有価証券など、価値が営業から独立している資産だけをもつ企業なら、その価値の変動を追跡して利益（earnings）を測ればよい。要するに、金融活動のための資産や負債にはバランスシート・アプローチが意味をもつのだが、営業に使われていて、独立に存在するわけでも独立の価値を持つわけでもない資産については、価値創造の過程に損益計算書アプローチが適合する。企業の収益性を説明するのは保有資産のリストに載らない無形の価値であり、それは将来に予想される営業成果（販売価格や数量）のプレミアムから派生する資産でしかない。問題の核心をなすのは、営業活動と金融活動を区別して2つのアプローチを使い分けることであり、バランスシートへの志向は特殊な状況でのオプションにすぎないとしている。

Whittington [2010] は、現実の市場は不完全かつ不完備であるため、すべての資産および負債にとって理想的で唯一の市場価格を入手することは不可能である。金融危機で明らかになった流動性の問題は、市場の限界を示しており、金融商品であっても市場価格を見積もることが困難であることを示している。不完備な市場の下で重要なことは情報の非対称性であり、会計が必要とされる理由はアカウントビリティによって情報の非対称性を軽減するためであるとしている。

米国において、1991年にSFAS第107号「金融商品の公正価値の開示」、1994年にはSFAS第119号「デリバティブと金融商品の公正価値に関する開示」が公表されたのを受け、いくつかの実証研究が行われている。

金融商品会計における全面公正価値測定をFASBならびにIASBにおいて先導してきた1人といえるBarth [1994] は、1971年から1990年にかけての銀行延べ1,990行のサンプルデータによる実証研究を通して、銀行が保有する投資有価証券の時価情報が株価に与える影響について回帰分析を行い、投資有価証券の公正価値情報は取得原価情報よりも有用性が高いとの結論が得られたとしている。

Nelson [1996] は、米国銀行総資産上位200行を対象としてサンプルとなる銀行を抽出し、SFAS第107号にもとづいて注記開示された公正価値表価額の情報が株価に与えた影響について回帰分析を行ったが、投資有価証券、貸出債権、預金、長期負債のいずれの公正価値情報も株価形成には追加的な情報価値を有さないとの結論であった。

Hodder et al. [2006] は、1996年から2004年にかけて商業銀行202行のサンプルデータ

を用いて、純利益、包括利益、および公正価値を全面適用した場合の利益と金融商品の公正価値情報のリスク関連性を検証している。検証の結果は、公正価値を全面適用した場合の利益の変動性の増加分は、銀行のリスク指標と有意な関係があると指摘している。リスクを反映するうえで金融商品会計における全面公正価値会計が有用であるとしている。

銀行の貸付金に着目しつつ、公正価値測定の有用性について批判的な見解を述べている研究としては、以下の論文が挙げられる。

Nissim [2003] は、銀行は貸付金の公正価値を裁量的に見積もっているとし、資本、資産の成長率、流動性、貸付金の簿価が小さいほど、公正価値評価額を大きくしていると指摘している。

Beaver and Venkatachalam [2003] は、貸付金の公正価値を、裁量部分、非裁量部分、および公正価値のノイズの3つの要素に分類したとき、非裁量部分と株価は1対1に対応しているが、裁量部分は、シグナリング効果を持つ場合にはプラスに、機会主義的行動の結果の場合にはマイナスに評価されること、またノイズ部分は株価にまったく反映されないことを明らかにした。

Tschirhart et al. [2007] は、銀行の貸付金について、ほとんどが流通市場を有しないことから、公正価値の算定方法は大手銀行の間でも様々であり、採用する評価モデルの妥当性、インプット要素の信頼性が重要な問題になると指摘している。

Emmons and Sierra [2006] は、銀行の貸付金のうち、緊密な継続取引企業に対する貸付金 (relationship loan) については売却することを仮定することはできないことから、公正価値評価は適切ではないとし、それを公正価値で測定した場合、銀行の資本規制を不安定にすると指摘している。

Song et al. [2010] は、公正価値測定の信頼性について批判的に言及している。米国の銀行業を対象に2008年度の第1四半期から第3四半期までの四半期決算情報を用いて、SFAS第157号「公正価値測定」の公正価値ヒエラルキーレベル1からレベル3までの公正価値情報の価値関連性について回帰分析を行っている。その結果、いずれのレベルにおいても価値関連性はあると認められる一方、レベル3の公正価値に関する価値関連性は、レベル1およびレベル2の価値関連性に比べて劣るという結果となった。これは、直接的にあるいは間接的に観察可能なインプットにもとづいて算出したレベル1およびレベル2の公正価値情報に比べて、観察不能なインプットを用いて算出したレベル3の公正価値情報は信頼性に欠けるということである。

Nissim [2007] は、公正価値と償却原価との差額は、銀行における信用リスクや利子率の変動リスクを評価するうえで有用ではなく、公正価値評価は銀行の財務諸表の情報内容を改善するうえで役立っていないと指摘している。

さらに、Nissim and Penman [2008] では、公正価値会計が意味を持つ状況について、公正価値会計の適用に関する5原則として、「一対一の原則」、「資産・負債対応の原則」、「情報保存の原則」、「無裁定見積りの原則」および「正しい調整の原則」を提示している。

公正価値会計は、オフバランス処理されているのれん等を含め、すべての資産および負債が測定対象に含められ、それらの資産および負債が生み出す将来キャッシュ・フローの情報が投資家に対して広く知られている理想状況において、公正価値情報は企業価値評価にとって十分な情報となる。しかし、公正価値で測定される利益に関する情報は、企業価値に関するリスクの情報を提供するものの、価値それ自体に新たな情報を提供するものではない。他方、歴史的な原価主義会計は、企業固有のビジネスプランの遂行状況を報告するものであり、企業が生み出した付加価値を把握するのに適した利益計算システムである。

公正価値は、株主価値が市場価格に対するエクスポージャーによって決定される場合にのみ適用される。一方、歴史的な原価 (historical cost) は、株主価値が事業遂行能力 (インプット価格とアウトプット価格との裁定) に依存する場合に適用される。

原則に照らし合わせて、公正価値会計を適用するのに相応しくないものとして、銀行のコア預金を挙げている。なぜなら、コア預金の価値は企業特種的で、どのように顧客を惹きつけているのかという自身のビジネス・モデルに依存するからである。

III 小 括

本章で明らかになったことは、会計制度の面では、金融商品会計において全面公正価値測定を肯定する側は、公正価値は市場ベースの値であることからバイアスのない測定手法としての客観性と経営者の恣意性の排除を根拠に全面公正価値を主張しているのに対して、反対する側は、公正価値測定の信頼性等への懸念と経営者の意図が反映されない会計情報の有用性に対する懸念を主張している。また、混乱要因となるボラティリティを生じさせるとともに、金融負債については、企業の信用格付けが下落すると負債の公正価値評価益が生ずる、いわゆる負債のパラドックスの問題を指摘している。

会計理論の面からは、公正価値測定を肯定する見解においては、取得原価主義会計は経営者に過度に自由裁量がある一方、金融商品から生じる将来キャッシュ・フローは契約上

の権利または義務をなすものであり、保有者を問わない無差別性があるとして、市場の変動性を重視するという考え方にもとづく主張が見られる。また、実証研究を通して、取得原価と比較した公正価値の有用性を主張する見解が見られるが、有価証券については一定程度の有用性が認められているものの、その他の金融商品については結果が一定していないが、有価証券売買に対する有用性を用いて公正価値測定全体の有用性を主張している。

公正価値測定に対する批判は、公正価値が有用であるのは、限定的な場面においてのみであるということである。すなわち、第1点は、公正価値が目的適合であるのは、完全・完備市場が存在する場合で、金融資産または金融負債の観察可能な市場価格を入手できる場合に限定されるということである。直接に観察が可能ではない公正価値ヒエラルキーのレベル2および3の信頼性に対する疑義があり、公正価値が有用であるのは限定されているという点である。第2点は、第1の問題点をクリアしたうえで、さらにその金融商品の取引においてのれん価値が存在しない場合に限定されるという見解である。

また、銀行の貸付金のように流通市場を有しない金融資産を公正価値で測定した場合、その算定手法が様々であることから、信頼性が問題となるという懸念や経営者の裁量が働く懸念があり、公正価値測定は適さないという指摘がある。

以上のとおり、金融商品会計における公正価値測定を全面的に否定するものでないことから、企業実態をより適切に反映するための測定手法を考えるうえで、公正価値測定が適当である金融商品と、原価等それ以外の測定手法が適当である金融商品との境界線をどのような根拠にもとづいて、どのように引くべきであるかを検討することが重要になってくる。

第2章以下では、本章で整理された論点および公正価値測定の抱える問題点を踏まえながら、考察を行っていく。

注

- 1) JWGは、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、ニュージーランド、北欧5カ国（ノルウェーが代表国として参加）、英国、アメリカ合衆国、および国際会計基準委員会（IASB）の会計基準設定主体または職業会計士団体の代表またはメンバーで構成（JWG [2000] par.P4, APPENDIX D）。
- 2) 予備的見解（FASB [1999]）の公表時点においては、SFAC第7号は公開草案であっ

た (par.12 j). SFAC第7号は2000年2月に公表された.

- 3) 白鳥栄一 [1995] は, 関係会社株式は連結または持分法適用の対象となるので, 貨幣性資産にはならず, これを費用性資産と解し取得原価で評価するのは「制度」への妥協である, としている (36頁, 脚注2).
- 4) Sterling [1979] は, 「あたかも現在時点というニュアンスを有するかのように解されるのを避けるために, 「現在価値 (present value)」という代わりに「割引価値 (discounted value)」という用語を用いる」としている (p.125).
- 5) 交換原理2: 未所有資産のいずれであれ, その購入価額は, 現実であると潜在的であるとを問わず, その資産の交換についてのあらゆる意思決定にとって適合性を持つ (Sterling [1979] p.119).

第2章 有価証券の保有目的区分の意義

はじめに

2000年12月に金融商品ジョイント・ワーキング・グループが全面公正価値会計¹⁾を柱とするドラフト基準「金融商品および類似項目 (Financial Instruments and Similar Items)」(JWG [2000]. 以下「JWGドラフト基準」という.)を公表したが、多数の反対を受けて基準化が見送られ、国際会計基準 (IAS)、米国会計基準 (SFAS)、日本会計基準とも混合測定属性モデル (mixed-attribute measurement model) ²⁾を前提とした金融商品会計基準が制定された。

その後、2006年2月27日に国際会計基準審議会 (IASB) と米国財務会計基準審議会 (FASB) が公表した覚書 (MOU : Memorandum of Understanding) では、現行の金融商品会計基準を全面公正価値に置き換えるプロジェクトを長期的な共同プロジェクトの1つとして位置づけて検討が進められ、2008年3月には、ディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」(IASB [2008a]) が公表された。

この中で、金融商品の報告における複雑性を低減する長期的な解決策としては、すべての金融商品を同一の方法により測定することであり、すべての金融商品に適切な情報を提供する唯一の測定属性は公正価値であるとしている。一方、全面公正価値を適用する前に解決すべき問題点があり、その解決には長期間を要すると考えられることから、より早く今日の複雑性を低減することができる可能性のある全面公正価値測定に至るまでの中間的アプローチとして、現行の有価証券の保有目的区分の廃止または変更が提案されている。

本章では、この中間的アプローチの提案を通して有価証券の保有目的区分の意義について、公正価値測定および実現概念の両面から考察するとともに、課題等を明らかにする。

I 混合測定属性モデルとしての金融商品会計

国際会計基準および米国会計基準において、混合測定属性モデルに至った経緯については第1章で概括したが、本章での考察の基点としているIASBが2008年3月にディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」を公表した時点における米国会計基準、国際会計基準、日本会計基準それぞれについて概観する。

1. 米国会計基準

米国においては、1980年代まで金融商品毎に会計基準が設けられていたことから、新たに開発される画期的な金融商品の複雑性により会計基準の整合性を保つことが困難となり、各方面から、これまでの会計基準は不完全で不適切として見直しが求められた。これを受けてFASBが、1986年に「金融商品プロジェクト」を立ち上げ、金融商品会計基準に関する包括的な検討を開始した。

認識と測定のプロジェクトにおいて、1993年には、FASB財務会計基準書 (SFAS) 第115号「負債証券および特定の持分証券投資の会計処理」が公表され、有価証券を保有目的別に「満期保有目的有価証券 (Held-to-Maturity Securities)」、 「売買目的有価証券 (Trading Securities)」、 「売却可能有価証券 (Available-for-Sale Securities)」の3つに分類したうえで、このうち売買目的有価証券および売却可能有価証券は貸借対照表上で公正価値評価するものとされた。また、これらの評価差額については、売買目的有価証券の評価差額は当期損益として損益計算書に計上する一方、売却可能有価証券の評価差額は資本の部の独立項目として計上する取扱いとされた。さらに、1998年公表のFASB財務会計基準書 (SFAS) 第133号「デリバティブおよびヘッジ活動の会計」が公表された。

一方で、FASBは、ディスクロージャー改善プロジェクトにおいて、1991年12月にSFAS第107号「金融商品の公正価値の開示」、SFAS第119号「派生金融商品および金融商品の公正価値に関する開示」をそれぞれ公表しており、また、1999年12月には、金融商品の全面公正価値会計の導入を提案した「予備的見解：公正価値による金融商品および特定の関連資産、負債の報告に関する主な問題」を公表していることから、SFAS第115号は暫定的な基準として公表されたものといえる。

2. 国際会計基準

国際会計基準では、国際会計基準委員会 (IASB) が、1998年中のコア・スタンダード完成を優先し、1997年10月に金融商品プロジェクトを暫定基準と包括基準に分割することを決定した。その後、米国会計基準を基礎として作成された暫定基準であるIAS第39号「金融商品：認識および測定」が1998年12月に承認された。

IAS第39号では混合測定属性モデルが採用されており、金融資産は、①損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債 (A financial asset or financial liability

at fair value through profit or loss), ②満期保有投資 (Held-to-maturity investments), ③貸付金および債権 (Loans and receivables), ④売却可能金融資産 (Available-for-sale financial assets) の4つに分類され, ①および④については, 公正価値評価を求め, ②および③については取得 (償却) 原価による評価を認めている。

その後, 包括基準を検討するため, 会計基準設定主体の金融商品ジョイント・ワーキング・グループ (JWG) が, 公正価値測定の原則にもとづく金融商品会計の包括的基準案を作成するために1997年10月に組織された。2000年12月には, JWGは前述のとおり「JWGドラフト基準」を公表したが, 多くの反対意見が示された。

3. 日本会計基準

日本では, 1996年6月に銀行法および証券取引法が改正され, 金融機関がトレーディング目的で保有する有価証券については時価評価することに決定したことを受け, 1997年6月, 企業会計審議会金融商品部会は, 「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理」(企業会計審議会 [1997]) を公表した。この中で, 金融商品の時価評価の導入といった会計基準の大幅な見直しが提言された。

時価評価の導入を検討するうえで, 商法の取得原価主義, 利益計算上の取扱い等との調整が必要となってきたことから, 法務省と大蔵省が合同で「商法と企業会計の調整に関する研究会」を1997年7月から検討を開始し, 1998年6月に「研究会報告書」(大蔵省・法務省 [1998]) を公表した。この中で, 商法においても金融商品の時価会計が導入されることが望ましいと提案している。

これを受けて, 企業会計審議会は, 1998年6月に部分的時価主義を導入することを提案した「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書 (公開草案)」(企業会計審議会 [1998]) を公表し, 「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(以下「金融商品意見書」という。)を1999年1月に公表した。また, この金融商品意見書によって, 企業会計審議会は「金融商品に係る会計基準」(企業会計審議会 [1999]. 以下「改正前金融商品会計基準」という。)を新たに制定した。改正前金融商品会計基準の制定を踏まえて, 商法および法人税法の改正が行われた。

その後, 商法に代わって会社法が施行され, 2006年5月に施行された会社計算規則等に対応するため, 企業会計基準委員会において, 改正前金融商品会計基準を改正し, 2006年8月11日付で企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」として公表した。

日本の会計基準においても混合測定属性モデルを採用しており、債権・金銭債務は償却原価によるものとし、有価証券については、保有目的の等の観点から、①売買目的有価証券、②満期保有目的の債券、③子会社株式・関連会社株式、④その他有価証券の4つに分類されている。①については時価評価³⁾とし、②および③は取得原価または償却原価、④については原則時価評価することとされている。

II IASBとFASBでの検討経緯

1. 金融商品会計

IASBとFASBは、2008年3月、ディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減（Reducing Complexity in Reporting financial Instruments）」（IASB [2008a]）を公表し、それぞれからコメント募集を行った。⁴⁾ 本ディスカッション・ペーパーは、金融商品の報告に関する現行規定であるIAS第39号「金融商品：認識および測定」は、理解、解釈および適用が難しいという認識のもと、原則ベースで、IAS第39号よりも複雑性の低い基準の作成のための第一段階であるとしている（IASB [2008b]）。

（1）ディスカッション・ペーパー公表までの検討経緯

IASBとFASBは、2005年4月開催の合同会議において、金融商品会計基準の今後のあり方について議論を行った（企業会計基準委員会 [2005b]）。その背景には、現行の金融商品会計基準は大変複雑であり、多くのルールが設定されているため、会計基準を貫く原則をより明確化するには、これらを改善・簡素化する必要があるという認識がある。また、IASBとFASBの両者とも混合測定属性モデルを採用し続ける以上、会計基準の複雑さを大きく低減することは困難であるという共通の認識を持っている。

議論に当たっては、スタッフから4つの代替案の提示があり、このうち、2つの代替案の可能性について検討することで暫定的に合意された。すなわち、

- ① 金融商品会計基準の根本的見直しを行う。金融商品のすべてを公正価値で測定する、全面公正価値測定の方で検討する。
- ② 全面公正価値測定とは異なる、包括的な測定フレームワークを持つモデルを用いることによって、金融商品の測定に関する混合測定属性モデルの改善を図る。

というものである。しかし、議論の中では、公正価値を用いた単一の測定属性モデルである全面公正価値測定の方が、混合測定属性モデルに比べて、財務報告を改善し、金融商品会計基準を大幅に簡素化することになるというのが大方の見解である。

また、2005年10月の合同会議では、全面公正価値測定を長期的な金融商品会計基準の方向性とする事で暫定的に合意された。合意内容は次の3点である。

- ① 長期的な会計基準の目的は、すべての金融商品を公正価値で測定し実現損益および未実現損益は発生した期間に認識する公正価値測定モデルの採用である。
- ② ヘッジ会計の規定を簡素化し、また可能であれば、特殊な会計処理を縮小もしくは廃止する。
- ③ 既存の認識の中止に関する基準と比較して、より簡素化し、適用をより容易にし、財務報告の概念とより整合する、金融商品の認識の中止に関する収斂した新しい基準を策定する。

ただし、全面公正価値測定は究極の目的であり、その採用には解決しなければならない多くの問題点があるという共通認識が示されている（IASB [2005b]）。

2005年10月の合同会議では、全面公正価値測定をIASBとFASBの長期目標とする事で暫定的に合意されたことに対して、日本から以下のような反対意見について説明を行っている（企業会計基準委員会 [2005c]）。

- ・全面公正価値は、JWGの意見が反対された経緯があるにもかかわらず、また、全面公正価値が混合属性モデルより優れていることが、理論的に証明されておらず、実証研究もされていないと思われる。
- ・事業投資が公正価値評価されていないので、金融商品を全面公正価値評価すると、事業投資との間で評価の歪みが出る。現在の混合属性モデルはこの歪みを補正できるので優れている。
- ・日本で考えている、金融投資、非金融投資のモデルが有用ではないか。

これに対しては、IASBにおいては、金融投資・非金融投資のモデルは経営者の恣意性が介入するということで理解されていない。

全面公正価値測定をIASBとFASBの長期目標とする事で暫定的に合意されたことに対して、2005年11月開催のIASBの基準諮問会議（SAC）会議において日本から、すべての金融商品を公正価値評価し、その実現・未実現損益をそれらが生じた期に損益計算書に計上する考え方に対して反対を表明している。その理由として、金融負債、関係会社投資、

あるいは信託投資等を公正価値評価する会計処理にどのような具体的な有用性があるか明確な裏づけが行われていないことを挙げている。

これに対しては、IASB（Tweedie議長）から、混合属性モデルがミスマッチの原因となっており、公正価値オプションがその問題を克服すること、混合属性モデルにおける区分の問題の解決は1つの区分とすることであり、より簡素で容易なものが全面公正価値モデルであると説明している（企業会計基準委員会 [2005d]）。

さらに、金融商品に関する現行の会計基準を全面公正価値の採用によって置き換えるという統合化項目は、IASBとFASBが2006年2月に合意した覚書（MOU）において、長期プロジェクトの1つとして設定され、2008年までにデュー・プロセス文書の公表が目標とされ、検討が進められていたものである（FASB and IASB [2006]）。

（2）ディスカッション・ペーパーの概要

ディスカッション・ペーパーでは、金融商品の報告における複雑性の主要な原因を検討するとともに、財務報告を改善し、複雑性を低減するための中間的なアプローチと長期的なアプローチの双方について検討している（par.IN3）。

ディスカッション・ペーパーは3つのセクションから構成されており、今日の複雑性の主な原因の1つとして、金融商品の測定方法が多数存在することを指摘したうえで、セクション1では、まず、金融商品が測定される際の多くの方法によって生じる複雑性と問題点について議論している。そのうえで、測定に関する問題点に対する長期的な解決策は、すべてのタイプの金融商品に対して単一の測定方法を用いて測定することであり、すべての金融商品に適切な唯一の測定方法は公正価値であると考えられている（par.IN5）。

セクション2において、全面公正価値を適用する前に解決すべき問題点があると審議会も認識しており、その解決には長期間を要すると考えられることから、公正価値測定規定を導入するより早期に今日の複雑性を低減することができるかもしれないいくつかの中間的なアプローチ（intermediate approaches）を提案している。具体的には次の3つのアプローチを提案している。すなわち、

- ① 現行の測定規定の改正
- ② 現行の測定規定から公正価値測定への原則置き換え（ただし、選択的例外特例を認める）
- ③ ヘッジ会計の単純化

である (par.2.4). この3つのアプローチについては、単独、あるいは組み合わせての導入の可能性もあるものである (par.2.5).

なお、ディスカッション・ペーパーでは、中間的な変更が提案される場合には、以下の規準を満たさなければならないとしている (par.2.2).

- ① 目的適合性があり、財務諸表利用者にとって理解が容易な情報を提供する.
- ② 公正価値の長期的な測定目的と首尾一貫している.
- ③ 複雑性を増加させない.
- ④ 改善および簡素化がそれらの変更に必要な費用に見合うものである.

前述したとおり、長期的な解決策としては、すべての金融商品を同一の方法により測定することであり、単一の測定方法を用いることにより、企業間ならびに同一企業内の複数の会計年度の比較可能性が高まるとしている. そのうえで、すべての金融商品に適切な情報を提供する唯一の測定属性は公正価値であると考えられるとしている.

あわせて、ディスカッション・ペーパーでは、公正価値および公正価値の変動についての表示に関連した懸念や問題点にも触れている. すなわち、次の3項目である (par.3.102).

- ① 実現の可能性の低い公正価値変動が収益認識される場合の収益のボラティリティ
- ② 未実現損益に関する表示
- ③ 市場ベースの情報が取得不可能な場合の金融商品の公正価値測定の困難および不確実性

(3) 中間的アプローチ：測定基準の改正

全面公正価値モデルを導入するよりもより早く改善し単純化することができる実行可能な方法として3つの中間的アプローチを提案している. 本章では、このうち、①現行の測定規定の改正 (par.2.6-2.14) および②現行の測定規定から公正価値測定の原則への置換え (par.2.15-2.22) のそれぞれのアプローチについて順を追って詳述する.

金融商品では、IAS第39号「金融商品：測定および認識」において、4つの保有目的区分、すなわち、①損益を通じて公正価値で測定される金融資産、②満期保有投資、③売却可能金融資産、ならびに④貸付金および債権を設けている. 図表2-1は、現行の会計基準における有価証券の保有目的区分と中間的アプローチでの提案を筆者が整理したものである.

(a) 満期保有目的区分の廃止：提案 I

「現行の測定規定の改正」では、第 1 のアプローチとして、IAS第39号とSFAS第115号における満期保有目的の区分を廃止することを提案している（図表 2-1・提案 I）。これは公正価値測定への移行であり、この分類の金融商品の多くはおそらく売却可能に分類されることになるであろう。

図表 2-1 有価証券の保有目的区分・測定方法（上段：保有目的区分，下段：測定・認識）

| 米国会計基準 SFAS115 | 国際会計基準 IAS39 | 日本 金融商品に関する会計基準 | |
|-------------------|------------------------------|--------------------|-------|
| 売買目的有価証券 | 損益計算書を通じて公正価値で評価される金融資産または負債 | 売買目的有価証券 | |
| 公正価値 | 公正価値 | 公正価値 | 提案 II |
| 売却可能有価証券 | 売却可能金融資産 | その他有価証券 | |
| 公正価値 リサイクリング | 公正価値 リサイクリング | 公正価値 リサイクリング | 提案 I |
| 満期保有目的有価証券 | 満期保有投資 | 満期保有目的有価証券 | |
| 償却原価 | 償却原価 | 取得原価（償却原価） | |
| | | 子会社株式・ 関係会社株式 | |
| | | 取得原価（償却原価） | |

この変更によって、満期保有目的の区分からの変更に対する「テインティング (tainting)」（ペナルティ）条項の必要性を廃止することになり、これらの条項を廃止することはある誤った決定のために金融商品全体のグループを財務諸表作成者が再区分し直さなければならないリスクを排除することが可能となる。しかしながら、このようなアプローチは売却可能投資からの利益を損益計算に再分類（リサイクリング⁵⁾）するかどうか、また再分類する場合にはどのように行うかという点に関してルールを引き続き求められることになるであろう（par.2.10）。

(b) 売却可能金融資産の区分の廃止：提案Ⅱ

もう一つのアプローチは、売却可能金融資産の区分を廃止することを提案している（図表2-1・提案Ⅱ）。現在、売却可能として区分されている金融商品は「損益計算書を通じて公正価値で評価される金融資産または負債」（国際会計基準）あるいは「売買目的有価証券」（米国会計基準）として単純に公正価値で測定することである。

金融商品が売却されるか、あるいは減損を認識する必要がある場合には、その他の包括利益から利益または損失を損益に再分類する必要性がなくなる。しかしながら、収益のボラティリティにつながるとして、このアプローチに対する反対意見もある（par.2.11）。

(4) 中間的アプローチ：現行の測定規定から公正価値測定の原則への置換え

第2の中間的アプローチとして、「現行の測定規定から公正価値測定の原則への置換え（選択的例外特例を含む）」を提案している。すなわち、公正価値測定を原則としたうえで、一定の適格基準を充足した金融商品については取得原価基準による測定（cost-based measurement）を認めるものである。

取得原価基準を採用できる例外基準は、金融商品のキャッシュ・フローの変動性に依拠するとしている。例えば、将来キャッシュ・フローの変動性が高い金融商品（デリバティブ金融商品、株式投資等）については、公正価値測定が要求され、一方、キャッシュ・フローが固定的または変動性がわずかな金融商品（市場金利連動型金融負債商品）については取得原価基準による測定が適している（par.2.19）。

2. 「財務諸表の表示」プロジェクト

IASBとFASBが会計基準のコンバージェンスに向けて共同プロジェクトとして進めている「財務諸表の表示」プロジェクトにおいて、包括利益計算書の当面の取扱いについて検討されている。2006年2月のIASBとFASBの覚書（MOU）においても、「その他の統合化項目」の1つとされているものである。

IASBとFASBとの共同プロジェクトは2004年4月に業績報告プロジェクトとして始まったが、それ以前にIASBとFASBはそれぞれのプロジェクトとして進めていたものである。

IASBは2001年から英国会計基準審議会（ASB）との共同プロジェクトとして開始し、2002年には、純利益を廃止し、包括利益を開示するマトリックス形式の業績報告案を公表

したが、純利益の廃止については企業を中心に関係者から強い懸念が示されるとともに、FASBとIASB・ASBの共同プロジェクトとの間で包括利益の報告という基本財務諸表のあり方について大きな隔たりが生じることを避けるために、プロジェクトの進め方が見直されることとなった。

一方、FASBでは、1997年に財務会計基準書第130号「包括利益の報告」を公表し、リサイクリングの仕組みを導入して純利益の概念を変更することなく、包括利益が開示されている。

こうした背景のもと、IASBとFASBとの共同プロジェクトは2004年4月に始まり、2005年4月から本格的な検討が進められた。検討を開始するに当たっては、プロジェクトをセグメントAとセグメントBの2つのステップに分けることとされた。セグメントAでは、1計算書方式による包括利益計算書の検討、主要財務諸表の特定、比較財務諸表および関連する注記による開示において要求される年数、キャッシュ・フロー計算書の直接法の検討を検討項目とし、セグメントBでは、当期利益とその他包括利益の間でのリサイクリングの可否の検討、財務諸表で区分して情報を表示するための原則の構築、財務諸表の合計および小計の定義が検討項目とされた。

検討の途上においては、小計として当期利益を含み、ボトムラインを包括利益とする単一の計算書として「当期利益および包括利益計算書」を導入することで暫定的に合意された。さらに、2005年11月のIASB会議では、包括利益計算書を2分割し、第1の計算書は現在の損益計算書と同様にボトムラインを当期純利益とし、第2の計算書にその他の包括利益の変動を記載し、その末尾で包括利益を表示する2計算書方式も選択肢に追加することで暫定的に合意した（IASB [2005c]）。

その後、2006年3月の公開草案の公表を経て、2007年9月に、包括利益をボトムラインとして純利益も開示する1計算書方式と純利益と包括利益をボトムラインとする2計算書方式の両方を認めるとした国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」の改訂版を公表して、セグメントA（フェーズA）を終了した。

一方、2006年10月開催のIASBとFASBの合同会議において、セグメントB（フェーズB）に関する重要な前提合意がなされた。すなわち、売却可能有価証券の公正価値の変動等といった「その他の包括利益」項目について、長期的には区分表示せず、さらに「当期利益」も表示せず、「包括利益」に一本化して表示する包括利益計算書とすることが暫定的に合意された。このモデルの下では、その他の包括利益項目は、実現した時点で再度包括利益計

算書において認識されることはない（リサイクルされない）。しかしながら、長期的な決定はあまりに革新的であるとして、短期的⁶⁾には、その他包括利益項目を表示し、実現した段階でリサイクルすることを認める方向である。ただし、その場合においても「当期利益」は表示しないという暫定的な決定が行われている（企業会計基準委員会〔2006a〕）。

これは、実現・未実現に関わらずすべての利益を捉えることであり、有価証券の保有意图を無意味化させるもので、経営者の裁量を極力排除しようとする表れといえる。

Ⅲ ディスカッション・ペーパーにおける中間的アプローチに関する考察

1. 有価証券の保有目的区分の意義

「一般財務報告の目的は、現在のおよび潜在的な投資者、融資者および他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定を行うに際して有用な、報告企業についての財務情報を提供すること」（IASB〔2010c〕 par.OB2）であり、「現在のおよび潜在的な投資者、融資者および他の債権者は、企業への将来の正味キャッシュ・イン・フローの見通しを評価するのに役立つ情報を必要としている」（IASB〔2010c〕 par.OB3）。その場合には、より精緻な将来キャッシュ・フロー情報を提供することが重要となってくる。

したがって、混合測定属性モデルを採用することで、企業が保有する有価証券を経営者の保有目的別に区分し、それぞれに適した測定属性により測定した精緻な将来キャッシュ・フロー情報を提供することが可能となり、不要な収益のボラティリティを反映させることなく、投資意思決定に有用であると考えられる。有価証券の保有目的区分の意義は、将来キャッシュ・フロー情報を精緻化することにあるといえる。

以下では、将来キャッシュ・フローに着目して、ディスカッション・ペーパーの中間的アプローチで提案のあった満期保有投資および売却可能金融資産それぞれの金融商品の区分の廃止について考察する。

2. 満期保有投資の廃止

図表2-2は、中間的アプローチの提案のポイントを筆者が2つの観点から整理したものである。

満期保有投資の廃止は、図表 2-1 の提案 I の境界線を取り除くことであり、図表 2-2 の提案 I が示すとおり、すべての金融資産を公正価値で測定することである。ただし、未実現利益の取扱いについては現行のままとするというものである。

図表 2-2 中間的アプローチ

| | 公正価値/取得原価(償却原価) 区分 | 未実現損益の会計処理 |
|-------|-----------------------|------------|
| 提案 I | 見直し | 変更なし |
| 提案 II | 変更なし | 見直し |

(1) 経営者の意図（保有目的）

金融商品について、取引の外形のみにもとづいて処理しようとするのが全面公正価値会計であり、経営者の意図によって処理が異なることを徹底的に排除することにより、企業間および金融商品間の比較可能性を確保しようとするものであると考えられる。

経営者の意図や目的に左右される選択的な会計基準の存在が、比較可能性などの面で会計情報の質を低下させること、また、経営者によって恣意的に操作される余地を与える会計処理は、会計情報の信頼性が低下するおそれがある点を重視した考え方である。

一方で、外形が同一の金融商品であっても、経営者の保有目的が異なれば、将来キャッシュ・フローも異なってくることから、経営者の意図が提供されるようにすることが、投資家と経営者との間の情報の非対称性を縮小する観点からは望ましく、また目的適合性の面からも望ましいと考えられ、将来キャッシュ・フローを重視した考えといえる。

満期保有目的金融資産の保有目的が利息獲得であった場合、当該金融資産を公正価値で測定した結果が、将来キャッシュ・イン・フローを表しているとはいえないことから、将来キャッシュ・フローを表すうえで、すべての金融資産を公正価値で測定することが必ずしも適当ではない。

(2) キャッシュ・フロー・リスクと公正価値リスク

金融商品には、JWG [2000] においても指摘されているとおり、キャッシュ・フローの観点からみて、キャッシュ・フロー・リスクと公正価値リスクの2つがある(JWG [2000] Basis for Conclusions par.1.22-1.26)。

一つには、将来キャッシュ・フローの発生時期は確定している一方、その発生金額が原資産価格に応じて変動するキャッシュ・フロー・リスクがある。⁷⁾ 金利変動に起因する将来キャッシュ・フローの変動によって発生するリスクであることから、将来キャッシュ・フローに内在する金利が常に市場金利と一致していれば、現在価値としての時価は一定になる。したがって、キャッシュ・フロー・リスクを回避するためには、将来キャッシュ・フローを固定化させればよいということになる。すなわち、変動金利ではなく、固定金利の金融資産を保有することによってそのリスクの回避が可能となる。

もう一方、原資産価格に応じて時価が変動する公正価値リスクがある。公正価値リスクは、将来キャッシュ・フローの金額を固定化することによって発生する。公正価値リスクを回避するためには、将来キャッシュ・フローに内在する金利を常に測定時点毎の市場金利と一致させればよい。すなわち、変動金利の金融資産・金融負債を保有することによってそのリスクの回避が可能となる。

したがって、例えば、固定金利の貸付金は、キャッシュ・フロー・リスクを小さくする一方、公正価値リスクが高くなり、変動金利の場合には、公正価値リスクが小さくなる一方で、キャッシュ・フロー・リスクが高くなるという相反関係にあるといえる。

満期保有目的金融資産の保有動機が、例えば社債のように固定金利の金融資産を保有することで、キャッシュ・フロー・リスクを回避するとともに、利息獲得にあった場合、経営者の保有目的が将来キャッシュ・フローを固定化して、キャッシュ・フロー・リスクの回避行動であるにもかかわらず、全面公正価値測定のもとでは、公正価値変動分が損益に算入される結果、経営者の意図しない損益が算出されることになる。

古賀智敏 [2001] によれば、資本的性質の変動を除いた資産および負債の増減から損益を測定する資産・負債アプローチにおいては、一会計期間における資本取引以外での経済的資源・責務の変動である公正価値変動を忠実に反映する「変動性ある利益」が有用ということなる。一方、体系的かつ合理的な配分手続きによって一会計期間の損益の歪みを回避し、または最小化することを目的とする収益・費用アプローチにおいては、予測不能で

一時的な市況変動から生じた資産および負債の評価差額を損益計算書に取り込まない「正常性ある利益」が有用ということなる。

なお、JWGドラフト基準では、財務諸表には公正価値リスクを反映させるとともに、金融商品のキャッシュ・フローの変動リスクに関する情報は、別途開示することで補強することとされており、これにより「財務諸表利用者は、キャッシュ・フロー・リスクと公正価値リスクの両方の評価に役立つ情報を持つことになる」としている(JWG[2000]par.164, 170, Basis for Conclusions par.1.26)。

(3) 満期保有目的金融資産

満期保有目的の有価証券に対する償却原価評価では、信用リスクの影響が無視されている。また、満期保有目的の金銭債権の評価では、償却原価による評価と貸倒見込額の控除という2つの会計処理が併用されている。こうしたことから、全面公正価値測定の観点からは、償却原価による評価だけでは直接的に信用リスクが反映されていないという点が指摘されている。これに対し、公正価値には、金利変動の影響だけでなく、信用リスクも自動的に反映されており、公正価値評価から貸倒見込額を控除するような処理は必要ない。また、満期保有目的かどうかを客観的に区別することには限界があるので、経営者の意図を問わず一律に公正価値評価した方がシンプルであるということも公正価値評価の理由として挙げられている(大塚宗春, 川村義則 [2002] 274頁)。

さらに、今日のような流動性の高い金融市場を前提とした場合、短期間で市場において重大な変化がしばしば起こり得るため、満期保有の目的が維持できなくなることが十分に想定されるので、厳格な意味で満期保有の意図と能力は事前に証明できるものではない、とする主張がある(Willis [1998])。

秋葉賢一 [2002] によれば、後述するとおり「満期保有目的の債券や通常のローン債権は、事業として長期間保有するという目的によって換金性が制約されている」(346頁)として満期保有目的金融資産を事業投資として位置づけている。しかしながら、キャッシュ・フロー・リスクを回避するとともに、利息獲得を目的とする満期保有目的有価証券は金融投資であり、金融投資・事業投資の区分による分類では必ずしも満期保有目的金融資産について説明ができない。将来キャッシュ・フローの観点から説明されるべきであると考え

満期保有目的の金融資産については、満期までのキャッシュ・フローのスケジュールが明らかであるのに、契約の途中において公正価値により評価しても、金融資産の市場価格との差である評価損益は、単なる一時的な機会損益にすぎず、それが実際に授受されるキャッシュ・フローと明確な関連性を有しておらず、いわゆる「不実現損益」である。満期保有目的金融資産は将来キャッシュ・フローが明確になっており、公正価値リスクに比してキャッシュ・フロー・リスクを重視すべきであると考えことから、前述のJWGドラフト基準の提案とは逆に、財務諸表上においては、満期保有目的金融資産については、償却原価による測定の方が公正価値測定に比して有用であり、さらに公正価値リスクに係る情報については開示により補強することで、財務諸表の利用者のニーズには十分応えることが可能であると考え。

ディスカッション・ペーパー（IASB [2008a]）においても、キャッシュ・フローが固定されているか、または少ししか変動しない商品については、償却原価は公正価値測定に代替しうる実行可能な選択肢であるとしている（par.3.21）。

3. 売却可能金融資産の廃止

売却可能金融資産の廃止は、図表2-1の提案Ⅱの境界線を取り除くことであり、図表2-2の提案Ⅱが示すとおり、「損益計算書を通じて公正価値で評価される金融資産または負債」と「売却可能金融資産」ともすでに公正価値による測定を行っていることから、測定に関する相違点はなく、両者の違いは、売却可能金融資産における未実現利益の取扱いである。すなわち、本提案は、売却可能金融資産について、リサイクリングを廃止し、実現利益および未実現利益とも当期の利益として認識して、包括利益として計上することである。

（1）実現概念 — 実現利益と包括利益

混合測定属性モデルにおいては、例えば、SFAS第115号では、保有目的別評価法を採用し、保有目的別に、満期保有目的有価証券、売買目的有価証券、売却可能有価証券の3つのカテゴリーに分類され、SFAS第130号「包括利益の報告」において、未実現保有損益については資本の一部として、「その他の包括利益」として報告され、その他の包括利益項目が実現したときに純利益に振り替える（リサイクル）こととなる。取得後の測定と未実現損益の計上は、カテゴリーによって異なっている。すなわち、有価証券の保有目的

は、経営者の意図に依存した会計処理を規定しているため、純利益とその他包括利益の区分、すなわち、実現利益と未実現利益の区分は経営者の意図に委ねられているといえる。

一方、全面公正価値会計のもとでは、金融商品の公正価値の変動は、実現・未実現にかかわらず、すべてを利益の増減として捉え、すべて発生した期の包括利益として認識されることになる。言い換えれば、全面公正価値会計を導入することにより、現行の会計制度では反映されている経営者の意図を排除しようとする考えが見て取れる。

実現は「利得の確実性」を表現するものにすぎず、今日の高度に発達した市場環境のもとでは実現項目と未実現項目の間に実質的な相違は存在しないというのが全面公正価値支持者の主張である。さらに、認識基準としての実現を維持して実現項目と未実現項目の会計処理に相違を設けることは、「経営者の意図」に依拠した会計を創出することにつながる。この場合の「経営者の意図」のうち1つは、売却等を通じてある項目を未実現から実現に移行させる局面において会計的認識に介入する可能性を持つことになるという主張である（藤井秀樹 [2007] 138頁）。

また、「混合測定システムには、報告利益を操作するための選択的に売却を計上する（「損益のつまみ食い」と呼ばれることがある）といった、濫用の恐れがある。」（IASB [1997] chap.1, par.4.15）としており、いずれも経営者の恣意性を根拠に実現概念を否定している。

IASBとFASBの共同プロジェクトである収益認識プロジェクトにおいても、「目的は、収益認識のための単一の首尾一貫した資産・負債モデルの開発である。そのようなモデルの下では、資産・負債の変動によって収益が認識されることになり、実現及び利益稼得過程（an earning process）の完成によって収益を認識するという考え方は採用されない。実現及び利益稼得過程に基づくモデルでは、業界又は業種が異なると利益稼得過程にも違いが生じることがあり、このため、同一の履行義務が業種の違いによって異なるタイミングで認識されたり、測定値が異なったりすることがあり得るため、このような問題を避けるため、資産・負債モデルが採用された。」（企業会計基準委員会 [2007b]）としており、財務諸表の表示のみならず、認識においても実現概念を否定している。

（2）金融投資と事業投資

日本が混合測定属性モデルを採用・主張する根拠の1つとして、金融投資と事業投資という考え方がある。辻山栄子 [2002] [2007]、秋葉賢一 [2002] が、全面公正価値会計

と従来のいわゆる混合属性型公正価値会計との比較検討について、金融資産を金融投資と事業投資の観点から説明している。

企業が保有する資産や負債は、投資の目的に着目することにより、「事業投資」と「金融投資」に区別することが可能である。事業投資とは、企業が事業の遂行を通じて成果を得ることを目的とした投資（そのために用いられる資産・負債）であり、金融投資とは、もっぱら市場価格の変動によって利益を獲得することを目的とした投資（そのために用いられる資産・負債）である。

一般に、企業が事業投資を実行するのは、当該投資に期待されるのれん価値が正の場合である。事業投資の目的は、投資額を超えるのれん価値を投資期間中のキャッシュ・イン・フローを通じて有形資産（キャッシュ・フロー）に転換して実現利益となっていくことにある。したがって、事業投資の意思決定にとって意味を持っているのはのれん価値である。のれんの価値に影響を与えるのは事業投資から生じるキャッシュ・フローであって、事業用資産の時価ないしはその変動額ではない。事業用投資の評価にとって決定的な意味を持っているのは、当該事業投資から実際にどのようなキャッシュ・フローが年々生み出されているのかという情報である。生み出された成果を「販売」という事実によって認識する、いわば狭義の「実現」が利益計算にとって決定的な意味を持っている。

一方、事業投資がのれんの実現に向けたプロセスであるのに対し、金融投資には原則として時価を超えるのれん価値がない。すなわち、金融投資の時価には、一般に市場の平均的な期待が反映されていると考えられ、金融投資は誰が持っていてもそれからもたらされるキャッシュ・フローには変化がないということの意味する。のれん価値のある事業投資の場合には、それから生じるアウトプットの販売による正味キャッシュ・イン・フローが投資の成果であり、のれんのない金融投資の場合には、いつ換金しても価値に影響がないはずの時価評価損益が、そのまま投資の成果とみられて広い意味での実現した利益になると考えられる。

したがって、外形的には同じ金融商品であっても、その時価の変動差額が直ちに投資の成果とはみなし得ない資産が存在する点が問題となる。投資の成果の把握を目的とする利益計算では、資産や負債の外形ではなく、投資目的に対応した成果の計算が必要とされる。

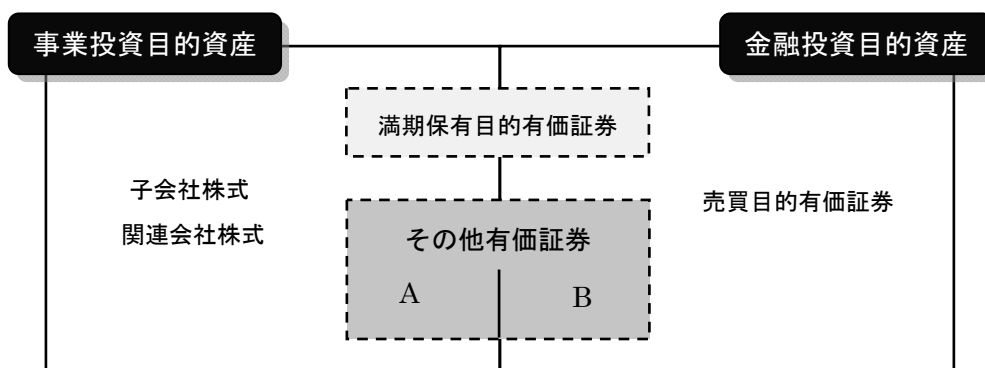
以上の考え方にもとづき有価証券について図に表すと図表2-3のとおりとなる。⁸⁾

この考え方は、すでに述べたとおり、IASBとFASBの合同会議でも主張されたものであるが、経営者の恣意性が介入するとして理解を得られなかった。

(3) その他有価証券（売却可能有価証券，売却可能金融資産）

その他有価証券は，その他の保有区分のいずれにも該当しない有価証券をいい，米国会計基準（売却可能有価証券），国際会計基準（売却可能金融資産）とも同様である．したがって，保有目的も多義にわたり，その範囲は非常に広いものとなり，事業投資に該当する資産もあれば，金融投資に該当する資産もある．例えば，いわゆる持ち合い株式など業務提携等の目的で保有する有価証券は事業投資に該当する（図表2-3・A）．また，長期的な時価の変動により利益を得ることを目的で保有する有価証券は，金融投資に該当する（図表2-3・B）．これは，事業投資においてもすでに公正価値で測定している資産が存在することを意味しており，辻山栄子〔2007〕が主張する金融投資・事業投資の区分による測定方法の分類では，その他有価証券の未実現利益の扱いについて説明することはできず，本来，事業投資目的資産として公正価値で測定することが適当でない金融資産が含まれている可能性がある．

図表2-3 有価証券：事業投資目的資産と金融投資目的資産



出所：筆者作成

売却可能有価証券（その他有価証券）に分類される金融資産については，徳賀芳弘〔2007〕が指摘するように，純利益と包括利益を両方開示することで，「商品売買における実現・未実現の判断や有価証券の保有意図の解釈を利用した機会主義的な操作を無意味化する効果も有している．純利益において，経営者の期待や計画を反映させると同時に，包括利益の開示によって経営者の機会主義的な操作を抑制するとすれば，業績開示の透明性は高まるであろう」（90頁）．また，収益のボラティリティが高まるのを回避することも可能であり，

将来キャッシュ・フローを考えるうえで、金融商品会計においては、未実現利益を資本直入する考え方を採用する売却可能有価証券の区分は有用であると考えられる。

4. ビジネス・モデルによる区分

前述のとおり、同じその他有価証券に分類される金融資産であっても、事業投資目的資産に分類されるものもあれば、金融投資目的資産に分類されるものもあり、その保有目的は様々である。金融資産の分類に当たっては、保有する金融資産に、利息等を期待するのか、売却益を期待するのか、あるいは業務上のシナジー効果を期待するのか等、期待するキャッシュ・イン・フローが異なることから、ビジネス・モデルを明確にする必要がある。そのうえで、金融資産そのものを売却することを前提としたキャッシュ・イン・フローを期待するのか、金融資産を保有することによって生ずるキャッシュ・イン・フローを期待するのか、それぞれの分類に適する測定手法によることが企業活動の実態を表すうえで重要である。前者であれば公正価値が適当であり、後者の場合には、金融資産自体の売却は予定していないので、原価が適当である。

したがって、売買目的有価証券はもちろんのこと、その他有価証券に分類される金融資産のうち、有価証券の売却益を期待するものについては公正価値による測定が適当である。満期保有目的有価証券は、利息等を期待するものであることから原価による測定が適当である。その他有価証券に含まれるいわゆる持ち合い株式については、その保有目的が明確に業務上のシナジー効果等を期待するものであれば原価で測定するのが適当である一方、それ以外の業務上のシナジー効果を生まないような、例えば単なる業務上の付き合いということであれば公正価値による測定ということも一定の説得力はある。逆に関連会社株式等であっても、業務上のシナジー効果等を期待したものではなく、当初から当該企業の売却を想定しているケースでは、原価ではなく公正価値による測定が適当であると考えられる。ただし、いずれの場合においても、非上場の有価証券等流通市場のない有価証券に対する公正価値の信頼性の問題については、別途検討が必要である。

以上のとおり、有価証券の保有目的の意義は、ビジネス・モデルの反映であるといえる。

5. 国際財務報告基準（IFRS）第9号「金融商品」

国際会計基準においては、IASBは、ディスカッション・ペーパー（IASB [2008a]）を公表した後、2009年7月に公開草案「金融商品：保有区分および測定」（IASB [2009f]）

の公表を経て、2009年11月、国際会計基準（IAS）第39号「金融商品：認識および測定」に関する基準の簡素化を検討しているプロジェクトの第1弾として、金融資産の分類および測定に関する部分を改訂した、国際財務報告基準（IFRS）第9号「金融商品」を公表した（IASB [2009i]）。⁹⁾

その後、FASBの金融商品に関する暫定的な分類および測定のモデルとの主要な相違点を減らすため（IASB [2012d] par.IN1）、IASBは、2012年11月に、公開草案「分類および測定：IFRS第9号の限定的修正（IFRS第9号（2010年）の修正案）」を公表した。

その結果、金融資産の分類およびそれぞれの測定については以下のとおりとするモデルを提案している。

- ① 株式などの資本性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する（FVTPL）区分に分類されるが、トレーディング目的で保有していない資本性金融商品は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する（FVTOCI）区分を選択するオプションを認めている。この場合のFVTOCIオプションにはリサイクリングは認められていない。
- ② 債券や貸付金などの負債性金融商品は、金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本およびその元本残高に対する利息のみからなるキャッシュ・フロー要件を充足し、かつ後述するビジネス・モデル要件を充足する場合には、FVTPL区分以外の区分（償却原価区分またはFVTOCI区分）に分類するものである。

キャッシュ・フロー要件を満たす金融資産のうち、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とするビジネス・モデルにもとづいて、資産が保有されている場合には、償却原価区分に分類される。一方、ビジネス・モデルが契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的である場合には、FVTOCI区分に分類され、この場合にはリサイクリングが認められる。

また、いずれのビジネス・モデル要件の場合にもFVTPLオプションが認められている。

以上を踏まえると、資本性金融商品のうち、業務上のシナジー効果等を期待して保有する有価証券についての考え方が筆者とは異なるものの、金融資産それ自体の売却を前提としたキャッシュ・イン・フローを期待するか、金融資産を保有することによって生ずるキャッシュ・イン・フローを期待するかのビジネス・モデルを規準とした概念は一致するところである。

IV 小 括

公正価値による測定は、市場価格を有さない有価証券においては、企業による見積りに依拠するところが多いため、会計処理において経営者の裁量が入り込む余地が大きいと考えられる。この点は、第1章でみたとおり、JWGドラフト基準に対するフランスおよびドイツ代表団の反対意見の根拠となっているところである。さらに、米国公認会計士協会（AICPA）が公表している監査基準書（Statement on Auditing Standards : SAS）第101号「公正価値の測定と開示に関する監査」（AICPA [2003]）において、「公正価値の決定は、しばしば経営者による主観的な判断を伴う」（par.14）としており、「複雑な公正価値測定は、通常、測定プロセスの信頼性に関して、より大きな不確実性によって特徴づけられる」（par.24）としていることからわかる。したがって、全面公正価値測定が経営者による恣意性の排除につながるという論拠には弱く、経営者の恣意性の排除の観点から、全面公正価値測定が混合測定属性モデルに比して有用であるということにはならない。

一方、経営者の保有目的を反映させた混合測定属性モデルにより、将来キャッシュ・フローに重点を置いた財務報告が提供できるものとする。

以上の考えのもと、売却可能有価証券（その他有価証券）の区分については、Ⅲ節で述べたとおり、純利益と包括利益を両方開示することで、経営者の有価証券の保有目的を反映させると同時に、経営者の機会主義的な操作を抑制することが十分可能であり、また収益のボラティリティが高まるのを回避することも可能となることから、売却可能区分の廃止は金融商品会計からみた場合には必要ないものとする。

しかしながら、先にⅡ節でみたとおり、IASBの「財務諸表の表示」プロジェクトにおいては、検討過程において「当期利益」は表示しないという暫定的な決定が行われた経緯がある。これは、実現概念の撤廃を意味し、実現・未実現に関わらずすべての利益を捉えることであり、有価証券の保有意図を無意味化させるものである。このことは、表示の問題だけにとどまらず、収益認識プロジェクトにおいても、実現および利益稼得過程の完成によって収益を認識するという考え方は採用されないとしていた。

したがって、中間的アプローチの提案Ⅱである、売買目的有価証券と売却可能有価証券の区分は、すでに金融商品会計だけの検討事項ではなくなっているといえ、概念フレームワークや「財務諸表の表示」プロジェクトでの結論次第で撤廃され、全面公正価値会計として売買目的有価証券の区分に一元化され得る。

満期保有目的有価証券については、将来キャッシュ・フローが確定していることから、不必要にボラティリティが高くなる公正価値での測定は行わず、償却原価で計上すべきである¹⁰⁾と考える。

以上は、従前の保有目的の分類に従った考察であるが、一方で、売却可能有価証券の中でも保有する有価証券から企業が期待するキャッシュ・フローが異なっているものが含まれていることからすると、売却可能有価証券という区分で一括りにしてしまうのは問題である。

したがって、企業の活動実態を反映する観点から、金融資産そのものを売却することを前提としたキャッシュ・イン・フローを期待するのか、金融資産を保有することによって生ずるキャッシュ・イン・フローを期待するのか、それぞれの分類に適する測定手法によることが重要である¹¹⁾と考える。前者であれば公正価値が適当であり、後者の場合には、金融資産自体の売却は予定していないので、原価が適当である。

こうしてみると、混合測定属性モデルの区分を保有目的区分から変更する目的は、会計基準の複雑性を低減することではなく、企業の活動実態をより良く反映させるための見直しであるといえる。

最後に、Ⅲ節でも触れたとおり、満期保有目的有価証券の考え方には、有価証券の発行会社の信用リスクが有価証券自体には直接反映されていないことから、この点についてはその是非を含め今後の検討課題である。また、本章では必ずしも検討の前提とはしなかったが、流通市場の存在しない有価証券の公正価値の信頼性についても別途検討を要するもの¹²⁾と考える。

注

- 1) 本章において、「全面公正価値会計」は、「すべての金融商品は公正価値で測定し、実現損益および未実現損益は発生した期間に認識すること」と定義して用いる。また、「全面公正価値測定」、「全面公正価値モデル」も同義で用いている。

JWG [2000] の結論の根拠 (Basis for Conclusions) では、JWGドラフト基準の基本原則として以下の4原則を挙げている。

- ①公正価値測定の原則：公正価値は、このドラフト基準の範囲に含まれる金融商品および類似項目の最も有用な測定値である (結論の根拠 par.1.6)。

②利益認識の原則：ドラフト基準の範囲に含まれる金融商品および類似項目の公正価値変動（受取および支払について調整後）はすべて、報告企業の利益の増減であり、発生した期の損益計算書で認識されなければならない（結論の根拠 par.1.27）.

③資産および負債の認識および認識の中止の原則：資産および負債である項目だけが、財務諸表でそのように認識され測定されなければならない（結論の根拠 par.1.29）.

④開示の原則：財務諸表の表示および開示は、企業の重要な財務リスクのそれぞれに関して、リスク・ポジションと実績を評価できるような情報ベースを、企業の財務リスク管理目的および方針と関連させて、提供しなければならない（結論の根拠 par.1.31）.

そのうえで、「上記の4原則を基礎とする金融商品の包括的公正価値モデル（comprehensive fair value model）は、原価モデルまたは原価・公正価値の混合モデルよりも目的適合性において優れており、したがって、経済的意思決定の目的上、そこから引き出せる情報の有用性でも優れている。」（結論の根拠 par.1.38(b)）としている。

2005年10月に開催されたIASBとFASBとの合同会議においては、金融商品の財務報告を改善するために設定した3つの長期目標のうちの1つとして、「すべての金融商品は、公正価値で測定し、実現損益および未実現損益は発生した期間に認識する」としており、これを「公正価値測定モデル」と称している（IASB [2007a]）.

2) 混合測定属性モデルとは、「金融資産の種類（有価証券、貸付金等の金銭債権、デリバティブ取引等）、保有目的（売買目的、長・短期保有、企業支配等）及び事業遂行上の制約の有無等を考慮して時価評価を特定の金融資産に限定する考え方（混合アプローチ）」である（平松朗 [1999] 62頁）.

IASB [1997] においては、「ある金融資産および金融負債は取得原価で計上し、その他のものは公正価値で計上するという混合測定の形態をとっている」として混合アプローチを説明している（chap.5, par.4.44）.

3) 日本の会計基準においては、「時価とは公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場（以下「市場価格」という。）に基づく価

額をいう。市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする。」

(企業会計基準委員会 [2008a] 第6項) としており、「時価」という用語を用いている。

- 4) 金融商品に関する現行の会計基準を全面公正価値の採用によって置き換えるという IASB と FASB の MOU にもとづく統合化項目については、IASB と FASB それぞれから ディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」を公表してコメント募集を行っている。

共同文書としていない理由としては2つ挙げられている (FASB [2008a] par.8~11)。

1つは、ヘッジ会計の簡略化の問題に関する両者の検討の進め方の違いである。

もう1つの理由は、公正価値の定義が双方で異なるためである。FASB では、財務会計基準書第157号 (SFAS No.157) 「公正価値による測定」において、公正価値を「測定時点での市場参加者間の秩序ある取引において、ある資産を売却することにより受け取るであろう価格、またはある負債を移転することにより支払うであろう価格」と定義している (par.5)。一方、IASB は、国際会計基準第32号 (IAS 32) 「金融商品：開示及び表示」において、「取引の知識がある自発的な当事者の中で、独立第三者間取引条件により、資産が交換され、または負債が決済される価額」と定義している (par.11)。また、公正価値は、FASB では SFAS 第157号において明らかに出口価格であるのに対し、IASB では出口価格でもなければ入口価格でもないといった違いがある。

- 5) リサイクリングとは、①その他の包括利益として認識された未実現評価損益を当該損益の実現時に純利益要素に算入すると同時に、②同一利益の二重計上を回避するために当該実現損益額をその他の包括利益から控除する会計処理である (藤井秀樹 [2007] 156頁)。

FASB [2006b] では、「再分類 (reclassification)」とリサイクリングを同義として取り扱っており (p.4)、本章においても再分類とリサイクリングを同義として取り扱う。

- 6) 「短期的」については、FASB [2006b] にその具体的な記載は見当たらない。また、企業会計基準委員会 [2006a] にも「どのくらいが短期は明確でない」とされている。
- 7) JWG [2000] では、金利変動により将来のキャッシュ・フローが増減するリスクを特に「キャッシュ・フロー金利リスク」として説明している (JWG [2000] 結論の根拠 par.1.23)。

- 8) 前述「Ⅲ 2 (3) 満期保有目的金融資産」のとおり，秋葉賢一 [2002] は，満期保有目的有価証券は，事業投資として位置づけているが，金融投資として分類することが適当であるビジネス・モデルも存在すると考えられることから，図表 2-3 においては，事業投資目的金融資産，金融投資目的金融資産の両方に属する資産としている。
- 9) IASBは，2010年10月に金融負債の分類および測定に関する要求事項をIFRS第9号に追加するとともに，金融資産および金融負債の認識の中止に関する要求事項をIAS第39号から引き継ぐことを決定している。
- 10) ディスカッション・ペーパー (IASB [2008a]) では，キャッシュ・フローが固定あるいは変動がわずかな金融商品については，満期まで保有し，契約どおりのキャッシュ・フローが実行される可能性が極めて高い場合には，原価ベースの測定が適しているとしている。一方，原価ベースの方法を用いた減損処理は複雑である，と指摘している (par.3.101)。

第3章 貸出金の測定 — 金融機関を例として —

はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、金融商品会計の包括的見直しプロジェクトの第1フェーズである分類および測定の見直しについて、2009年11月にIFRS第9号「金融商品」として公表した。この中で、金融商品会計の複雑性を低減すべく、金融資産の分類を公正価値で測定する資産と償却原価で測定する資産の2つの区分とした。しかしながら、IASBは、2008年3月公表のディスカッション・ペーパー「金融商品の財務報告における複雑性の低減」の中で、複雑性を低減するための解決策はすべての金融商品を公正価値で測定することであるとしている。また、米国財務会計基準審議会（FASB）においては、すべての金融資産について公正価値による測定を求めることで検討が進められ、2010年5月に公開草案が公表された。

これらのディスカッション・ペーパーならびに公開草案において、貸出金¹⁾の測定については、IASBは原則として償却原価による測定としているのに対して、FASBは公正価値による測定とし、公正価値の変動分をその他包括利益に計上するとして、それぞれ検討が進められた。

本章では、こうした動きを踏まえ、なかでも金融商品会計の見直しの影響を大きく受ける金融機関を例に挙げ、金融資産のうち貸出金に注目し、特に金融機関の貸出金の測定に当たっては、公正価値によらず金融機関のノウハウ等を反映した測定手法を採るべきであるという考えのもと、金融資産の測定について、理論、制度の両面から考察を行う。そのうえで、貸出金を取り上げ、公正価値による測定の問題点を指摘し、利息収入をビジネス・モデルとする貸出金については、当初認識時の契約利率にもとづいた償却原価による測定を提案する。

I 金融資産（貸出金）の測定に係るIASB、FASBにおける検討経緯

1. IASBにおける金融商品会計の見直し

国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）は、2006年2月に覚書（MOU：Memorandum of Understanding）を公表し、その中で、長期共同プロジ

エクトの1つとして、現行の金融商品会計基準を全面公正価値に置き換えるプロジェクトが挙げられ、検討が進められた（FASB and IASB [2006]）。

（1）ディスカッション・ペーパー

その後、2008年3月には、IASBからディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」が公表された（IASB [2008a]）。ディスカッション・ペーパーでは、金融商品の報告における複雑性の主要な原因を検討するとともに、財務報告を改善し、複雑性を削減するための長期的なアプローチと中間的なアプローチの双方について検討している（par. IN3）。

（a）長期的アプローチ

測定に関する問題点に対する長期的な解決策は、すべてのタイプの金融商品に対して単一の測定方法を用いて測定することであり、すべての金融商品に適切な唯一の測定方法は公正価値であると考えられている（par. IN5）。公正価値は、取得原価ベースの測定値に比べて、その資産について測定日に受け取るであろう価格をよりよく反映し（par.3.25）、すでに発生した損失だけでなく、今後見込まれる損失についての情報を提供するとして、金融資産に関する信用リスクがキャッシュ・フロー予想に及ぼす影響の評価に使用する目的でも、よりよい測定値であるとしている（par.3.26）。

将来キャッシュ・フローが大きく変動する可能性がある商品については、公正価値こそが、金融商品の将来キャッシュ・フローの見込みを評価する際に役立つ唯一の測定属性であるように思われる、としている（par.3.101）。ただし、金融商品の公正価値測定に関する懸念の1つとして、市場ベースの情報がない場合に金融商品の公正価値を測定することの困難と不確実性を挙げている（par.3.102）。償却原価による測定は、固定額と償却完了期日が必要となるため、可能ではないとしている（par.3.13(b)）。逆にいえば、固定額と償却完了日がある金融商品については償却原価による測定は有用ということになる。

（b）中間的アプローチ

他方、全面公正価値測定を適用する前に解決すべき様々な問題や懸念事項があると審議会も認識しており、その解決には長期間を要する可能性があると考えられることから、全面的な公正価値測定の規定を導入するよりも迅速に改善し、簡素化し得る中間的アプローチ（intermediate approaches）を提案している。

提案されている3つの中間的アプローチ²⁾のうちの1つとして、「現行の測定規定を、いくつかの選択的例外を伴う公正価値原則に置き換える」(par.2.15-2.22)アプローチの可能性を提案している。すなわち、公正価値測定を原則としたうえで、一定の適格基準を充足した金融商品については取得原価基準による測定 (cost-based measurement) を認めるものである。取得原価基準を採用できる例外基準は、金融商品のキャッシュ・フローの変動性の大きさに依存するとしている。例えば、将来キャッシュ・フローの変動性が極めて高い金融商品 (デリバティブ金融商品、持分投資等) については、公正価値測定が要求される一方で、キャッシュ・フローが固定的または変動性がわずかな金融商品 (市場金利連動型金融負債商品) については、取得原価基準による測定が適しているとしている (par. 2.19)。

(2) 公開草案

この中間的アプローチを受ける形で、IASBから2009年7月、公開草案「金融商品：分類および測定」が公表された (IASB [2009f])。この中で、IAS第39号「金融商品：認識および測定」の適用範囲に含まれる、すべての認識された金融資産および金融負債は、公正価値あるいは償却原価のいずれかにより測定するとしている。さらに、金融資産の分類については、現行のトレーディング、満期保有、貸付金および債権、売却可能の区分を公正価値と償却原価の2区分に変更している。これは、「中小企業向け国際財務報告基準 (IFRS for SMEs)」の考え方である償却原価による測定を行う基本的な金融商品と公正価値により測定を行うそれ以外の金融商品に区分する考え方を採用している (IASB [2009c])。

公開草案では、「基本的貸付特徴 (basic loan features)」の概念が採用されている。「基本的貸付特徴」とは、「特定の日により元本ならびに元本に対する金利の支払いキャッシュ・フローが発生する契約条件」と定義されている (par.B1)。償却原価測定の適用基準は、第1の要件として、「基本的貸付特徴」を有していることを挙げ、そのうえで第2の要件として、契約金利ベース (contractual yield basis) で管理されていることとし、公正価値オプションを選択しない場合には、償却原価で測定するとしている (par.4)。これ以外はすべて公正価値で測定するものである (par.5)。IASBでは、すべての金融商品を公正価値で測定するのは適切でなく (par.BC13)、予測可能な収益を契約にもとづいて発生する金融商品が売却・譲渡などを目的とせずに保有されている場合には、償却原価によ

る測定が適当であるとして (par.BC17), 公正価値と償却原価の2区分によるモデルを提案している。

2009年4月に開催されたG-20の会合において, IASBとFASBに対して, 2009年末までにIAS第39号の認識および測定に関する会計処理の包括的見直しプロジェクトを完成させることが要請された。³⁾ これを受け, IASBは, 金融商品の会計基準 (IAS第39号) の見直しについて, ①分類および測定の見直し, ②減損会計の見直し, ③ヘッジ会計の見直しの3つのフェーズに分けて対応することとしている。⁴⁾ このうち, 第1フェーズについては前述のとおり2009年7月に公開草案を公表した後プロジェクトが完了し, 2009年11月, IFRS第9号「金融商品」として公表された。

(3) 国際財務報告基準 (IFRS) 第9号「金融商品」

IASBは, 2009年11月12日, 国際財務報告基準 (IFRS) 第9号「金融商品」を公表した (IASB [2009i])。これは, 国際会計基準 (IAS) 第39号「金融商品: 認識および測定」に関する基準の簡素化を検討している前述の3つのプロジェクトの第1弾として, 金融資産の分類および測定に関する部分を改訂したものである。⁵⁾

分類では, 金融商品会計基準の簡素化を図るとして, IAS第39号の①満期保有投資, ②損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産, ③売却可能金融資産, ④貸出金および債権の4つの区分を新たに①償却原価と②公正価値の測定方法による2つの区分に変更している。この点については公開草案の考えが維持されている。

そのうえで, 償却原価で測定する金融資産に該当するための適格要件が示され, それを充足した金融資産は償却原価区分に分類しなければならない。該当しない金融資産はすべて公正価値区分に分類される。具体的には, 次の2つの適格要件を満たした金融資産は, 償却原価で測定しなければならないとしている (par.4.2)。

- ① 企業のビジネス・モデルが契約キャッシュ・フローを回収するために資産を保有するものであること
- ② 金融資産の契約条件が, ある特定日に, 元本および元本残高に対する金利の支払いのみからなるキャッシュ・フローを生じるものであること

第1の適用要件においては, 金融機関におけるバンキング活動とトレーディング活動といったように, 1つの企業に複数のビジネス・モデルが存在する場合には, ビジネス・モデルごとに償却原価区分または公正価値区分を採用することが可能である (山田辰己

[2010]).

第2の適用要件においては、金融資産からもたらされるキャッシュ・フローが、元本の返済と金利の支払いのみから構成されることが求められており、さらに「金利」に該当するためには、金融資産の契約条件において、①元利金の返済期日が特定されており、②支払われる金利が、ある特定期間の元本残高に対する貨幣の時間的価値および信用リスクの対価のみから構成されていることが求められている (par.B4.12).

さらに、公正価値オプションの採用も引き続き認められているが、公正価値オプションの指定が測定または認識の不整合（会計上のミスマッチ）を解消または大きく減少させるものである場合にのみに認められるとして、その適用範囲が縮小されている (par.4.5). IAS第39号では金融資産および金融負債を公正価値で管理する必要性から公正価値オプションの採用を認めていたが、限定的なものとなっている。

また、公開草案公表後の検討の中で、公正価値以外の測定属性は償却原価とすることとし、財政状態計算書上で、償却原価により測定される金融商品については公正価値を求めないことが暫定的に合意された。一方、公正価値の表示については将来再検討するかもしれない点も併せて合意されている (IASB [2009g]).⁶⁾

2. FASBにおける金融商品会計の見直し

一方、FASBにおいては、会計基準編纂書 (Accounting Standards Codification ; ASC) Topic 825「金融商品」が公表されるまで、金融商品の測定に関する包括的な会計基準が存在していなかった。また、有価証券についてはその保有目的に従って3区分に分類されている。⁷⁾ これを「財政状態計算書 (貸借対照表) 上、原則としてすべての金融商品を公正価値で測定し、公正価値の変動分を純損益またはその他包括利益 (OCI) で認識する。ただし、例外的に企業の選択によって、ある状況下の自社の負債については、償却原価で測定することが容認される」とすることで暫定的に合意しており (FASB [2009b]), あくまですべての金融資産について公正価値による測定を求めることで検討が進められた。

2010年5月、認識および分類、測定、減損およびヘッジ会計のすべてを含んだ包括的な公開草案「金融商品の会計処理とデリバティブ商品およびヘッジ活動の会計処理に関する改訂」が公表された (FASB [2010b]).

この中で、分類については、①当初認識後の公正価値の変動を純損益で認識 (FV-

NI) する金融資産または金融負債，②公正価値の変動をその他包括利益で認識 (FV-OCI) する金融資産または金融負債，③償却原価オプションを選択した金融負債の3分類とし，償却原価は金融負債に限定されている (par.12)。さらに，分類は当初認識時に決定され，再分類は認められていない (par.23)。

測定については，一定の要件を満たす金融負債，要求払預金債務，短期営業債権および営業債務，特定の金額でのみ償還され得る投資といった限定的な例外を除いて (par.28-34)，すべての金融資産または金融負債は公正価値で測定しなければならないとしている (par.19)。さらに，公正価値で測定される金融商品については，公正価値の変動は純損益で認識することが原則的な取り扱いとなる (par.20)。

そのうえで，一定の要件を満たす金融商品については，公正価値の変動を純損益ではなく，その他包括利益に含めて認識することができるとしている。この要件の1つに，企業の金融商品に関するビジネス戦略が金融資産を売却するか，金融負債を決済するというよりはむしろ，契約上のキャッシュ・フローを回収または支払うために保有していることが挙げられている (par.21)。公正価値の変動をその他包括利益で認識する金融商品は，公正価値全体の変動額から，当期の利息収益および償却原価法によるアモチゼーションまたはアクションを含む費用，信用損失などを控除した金額がその他包括利益として計上される (par.24)。

FASBは，報告企業の現在の経済事象の影響を評価するうえで，単一測定属性として公正価値測定が他の測定方法よりも目的適合的であり，ほとんどすべての金融資産および金融負債は公正価値で測定されるべきであるとしており，あくまで金融商品会計については全面公正価値を志向している。

3. IASBとFASBとの金融商品会計の見直しに関する共通点および相違点

金融商品会計において，IASB，FASBとも最終的に目指す方向は，前述のとおり，すべての金融商品を単一の測定方法，すなわち公正価値により測定することで一致している。そのうえで，両審議会は2006年に締結した覚書 (MOU) の中で，コンバージェンスの1つとして採り上げた金融商品会計の複雑性を低減するためのプロジェクトに取り組んでいるところである。

従来の金融商品の保有目的による分類に代え，新しく「契約キャッシュ・フローを回収するために資産を保有する」ビジネス・モデル (IASB)，ビジネス戦略 (FASB) という

同一の概念が導入された。

図表 3 - 1 金融資産の見直しに関する共通点・相違点

| | IFRS第9号 (IASB [2009i]) | FASB公開草案 (FASB [2010b]) |
|---------|--|---|
| 金融資産の測定 | ・ 公正価値 ・ 償却原価 | ・ 公正価値 (一部例外を除く) |
| 金融資産の区分 | ・ 公正価値 (FVTPL) ・ 償却原価 | ・ 公正価値 ① 公正価値変動を純損益で認識 (FV-NI) ② 公正価値変動をその他包括利益で認識 (FV-OCI) |
| 償却原価 | ① ビジネス・モデル要件 ② 契約キャッシュ・フロー要件 の両要件を充足した場合 | 金融資産は該当せず |
| 貸出金の測定 | 償却原価 | 公正価値 (FV-OCI) |

出所：筆者作成

しかしながら、IASBはIFRS第9号において、金融資産の測定に償却原価を許容し、その適用要件として、いわゆるビジネス・モデル要件を設けており、公正価値オプションを選択しない場合には、通常の貸出金の測定は償却原価によることとされている。これに対して、FASBは公開草案 (FASB [2010b]) の中で、すべての金融資産を公正価値により測定し、公正価値変動を純損益で認識することを原則としたうえで、損益を純損益またはその他包括利益で認識するかどうかの基準にビジネス戦略という概念を用いている。ビジネス戦略要件を満たす場合には、公正価値変動分を純損益ではなく、その他包括利益で認識することを許容しているのみで償却原価による測定を認めていない。すわなち、金融機関の貸出金はすべて公正価値により測定されることとなり、財政状態計算書 (貸借対照表) 上は公正価値で計上されることになる。そのうえで、包括利益計算書 (損益計算書) において、償却原価等を表示したうえで、公正価値変動分から償却原価等を控除した額をその他包括利益として計上し、包括利益に反映されることになる。

また、IASBは、ビジネス・モデルの変更に伴う再分類を許容しているのに対して、

FASBは当初認識時に決定した分類の再分類は認めていない。

その後、IASBとFASBは、2012年1月の会合において、それぞれの金融商品の分類および測定モデルの差異の削減を図るために共同作業を行うことで合意した（IASB [2012a]）。

これを受け、IASBは、2012年11月に、公開草案「分類および測定：IFRS第9号の限定的修正（IFRS第9号（2010年）の修正案）」を公表した。この公開草案の目的の1つがFASBの金融商品に関する暫定的な分類および測定モデルとの主要な相違点を減らすことである（IASB [2012d] par.IN1）。公開草案ではFASBに合わせる形で、一定要件を充足する負債性金融商品について、第3の測定区分として新たにその他の包括利益を通じて公正価値で測定する（FVTOCI）区分を導入することを提案している。

同様に、FASBにおいても、2013年2月に、会計基準更新書案（公開草案）「金融商品—全般（Subtopic 825-10）：金融資産および金融負債の認識および測定」を公表した（FASB [2013]）。2010年公開草案の提案に対する市場関係者の懸念に対処するとともに、IASBの金融商品の分類および測定に関するモデル案との主要な差異を解消することを目的としている。この中で、FASBは、金融資産の分類の見直しを行い、すべての金融商品を原則として公正価値により測定するという2010年の公開草案における提案を見直し、IFRS第9号に合わせる形で、償却原価による測定するモデル案を提案した。すなわち、契約上のキャッシュ・フローが元本と元本に対する利息の支払いのみから構成されており（キャッシュ・フロー要件）、そのうえで契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することが目的であるとするビジネス・モデル要件を充足する金融資産は、当初は取引価格により測定し、事後は償却原価により測定するモデル案である。

IASBおよびFASB両者の見直しの結果、利息獲得を目的とする金融機関の貸出金の測定手法については、FASBがIASBに合わせる形で償却原価とする方針となった。

II 金融資産の測定 — 理論的考察

1. 効率的市場仮説

米国が主張する金融資産の全面公正価値（出口市場価値；mark-to-market）測定は、市場が決定する価格は常に正しいとする効率的市場仮説が前提となっていると考えられる。

市場は、すべての入手可能な情報を反映して、新しい情報に対してすぐに反映する場合

に効率的であると表現される。入手可能な情報の程度、すなわち市場価格の形成において織り込まれていると仮定される情報量によって、弱度 (weak form)、半強度 (semi-strong form) および強度 (strong form) の3つのレベルに分類される。このうち、半強度の市場の効率性は、現在の市場価格が過去の価格だけでなく、すべての入手可能な公開情報を反映しているとするものである。⁸⁾ この考え方がすべての金融商品を公正価値により測定とする前提となっていると考えられる。

国際会計基準委員会 (IASB) とカナダ勅許会計士協会 (CICA) の金融商品起草委員会は、ディスカッション・ペーパー「金融資産および金融負債の会計処理」を1997年3月に公表した (IASB [1997])。この中で、「発達した金融市場においては、金融商品の市場価値は市場に知られているすべての情報を反映することが想定される。このため、特定の時点における金融商品の市場価値は、その時点までのすべての経済的事象に対する市場の評価を含有していることが想定される。」(chap.5, par.2.8) とし、「これが『効率的な』資本市場理論のエッセンスである」(chap.5, par.2.9) としている。

ディスカッション・ペーパー (IASB [1997]) に示された公正価値にもとづく原則を合理的に導入するような基準の提案を責務とする、会計基準設定主体の金融商品ジョイント・ワーキング・グループでは、「公正価値は、現在の経済情勢が金融商品に及ぼす影響に関する市場の評価を反映するものであり、」「競争的で開放的な市場経済で決定された金融商品の公正価値は、測定日までに入手可能であったすべての情報を具体化しているという期待から導かれるものである」(JWG [2000] Basis for Conclusions par.1.8 (a)) としており、効率的市場仮説を前提とする考え方であることは明らかである。また、「金融商品の公正価値測定に関する概念的論証は、市場を基礎とした多くの実証研究により支持されている」(JWG [2000] Basis for Conclusions par.1.12) としている。

しかしながら、行動ファイナンス (behavioral finance) 理論に代表されるような、投資家心理と裁定取引の限界という2つの概念にもとづいて、市場は常に効率的というわけではないとする効率的市場仮説に批判的な考え方もある。⁹⁾

2. 公正価値測定

FASBのASC Topic 820「公正価値測定および開示」(当初の財務会計基準書 (SFAS) 第157号「公正価値測定」)において、公正価値は、「測定日時点で、市場参加者の間の秩序ある取引において、資産の売却によって受け取るであろう価格、または負債の移転のた

めに支払うであろう価格」と定義されている（FASB [2006a] par.5, ASC Topic 820-10-20 (FASB [2009a])).¹⁰⁾

同様に、IASBにおいてもIFRS第13号「公正価値測定」において、公正価値はFASBのASC Topic 820「公正価値測定」における定義と全く同一の定義がされている（IASB [2011b] par.9).

国際会計基準¹¹⁾における公正価値の適用形態は、①当初認識時の測定基準、②複合取引コストの配分基準、③資産・負債の当初認識後の測定基準、④減損テストの4つに分類することができる（Cairns [2006] pp.11-19).

このうち、③資産・負債の当初認識後の測定基準については、前述の効率的市場仮説の考えのもと、金融資産、非金融資産の区別なく、公正価値測定を採用するかどうかの判断は、当該資産の売買市場が存在するかどうかによると捉えることができる。この点については、現在、国際会計基準において公正価値測定を要求している基準（図表3-2）からも明らかである。

図表3-2 国際会計基準における公正価値測定の適用

| 国際会計基準 | 当初認識時の測定 | 当初認識後の測定 |
|--------------------------------|----------|--------------|
| IAS第16号 有形固定資産 | 取得原価 | 公正価値または取得原価 |
| IAS第17号 リース | 公正価値 | 取得原価 |
| IAS第19号 従業員給付（制度資産） | 公正価値 | 公正価値 |
| IAS第38号 無形資産 | 取得原価 | 公正価値または取得原価 |
| IAS第40号 投資不動産 | 取得原価 | 公正価値または取得原価 |
| IAS第41号 農業（生物資産） | 公正価値 | 公正価値 |
| IFRS第3号 企業結合 | 公正価値 | 適用されるIFRSによる |
| IFRS第5号 売買目的で保有する非流動資産および非継続事業 | 公正価値 | 公正価値 |
| IFRS第9号 金融商品（金融資産の分類および測定） | 公正価値 | 公正価値または償却原価 |

出所：筆者作成

Beaver [1998]によれば、市場が完全・完備市場¹²⁾という設定のもとでは、資産の入口価格が出口価格に等しく、かつ使用価値に等しいことが保証される。さらに、資産の市場価額は資産に対する請求権の市場価額に等しくなる。しかしながら、より現実的な不完全市場のもとでは、例えば取引費用、資産の投入価格（取替原価）、資産の産出価格（清算価額）やその使用価値（将来キャッシュ・フローの現在価値）は同じにならないであろう。不完備市場では、企業の請求権の中にはその不完備性のゆえにおよそ評価できないものが出てくるし、また市場が存在するために市場価額を観察できても、それはもはや不完全性または不完備性のゆえに同じ「最適性」の特性を備えていないのである。不完全または不完備の市場のもとでは、市場価額はもはや、完全・完備市場のもとで備えていた特徴を必ずしも備えていない。（pp.67-69）¹³⁾

アメリカ会計学会財務会計基準委員会（AAA）[2000]によれば、商業ローンのように流動性が低いかまったくない市場では、借り手に特有の状況等に加え、貸し手の経験や貸し手と借り手の関係といった特性に価値は依存するので、入口価格、出口価格、使用価値が異なることとなる。また、金融商品の市場が完全かつ完備でない状況では、出口価値が投資家にとって最も有用な情報であるということにはならないのは明らかである。投資家の関心がゴーイング・コンサーンとしての企業の価値であるとすれば、出口価値より使用価値の方が目的適合的な測定方法である。市場価格が存在しない場合、将来キャッシュ・フローの見積りは、金融商品がどのように利用されるかについて経営者の仮定や判断に頼らざるを得ず、使用価値の計算に依存せざるを得ないことになる。（AAA [2000] p.506）

Barth and Landsman [1995]によれば、出口価値と使用価値の差は、「経営能力の差異（differential management skill）」という出口価値には含まれない無形資産を反映するものである（p.101）。

3. 財の観点から — 「プロダクト型会計」「ファイナンス型会計」二元論：武田理論

資本維持概念に着目し、あらゆる資産を公正価値で測定するのではなく、金融商品（金融資産）については、公正価値による測定が有用であるとする理論的根拠として、例えば武田隆二 [2008b] が提唱する、財の観点から説明した見解がある（図表3-3）。

それは、実物経済と金融経済における取引市場特性の違いを前提として、「プロダクト型会計」と「ファイナンス型会計」の二元論として両者が併存する考え方である。武田隆

二 [2008b] によれば、実物経済においては、有形財は「実物資本維持概念」、すなわち、同一の有形財の持続的更新・維持を図る必要がある財である。これに対し、金融経済における金融財は実物資本維持概念を必要とせず、あくまで金利動向を見極めて有利な決済を行うことを通じた、金融資産に投下した貨幣資本の清算・回収される性質の財であり（「清算貨幣資本維持」）、有形財と金融財とは、その性格において根本的に異なるものである。¹⁴⁾ プロダクト型会計理論では、安定性が高く流動性が相対的に低い市場を想定しており、資産評価の確実性の視点（測定の「信頼性」）を重視しているのに対し、ファイナンス型会計理論では、ボラティリティと流動性の高い市場を想定しており、投資意思決定促進の視点（測定の「目的適合性」）を重視している。

図表 3-3 二元論：武田理論

| | プロダクト型会計理論 | ファイナンス型会計理論 |
|-------|--------------------|-----------------|
| 主たる財貨 | 有形財 | 金融財 |
| 市場特性 | 安定性が高く流動性が相対的に低い市場 | 変動性と流動性が比較的高い市場 |
| 認識基準 | 信 頼 性 | 目的適合性 |
| 測定属性 | 取得原価 | 公正価値（時価） |

出所：武田隆二 [2008b]，古賀智敏 [2003]，河崎照行 [2009] をもとに筆者作成

測定方法については、プロダクト型会計理論では、認識対象となる有形財（非金融資産）を取得原価で測定することになる。これに対して、ファイナンス型会計理論では、金融資産を公正価値（時価）で測定することになる。「プロダクト型会計」「ファイナンス型会計」二元論は、一企業の中で、有形財と金融財を取り扱っているとき、「そこで機能する経済ルールは自らの抱くコンテンツが異なることから、異なる会計ルールによってこれらの2つの経済セクターを描写しなければならない」（武田隆二 [2008a] 149-150頁）とする考え方である。その中で、ファイナンス型会計理論、すなわち公正価値（時価）が適用される市場条件としては、ボラティリティと流動性の高い「市場の整備」を前提としている。

古賀智敏は、武田隆二の主張する説を承継しつつ、その解釈を拡大・発展させていると

いえる。すなわち、公正価値会計は、すべての金融財、投資不動産といった形態的には物財であるが経済的実質は金融財の特性を持つ準金融財、さらに農産物・生物資産や再評価の対象となる有形固定資産といった物財をも包括する方向で拡大しつつある。しかしながら、物財に適用される公正価値会計とは、将来キャッシュ・フローの即時的獲得が比較的容易なものに限定されている、としている。（古賀智敏 [2008b] 12頁）

さらに、公正価値の本質は、「将来キャッシュ・フローの現在価値」としての使用価値（主観価値）にあるとの考えのもと、公正価値は、市場価値（客観的公正価値）と使用価値（主観的公正価値）の2つに区分されるとしている。使用価値も公正価値であるという解釈である。そのうえで、多くの金融商品は比較的整備された市場が得やすいため「主観価値（使用価値）＝客観価値（公正価値）」と想定され得ること、ならびに割引現在価値計算などにおける測定の高難性により、¹⁵⁾ 公正価値は売却時価にもとづく測定が支配的になっているとしている（古賀智敏 [2003] 22-23頁, 62頁）。

「プロダクト型会計」「ファイナンス型会計」二元論は、「市場」の存在がキーワードになっており、金融財（金融資産）については、すべて変動性と流動性が比較的高い市場が存在することを理論の所与として、金融資産についてはすべて公正価値で測定すべきであると主張している。しかしながら、流通市場が存在し、資産そのものの売買をビジネスの目的とする場合には、非金融資産であっても公正価値で測定することがふさわしいケースも存在する一方、すべての金融資産に完全かつ完備な市場が存在するわけではないことから、金融資産すべてを公正価値で測定することは適当ではない。

4. 企業活動実態の観点から — 資産3分類説：笠井理論

企業活動実態の観点から測定属性を分類する見解として、笠井昭次 [2000] [2005] が提唱する説がある。¹⁶⁾

企業の経済活動は、企業自らが生産・販売に従事する「価値生産活動」と、他企業にそれをさせるための資本の時間的貸与を意味する「資本貸与活動」から構成されるとの考えのもと、資産の3分類（待機分、充用分、派遣分）は、貨幣性資産（「待機」分資産）、費用性資産（「充用分」資産）と貸出金や有価証券など外部への投資資産（「派遣」分資産）の本来的区分を基礎とするものである（図表3-4）。¹⁷⁾ また、貸出金等の測定額については、原価、時価とは別の「増価」という概念を導入している。

資本貸与活動において、その過程は時間の経過に従って時間的利得がいわば一方的に生

成するので、損益は、利得損失の一面的把握となるとし、その分だけ派遣分が増価するとしている。貸出金や社債のように、利息という時間的報酬の獲得のために、他者に価値生産をさせるべく時間的に資本を貸与したのであれば、アキュムレーション法に従ってその利息を加算した増価額で測定される。一方、一時的所有の有価証券のように、価格差の享受を企図した場合には、時価額で測定されるとしている。すなわち、同じ金融資産であっても、時間的報酬としての利息獲得を企図するものと、時価高騰による投機的利益の獲得を企図するものとに区分され、増価（償却原価）と売却時価にそれぞれ測定属性が異なるとするものである。

図表3-4 資産3分類：笠井理論

| 資産分類 | 待機分 | 充用分 | 派遣分 | |
|-------|-----|--------|--------------|--------|
| 資本運動 | | 価値生産運動 | 資本貸与運動 | |
| 該当資産例 | 現金 | 商品・機械 | 売掛金・貸出金・社債 | 有価証券 |
| 測定規約 | | 原価 | 増価 (償却原価) | (売却)時価 |

(注) 該当資産例の「社債」は満期日まで保有することを予定しており、「有価証券」は、市場性のある一時的所有の有価証券を前提としている。

出所：笠井昭次 [1998a] [1998b] [2000] を参考に筆者作成

しかしながら、利息獲得を企図する資産は、当初のキャッシュ・フローと当初の利子率とにもとづく各時点の割引現在価値で測定され、時価高騰の投機的利益の獲得を企図する資産は、売却時価で測定されることから、配当収入流列および売却収入の割引現在価値とみることができるとしている。すなわち、両者はキャッシュ・フローおよび利子率の改訂の有無の点で相違するが、割引現在価値という類縁性があるとしている（笠井昭次 [2005] 290-292頁）。

派遣分は、「企業の目的的活動たる価値生産過程に投下すべき資本を、いわばたまたまそうした機会が欠如しているので、一時的に他企業に時間的に貸与したことを意味している」（笠井昭次 [1998b] 42頁）としている。この分類は製造業等の企業を前提にした捉え方であると思われる。この考え方を金融機関に照らしてみた場合、例えば貸出金は金融機関の本来業務である融資業務から生ずる資産であることから、笠井昭次のいう派遣分に

は当たらず、充用分に該当する資産であると考えられる。一方、貸出金の資本運動は資本貸与運動に該当すると考えられる。さらに融資業務は利息獲得を企図した事業であることから、貸出金は増価（償却原価）により測定されるべき資産ということになる（図表3-5）。

図表3-5 金融機関の貸出金

| | |
|------|----------|
| 資産分類 | 充用分 |
| 資本運動 | 資本貸与運動 |
| 測定規約 | 増価（償却原価） |

出所：筆者作成

5. 投資の性質の観点から — 事業投資と金融投資

投資の性質に着目することによって、事業投資と金融投資に分類する考え方がある。事業投資とは、企業が事業の遂行を通じて成果を得ることを目的とした投資であり、投資の成果は、事業資産に含まれていたのれんがキャッシュ・フローに転換され実現されていくことで達成される。他方、金融投資とは、もっぱら市場価格の変動によって利益を獲得することを目的にした投資であり、原則として時価を超えるのれん価値は認められない。すなわち、金融投資の時価には、一般に市場の平均的な期待が反映されていると考えられ、金融投資は誰が持っていてもそれからもたらされるキャッシュ・フローには変化がないということを意味する（辻山栄子 [2002] 357-361頁）。

したがって、「のれん価値のある資産への投資である事業投資は（償却）原価で、のれん価値のない資産への金融投資は時価で評価することに意義が見出されている」（秋葉賢一 [2002] 345頁）。

外形的には同じ金融資産であっても、売買目的有価証券のような金融投資の性格を備えている金融資産、貸出金のような事業投資の性格を備えている金融資産の両方が存在する（図表3-6）。「重要なのは資産を外形で区別するのではなく、投資の実質に基づいて価値を評価し成果を測定することである」（斎藤静樹 [2013] 58頁）。

図表 3-6 事業投資と金融投資

| | | 投資の性質 | |
|-------|-------|--------|------|
| | | 事業投資 | 金融投資 |
| 資産の外形 | 金融資産 | 貸出金 | |
| | 事業用資産 | | |
| 測定方法 | | (償却)原価 | 公正価値 |

出所：筆者作成

Penman [2007] によれば、公正価値（市場価値）であっても、歴史的な原価と比較して意味を持つのは、株主にとっての価値が市場の出口価値へのエクスポージャーだけで決定する場合、すなわち株主価値の変化が市場価格の変動と1対1に対応している場合に限られる。トレーディング・ポートフォリオに含めて保有する証券、それらの証券から派生する金融商品、年金資産などが該当する。一方で、企業がインプット市場での購入価格とアウトプット市場での販売価格との差から利益を獲得しているケースでは、活発な市場で出口価格が観察される場合であっても、それらの価格変動は株主価値の変動と1対1に対応していない。商業ローンや住宅ローンがその代表例である (pp.38-39)。

6. 金融商品の測定属性

以上を整理すると、金融商品の測定属性は、2つの考えに分けることが可能である。

1つは、効率的市場仮説を前提とした公正価値測定を中心とする考えであり、使用価値にもとづく公正価値を測定の困難性から否定したうえで、金融商品はすべて公正価値（出口価値）により測定し、さらに市場特性を有する非金融資産にまで公正価値による測定を拡大して適用するとするものである。これは、IASBとFASBがコンバージェンスの検討に当たって、最終的な方向性として最初に示した金融商品の測定である。武田隆二や古賀智敏が主張する説である。

他方、金融商品という1つの枠組みにあっても、商品特性、すなわち、ビジネス・モデルによって、公正価値と（償却）原価の2つの測定属性が併存するという考えである。これは、IASBのIFRS第9号が採用している金融商品の測定である。笠井昭次、斎藤静樹、

辻山栄子、秋葉賢一の主張は、後者の考え方に含まれる。

いずれの考え方からしても、前者は主張の根拠としている効率的市場仮説に対して否定的な理論があること、ならびに公正価値測定的前提としている流動性のある市場の不完備性の観点から、後者は商品特性の観点から、貸出金を公正価値で測定することについては問題があり、貸出金は償却原価で測定されるべきであると考えられる。次節では、その問題点について考察する。

Ⅲ 貸出金の測定

1. 市場の不完全性の観点

不完全・不完備市場における公正価値測定の問題点はすでに述べたとおりである。金融資産であっても、すべての金融資産に流動性が十分な市場が存在するわけではない。その1つの金融資産が貸出金である。

金融機関の貸出金を例としてみた場合、欧州中央銀行によれば、「厚みを有し、かつ流動性のある市場が存在せず、活発に取引されない特定の金融商品にとっては、市場価格に保有数量を乗じて算出された価格は、事業の正常な過程において現金で実現されると合理的に期待されるという意味において、金融商品の公正価値を必ずしも表してはいない」(ECB [2006] p.31)。市場が発達しておらず、流動性に乏しいケースでは、相場価格 (quoted prices) は潜在的なファンダメンタルズから外れることがあり、市場相場価格は常に信頼し得る情報を提供するとは限らない (*Ibid.* p.10)。活発な流通市場が存在しない金融商品にとって、公正価値の変動が洞察力ある経済情報を常に提供するとはいえず、公正価値の変動による評価益が直ちに実現する可能性はほとんどあり得ない (*Ibid.* p.21-22)。

以上から、公正価値会計の使用は、大規模かつ流動性のある市場が存在するか、あるいは市場において取引する意図がない限りにおいては、貸出金勘定の主要部分に対して奨励されるべきではない (*Ibid.* p.6, p.32)、としている。

市場の存在の有無を含めた金融資産を取り巻く市場環境の観点から、金融資産をすべて公正価値で測定すべきというのは適切ではなく、貸出金を公正価値で測定すべきではない。

2. 貸出金利設定プロセスの観点

さらに重要なのは、貸出金の商品特性である。貸出金は、金融機関それぞれが蓄積している貸付に係るノウハウにもとづく貸付先に対する評価（格付け）、貸付先に対する貸出姿勢（貸付先との関係）により、貸付の諾否や金利が決定される。ここで適用される利子率は市場利子率ではなく、当該金融機関が独自のノウハウにもとづいて算出し、貸付先との間で合意した契約利子率である。

貸出金の金利（変動金利）を考えた場合、例えば、

$$\begin{aligned} \text{貸出金利} &= \text{TIBOR}^{18)} + 75 \text{ ベーシス・ポイント (bp)} \\ &= \underbrace{\text{TIBOR} + 20 \text{ ベーシス・ポイント} + 30 \text{ ベーシス・ポイント}}_{\text{資金調達コスト}} + \underbrace{25 \text{ ベーシス・ポイント}}_{\text{信用コスト}} + \underbrace{\phantom{25 \text{ ベーシス・ポイント}}}_{\text{利ざや}} \end{aligned}$$

といったように、資金調達コスト、信用コスト¹⁹⁾および利ざやの3つに分解することができる。具体的には、貸出金利TIBOR+75bpのうち、TIBOR+20bpが金融機関の本支店間で資金を貸借する仕切りレート、すなわち資金の調達コストであり、30bpが貸出先に対する信用コスト、残り25bpが金融機関の利ざやである。信用コストに該当する金利は、金融機関における企業格付けによる上乘せ分である。この信用コストに該当する金利は、金融機関の保有する判断材料としての顧客情報、ならびに金融機関の審査ノウハウを用いて算出した結果であり、この部分が市場金利とは連動せず、金融機関ごとに異なる部分であることから、金融機関の無形資産といえる。

事業性貸付において、金融機関によって異なる金利が提示されるのは、資金調達コスト以外に金融機関によって審査基準（ノウハウ）が異なることによる結果である。また、住宅ローンや消費者ローンに代表される消費性貸付（個人向け貸付）において、金融機関ごとに提示される金利が同一であっても、消費者がいずれの金融機関からでも必ず同一の条件で借入れができるとは限らない。すなわち、各金融機関が保有蓄積する審査ノウハウや顧客との取引関係によって貸付の諾否が異なってくる。金融機関毎に独自の金融商品全体の貸倒率等のモデルを構築しているのである。金融商品の金利が同一であっても、これは金融機関それぞれの貸出先に対する予測を意味するものであり、金融機関ごとのノウハウといった無形資産を反映した結果であるといえる。

顧客から預金として資金を調達し、この資金を原資として貸出を行うといった、伝統的なバンキング活動における貸出金においては、その商品性からして市場価値は存在しないといえ、そもそも公正価値で測定されるべき資産ではない。

3. 公正価値と償却原価の相違点

仮に、貸出金を公正価値により測定する場合には、その市場が直接的あるいは間接的にも存在しないことから、公正価値ヒエラルキーの「レベル1のインプット」および「レベル2のインプット」²⁰⁾、すなわち市場価値は該当せず、観察可能な市場データにもとづかない資産に関するインプット（レベル3のインプット）が適用されることになる。²¹⁾

図表3-7 金融商品会計における市場価値、公正価値、現在価値、使用価値の関係

| | | | |
|------|------|------|------|
| 市場価値 | | 現在価値 | |
| レベル1 | レベル2 | レベル3 | 使用価値 |
| 公正価値 | | | |

出所：角ヶ谷典幸 [2009b] を参考に筆者作成

使用価値と公正価値（レベル3）は、将来キャッシュ・フローを割引率を用いて割り引くという計算方法を通して算出されるという点においては、いずれも現在価値に該当する（図表3-7）。²²⁾ しかしながら、その計算要素としての将来キャッシュ・フローあるいは割引率を、使用価値の場合は企業の予測にもとづいて算出するのに対し、公正価値は市場参加者の予測にもとづいて算出するというそれぞれの価値判断の違いによって、使用価値と公正価値（レベル3）は異なってくるのである。²³⁾ 企業が予測するキャッシュ・フローと市場参加者が予測するキャッシュ・フローが異なる理由の1つに、企業が、他の市場参加者の予測と異なるキャッシュ・フローを実現させることができる情報、取引上の秘密またはプロセスを有していることがある（FASB [2000] par.32 d）。使用価値を基礎とした公正価値は測定が困難であることから否定されていること（Barth and Landsman [1995] p.101）に鑑みると、使用価値と公正価値（レベル3）は同一ではないことが推察される。使用価値と公正価値（レベル3）の両者の差額は自己創設のれんあるいはシナ

ジー効果に相当することから（角ヶ谷典幸 [2009b] 56頁, Barth and Landsman [1995] p.101), 公正価値測定による場合, 貸出金利に含まれる金融機関の有する審査ノウハウ等が反映されないことになる。²⁴⁾

したがって, 金融機関の貸出金は, その商品特性を考えた場合, 金融機関が自らのノウハウにもとづいて算出した契約利率により測定するという点においては, 同じ現在価値であっても, 市場利率で割り引いた公正価値ではなく, 使用価値とみることができる。さらに, 契約利率には, 金融機関のノウハウといった自己創設のれんに相当する無形資産が含まれている一方で, 金融機関の主観的な見積りではなく, 実際に貸出先との間で締結している契約利率という客観的な事実にもとづいた実効利率を用いることが貸出金の場合には可能であるという点が特徴である。また, すでに実行している契約にもとづいたキャッシュ・フローという観点から, 事後測定において, 毎期の測定時点での貸出先の信用状態等を査定し直した利率を適用するのではなく, 当初の契約利率によることが適当であると考えられる。

よって, 貸出金の測定手法については, 契約利率を用いた償却原価によることが適当であると考えられる。²⁵⁾「企業が資産から得られるものと期待する将来キャッシュ・フローの見積り」(IASB [2004] par.30) である使用価値を配分として捉えるのであれば, 利息法による償却原価である。また, 契約にもとづくキャッシュ・フローとして捉えるのであれば, 契約利率による割引現在価値である。この点については, 例えば, 笠井昭次 [2005] は, 「割引現在価値に相当する額は, 一般的には償却原価とよばれている」(303頁) としている。また, 米山正樹 [1995] も, 測定値を「現在価値」と解釈できるようなキャッシュ・フローの期間配分方法の典型例として, 償却原価法ないし利息法を挙げ(141頁), 「償却原価法によるストック評価額には, 将来キャッシュフローの割引現在価値という解釈が与えられる」としている(144頁)。²⁶⁾

IV 小 括

金融機関の貸出金は, 金融資産としての特性を考えた場合, 市場という観点から捉えるべき資産ではない。さらに重要なことは, 使用価値と公正価値との差額は, 使用価値の持つ自己創設のれんに相当することから, 公正価値測定による場合, 貸出金利に含まれる金融機関の有する審査ノウハウ等が反映されないことになる。

したがって、利息収入をビジネス・モデルとする金融機関の貸出金の測定に当たっては、市場参加者の予測にもとづいた公正価値によるのではなく、契約キャッシュ・フローを重視して、金融機関の契約時の予測を反映した契約利率である当初の貸出金利を用いた償却原価によるべきであると考ええる。

IASB, FASBはともに、金融商品会計において最終的に目指す方向は、すべての金融商品を公正価値により測定することとして、両者のコンバージェンスはスタートした。²⁷⁾

ディスカッション・ペーパー (IASB [2008a]) では、全面公正価値による測定を長期目標とし、最終的な方向性に至るまでの中間的なアプローチとして、IFRS第9号の検討が進められたが、貸出金の測定については、IFRS第9号における契約上のキャッシュ・フローを回収する目的のビジネス・モデルの場合には償却原価による測定手法とする考え方は、本章の考え方と一致するものであることから、中間的なアプローチとしてではなく、結論として捉えるべきであると考ええる。

注

- 1) 通常、「貸付金」とされているが、本章では、金融機関を例として挙げていることから、銀行法施行規則に定める勘定科目（別紙様式第3号）に従って「貸出金」に統一している。
- 2) 中間的アプローチとして、以下の3つのアプローチを取り上げ、それぞれのアプローチはそれぞれ個別に検討することもできれば、いくつかの組み合わせで検討することもできるとしている (IASB [2008a] chap.2).
 - ① 現行の測定規定を改訂する。
 - ② 現行の測定規定を、いくつかの選択的例外を伴う公正価値測定原則に置き換える。
 - ③ ヘッジ会計規定を簡素化する。
- 3) 2009年4月に開催された20カ国財務大臣・中央銀行総裁会議 (G-20) のロンドン・サミット (第2回金融・世界経済に関する首脳会合) における「金融システムの強化に関する宣言」の中で、会計基準について、「我々は、公正価値会計の枠組みを再確認しつつ、会計基準設定主体が、流動性及び投資家の保有期間を踏まえ、金融商品の価格評価の基準を改善すべきであることに合意した」とし、会計基準設定主体が、2009年末までに採るべき措置の1つとして、「金融商品の会計基準に関する複雑性を

低減する」ことが要請された (G-20 [2009]).

- 4) 第2フェーズ：減損会計の見直しについては、2009年11月に公開草案「金融商品：償却原価および減損」(IASB [2009j])を公表した。その後、2013年3月に公開草案「金融商品：予想信用損失」(IASB [2013a])を公表した。

第3フェーズ：ヘッジ会計の見直しについては、2010年12月に公開草案「ヘッジ会計」(IASB [2010e])を公表した。その後、2013年11月に、IFRS第9号「金融商品（ヘッジ会計、およびIFRS第9号、IFRS第7号、IAS第39号の改訂）」(IASB [2013c])を公表してプロジェクトは完了した。

- 5) 公開草案には、金融負債についても適用範囲に含まれていたが、金融負債に関する分類および測定について、さらに検討を要すると判断され、金融負債が範囲から除外されることとなった (IFRS9, par.IN7)。

IASBは、金融負債の分類および測定についての追加的な検討のプロセスを開始し、2010年中に最終的な定めを公表する予定であるとしている。2010年5月11日、公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」を公表した (IASB [2010a])。

- 6) この点については、2009年10月26日に開催されたIASBとFASBの合同会議において、①償却原価で測定されている金融商品の公正価値、②償却原価で測定されている金融商品の公正価値の変動に関する情報、③その他包括利益の構成要素 (OCIで認識された金融商品の公正価値の変動を含む) について、財務諸表での表示を求めるかどうかを今後別途検討するとしている (IASB [2009h])。

- 7) ①満期保有目的、②売却可能、③トレーディングの3区分 (ASC Topic 320-10-25-1, 当初SFAS第115号 par.6)

- 8) 弱度の効率性は、現在の市場価格は過去の価格に含まれている情報を反映しているとする考え方、強度の効率性は、内部情報を含めてあらゆる情報が市場価格に反映されているとする考え方である (例えば、Fama [1970], Brealey et al. [2014], Schroeder et al. [2009])。

- 9) 例えば、Shleifer [2000]。

儲かる確率の過大評価、まぐれの好結果を実力と勘違いするヒューリスティックや自信過剰、トレンドと思われる傾向に無批判に追随する群集行動といった信念と判断のバイアスという投資家心理 (investor sentiment) や、裁定取引は無リスクではなく、

失敗する可能性も高いことと、機関投資家はエージェンシー問題を抱えているため、視野がどうしても短期的になりがちであり、裁定取引に及び腰になり、市場の非効率性が放置されてしまう裁定取引の限界 (limit of arbitrage) が存在するという考え方である (角田康夫 [2011]).

- 10) FASBは、2009年7月に会計基準体系の整備を実施した。これに伴い、財務会計基準書 (SFAS) 第157号「公正価値測定 (Fair Value Measurements)」がAccounting Standards Codification (ASC) Topic 820「公正価値測定および開示 (Fair Value Measurements and Disclosures)」となった。公正価値の定義については、ASC 820-10-20に記載されている。
- 11) 本章では、特に断りがない限り、IAS (国際会計基準) およびIFRS (国際財務報告基準) を合わせて「国際会計基準」と呼ぶ。
- 12) 「完全市場 (perfect market)」という概念は、①商品や請求権の売買が取引費用ゼロで行われ、②いかなる企業や個人も投資から異常収益を得るための特別な手段も機会も持っておらず、かつ、③価格が特定個人の行動によって影響を受けないことを意味する。
「完備市場 (complete market)」という概念は、あらゆる商品や請求権の市場が存在し、したがって、いかなる商品や請求権の市場価格も一般公衆が観察可能なことを意味する。(Beaver [1998] pp.38-39)
- 13) Christensen and Demski [2003] が同様の指摘をしている (pp.34-35)。
- 14) 1997年公表のディスカッション・ペーパー「金融資産および金融負債の会計処理」(IASC [1997]) では、金融商品の公正価値変動から生じる損益に適用する資本維持概念について、「現在の市場収益率を稼得する能力」(chap.6, par.2.4) と定義し、これを「現在市場収益率資本維持概念 (the current-market-rate-of-return capital maintenance concept)」と称している (chap.6, par.2.10)。
- 15) Barth and Landsman [1995] が、使用価値を基礎とした公正価値会計は、企業固有の情報を含む使用価値を見積もる必要があることから最も困難であると指摘している (P.101)。
- 16) 会計測定基準の捉え方の観点を整理するに当たっては、富塚嘉一 [2009b] を参考にした。

- 17) 価値生産活動における利潤獲得能力を内蔵する資本部分を「充用分」と呼び、利潤獲得のために行使されるべく待機している資本部分を「待機分」と呼ぶ。他方、資本貸与運動における時間的報酬の獲得のために貸与する資本部分を「派遣分」と呼ぶ（笠井昭次 [2005]）。
- 18) TIBORとは、Tokyo InterBank Offered Rateの略称で、東京銀行間取引金利のこと。金融機関が資金調達するときの基準金利として用いられる。一般的には指定された複数の有力銀行（リファレンスバンク）から報告されたレートを全国銀行協会が集計し毎営業日発表している「全銀協TIBOR」を指す。
同様に、ロンドン銀行間取引金利であるLIBOR（London Inter-Bank Offered Rate）がある。
- 19) 本章では、金融機関の審査コスト等の経費コストおよび貸出先の信用格付に応じた信用コストの両コストを含む意味で用いている。
- 20) 「レベル1のインプット」とは、測定日において、企業がアクセス可能な活発な市場における同一の資産または負債に関する（無調整の）相場価格をいい（IASB [2011b] par.76）、「レベル2のインプット」とは、資産または負債について直接（つまり、価格として）または間接的（つまり、価格から算出して）に観察可能となる、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットをいう（IASB [2009b] par.51, IASB [2011b] par.81）。
- 21) IASB [2011b] par.86-90, FASB [2006a] par.30, FASB [2009a] Topic820-10-35-52~55
- 22) 公正価値（レベル3）の評価技法については、現在価値だけでなく取替原価も考えられるが、金融資産については取替原価は該当しないと考える。
- 23) 将来のキャッシュ・フローを割引率を用いて割り引いた「現在価値」には、市場参加者の仮定にもとづく公正価値の代用としての現在価値（公正価値・レベル3）と、企業自身の仮定にもとづく現在価値（使用価値）がある（角ヶ谷典幸 [2009b] 54頁）、としている。
ただし、AAA [2000] では、使用価値と出口価格を別のもので区分するなど（p.506）、「使用価値（value in use）」の定義については、必ずしも同一の概念で用いられているとは限らない。

- 24) Nissim [2007] も、ほとんどの貸出金は公表市場価格を利用することができず、たとえ利用可能であったとしても、市場価格には銀行が個別に保有する情報が反映されない可能性を指摘している (p.39).
- 25) 米国銀行協会は、調達金利と貸出金利との差額を基礎とする貸出金や証券といった伝統的なバンキング戦略である分野のセグメントについては、償却原価会計モデルを適用すべきであると提案している。そのうえで、資産の公正価値変動分は注記への開示とすべきであるとしている。一方、トレーディング活動、あるいは貸出金や証券を組成または購入し、それを販売または証券化するといった活動については市場価値 (mark-to-market) によるべきであるとしている (ABA [2009]).
- 26) IASBの公開草案「金融商品：償却原価および減損」においても、償却原価とは、実効金利を用いて割り引いた、金融商品の残存期間にわたる予測キャッシュ・フローの現在価値である、としている (IASB [2009j] par.6-10).
- 27) Barth [2007] 発表当時、IASB理事であったBarthは、IASBはすべての資産および負債を公正価値で測定することが目的ではなく、IASBとFASBは公正価値ですべての金融資産および金融負債で測定することが長期的な目標である、としている (p.10).

第4章 金融負債の測定と信用リスク

はじめに

国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）は、2008年3月、ディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」（IASB [2008a]）を公表し、この中で、金融商品の公正価値測定に関する懸念事項の1つとして、「企業にとって悪いことが起きたときに、金融負債に関する未実現の利得（unrealised gains）をなぜ認識するのか」という、いわゆる「負債のパラドックス」の問題を取り上げ、いずれ議論する予定であるとしている（IASB [2008a] par.3.73－3.77）。これを受ける形で、2009年6月には、「自己の信用リスク」の役割に関する見解を募集するため、ディスカッション・ペーパー「負債の測定における信用リスク」（IASB [2009e]）が公表された。

また、米国大手金融機関は、2009年第1四半期決算において、公正価値オプション（詳細は後述）を適用した結果、多額の「負債評価益」を計上し、各社の利益水準を大幅にかさ上げしているとの指摘が金融専門家の間で出ており、財務の実態が見えにくくなるとの批判がある。¹⁾ 例えば、シティ・グループでは、純利益（Net Income）が1,593百万ドルであったのに対し、2,738百万ドルの「負債評価益」（Credit valuation adjustment gain）を計上しており、この評価益がなければ赤字に転落していたことになる。²⁾ 逆に、モルガン・スタンレーでは、一部のモルガン・スタンレー長期債のクレジット・スプレッドの縮小、すなわち信用状態の改善に伴い「負債評価損」を計上し、15億ドルの純営業収益の減少となった。その結果、純損失が1億7,700万ドルとなり、John J. Mack会長兼CEOは、「当社は、クレジット・スプレッドの飛躍的な改善がなければ、今四半期に黒字を計上したはずである。クレジット・スプレッドの改善は極めてポジティブな展開だが、短期的には当社の収益を押し下げることとなった」と述べている。³⁾

こうした状況を踏まえ、改めてすべての金融負債について、公正価値で測定すること、ならびに当初認識以降の信用リスクを財務諸表上に反映することの問題点について検討する。まず、IASBとFASBで現在検討が進められている負債の定義および金融負債の測定の議論を確認したうえで、金融負債の公正価値測定に関する問題点を検討し、さらにその問題点の中で金融負債の信用リスクの問題を取り上げて考察する。

I 負債の定義

負債の測定を検討するに当たり、まずその対象となる負債の定義およびその変化について整理する。

1. 現行の負債の定義

国際会計基準では、現在のIASBの概念フレームワークにおいて、負債は「過去の事象から発生した当該企業の現在の債務で、その決済により経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるものをいう。」(IASB [2010c] par.4.4(b))と定義されている。これは、国際会計基準委員会 (IASC) が1989年に公表し、IASBにより2001年4月に採用された概念フレームワークの負債の定義から変わっていない。

また、米国会計基準では、財務会計諸概念に関するステートメント (SFAC) 第6号「財務諸表の構成要素」において、「負債とは、過去の取引または事象の結果として、他の企業に対して、将来、資産を譲渡するかまたはサービスを提供するというある特定の企業の現在の債務 (obligation) から生じる、発生の可能性の高い (probable) 将来の経済的便益の犠牲である。」(FASB [1985] par.35)と定義されている。

日本の会計基準では、企業会計基準委員会 (ASBJ) の討議資料「財務会計の概念フレームワーク」(企業会計基準委員会 [2006b])において、「負債とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物をいう。」(第3章 財務諸表の構成要素 第5項)と定義されている。

なお、「債務 (obligation)」は、「法律上の債務 (legal obligations)」よりも広義で使われており、「衡平法上の債務および推定債務 (equitable and constructive obligations)」を含んでおり (SFAC No.6, fn.22)、企業会計基準委員会の討議資料においても、「義務、またはその同等物」として表現されている。

以上のとおり、国際会計基準、米国会計基準、および日本の会計基準のそれぞれにおける現行の負債の定義は、若干の表現の差異はあるものの、①過去の事象に起因していること、②債務 (義務) であること、③経済的便益の移転を伴うこと、の3つの要件が共通しているといえる。

2. 新たな負債の定義

負債の定義については、これまで、IASBとFASBの共通の概念フレームワークを開発するための共同プロジェクトにおいて、2010年下期中（2009年6月時点）にディスカッション・ペーパーの公表を目指して、フェーズB「構成要素」の中で検討が進められた（IASB [2009d]）。

2008年10月に開催されたIASBとFASBとの合同会議において、負債の定義について以下のとおり両者の案として暫定的に合意していた。⁴⁾ すなわち、「企業の「負債」とは、企業が債務者である現在の経済的義務をいう。」という定義案である。また、その補足説明として、

- ①「現在の」とは、財務諸表の日付時点で、経済的義務が存在し、かつ企業が債務者であることをいう。
- ②「経済的義務」とは、リスク保護を介してなど、経済的資源を提供する、または引き渡す無条件の約束またはその他の規定をいう。
- ③企業は、企業が経済的義務を負うことを要求され、経済的義務を負う要件が法的またはその他の手段により強制力を有している場合に「債務者」となる。

としている。

この定義案については、2008年11月に開催された、IASBの基準諮問会議（SAC）においても議論が行われ、その中で、負債の定義について、債務者の法律的な定義では、経済的な負債を得るには狭すぎることで、各国における特有の法律の有無によって、負債を認識するかどうか左右されるため、比較可能性に問題があること、ビジネスリスクと負債との境界線が、負債の定義で解決されないことが報告された。また、資産の定義との対称性の観点から、負債の定義で「債務者」が本当に必要なのか等についても議論されたが、時間的な制約もあり、新しい定義は十分な支持が得られなかったことが報告されている（企業会計基準委員会 [2008b]）。

新たな負債の定義の背景には、環境債務をはじめとする「企業に対して新しい責務を負わせる経済社会環境が生まれた」（醍醐聰 [2007] 5頁）ことから、さらなる負債の範囲の拡張が見て取れる。

例えば、IAS第37号改訂公開草案において、「ある場合には、負債を決済するために要求される金額が、1つまたはそれ以上の不確定な将来事象の発生または不発生に依存している（条件となっている）としても、企業は負債を有している。そのような場合には、企

業は過去の事象の結果として、無条件債務（unconditional obligation）および条件付債務（conditional obligation）という2つの債務を負っている」（IASB [2005a] par.22）とする「待機債務」（stand ready obligation）⁵⁾としての捉え方である。これは、法令が企業に対してリスク保護の提供を要求する場合には、企業は、関連する条件付債務を持つ無条件債務、すなわち待機債務を有しているという考え方である。偶発債務として捉えてきた債務をさらに無条件債務と条件付債務に分解して捉えようとする発想である。これまで、条件付債務については、発生の蓋然性が高い（probable）ことをもって負債を認識していた。しかし、これを待機債務が蓋然性にかかわらず負債として認識され、条件付債務かどうかについての不確実性は、負債の測定の段階で反映されるものと提案されている（IASB [2005a] par.22-26）。

新しい負債の定義の特徴としては、2つ挙げられる。

第一に、資産が定義されたうえで、資産の定義の対称性の観点を強調して負債が定義されている点である。負債の定義は、資産の定義に依存しており、いわゆるミラー関係を重視した捉え方といえる。

これは、2007年10月に開催されたIASBの理事会（Board Meeting）において、概念フレームワーク・プロジェクトのフェーズB「構成要素」の中で「資産」の定義について検討が行われ（IASB [2007c]）、これを受ける形で、2007年12月に開催された理事会において、「負債」の定義について検討が行われており、“Parallel approach”，“Mirror Image of Asset Definition”等の表現を用いて負債の定義を整理、検討していることから明らかである（IASB [2007d]，IASB [2007e]）。

2013年7月に公表された概念フレームワークの見直しに関するディスカッション・ペーパー（IASB [2013b]）では、資産を「過去の事象の結果として企業が支配している現在の経済的資源」、負債を「過去の事象の結果として企業が経済的資源を移転する現在の義務」とそれぞれ定義することを提案している（par.2.11）。すなわち、資産は、「経済的資源」⁶⁾と定義され、そのうえで負債を「経済的資源を移転する義務」と定義されており、負債の定義が資産の定義に依存していることがわかる。この点からも、負債は「マイナス資産」（角ヶ谷典幸 [2006] 74頁）と位置づけられている。⁷⁾

第二に、負債の定義にある「現在の義務」については、「負債が存在しているかどうかを判定するために、主要な問題は報告日現在で義務を有しているかどうか」であること（IASB [2013b] par.2.16）を強調して確認している。一方で、過去の取引または事象を

特定する必要はないとしている。また、「潜在的な将来の犠牲（probable future sacrifices）」（FASB [1985] par.35）に代えて、2008年10月に開催されたIASBとFASBとの合同会議において、「経済的義務（economic obligation）」という用語を用いることとし、そのため、発生の確かさの評価を行う文言を削除することとしている。この点については、IASBのディスカッション・ペーパーにおいても経済的資源を移転する現在の義務であるとして、「蓋然性は、基礎となる義務が負債の定義を満たす前に何らかの最低限の閾値に達している必要はない」（IASB [2013b] par.2.10）とし、発生の可能性の確かさは認識の段階では行わず、測定段階においてその不確実性を反映しようとするものである。すなわち、不確実性を伴う将来損失をより広く負債として認識しようとする考え方である。

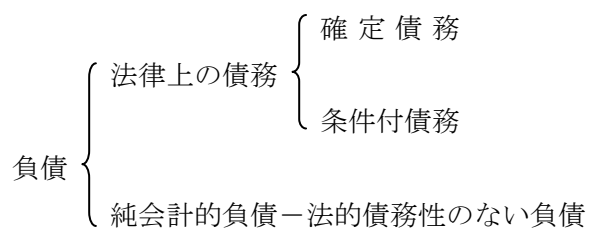
これは、「資産や負債の定義に際してその現在性が強調されれば、表現の忠実性という質的特性の重視とあいまって、事業用資産についてさえも過去の取引価格である取得原価で評価することを否定し、資産・負債のすべてを現在の時価を中心とした公正価値で評価すべきであるという全面的公正価値会計の主張と短絡的に結びつけられやすい」とする見方もできる（桜井久勝 [2007] 231頁）。

3. 負債の定義 — 法的債務性の観点から

(1) 負債の分類

これらの負債は、法的債務性の観点から、一般的に以下のように分類することができる。⁸⁾

すなわち、負債（経済的負担）の大部分は、債務（経済的給付義務）であり、法律または契約によって法的に強制される法律上の債務である。さらに法律上の債務は、金銭支払義務および財貨・用役給付債務といった確定債務に加え、一定の条件を充足すると確定債務となる条件付債務あるいは無条件債務に分類される。



このほかに、法律上の条件付債務ではないが、修繕引当金のように期間的損益計算を合理的に行うために計上される負債、またはリース負債のように実質優先主義の見地から計上される会計的負債がある。

以上のように、負債は、①法律上の確定債務、②法律上の条件付債務、③純会計的負債（法律上の債務に該当しない債務）の3つに大きく分類することができる。

（２）金融負債

さらに、金融負債については、国際会計基準ではIAS第32号「金融商品：表示」において、以下のように定義されている（par.11）。

1つは、契約上の義務で、

A-① 他の企業に現金または他の金融資産の支払いを要する義務、

または、

A-② 金融資産または金融負債を当該企業にとって潜在的に不利な条件で他の企業と交換を要する義務、

である。例えば、買掛金、支払手形、借入金、社債等の発行債券などの金銭債務がA-①に該当する（par.AG4）。A-②に該当する例としては、発行者のコールまたはプット・オプションがある。発行者のコールまたはプット・オプションは、将来の権利行使時点において、発行者にとって潜在的に不利な状況下で対象となる金融商品の交換を強いられる契約上の義務といえる。

もう1つは、企業自身の持分金融商品で決済されるか、もしくは決済される可能性のある契約のうち、

B-① デリバティブ以外で、企業が企業自身の可変数の持分金融商品を引き渡す義務があるか、もしくはその可能性のあるもの、

または、

B-② デリバティブで、固定額の現金または他の金融資産と企業自身の固定数の持分金融商品との交換の方法で決済されるか、もしくはその可能性のあるもの、

である。

以上から、金融負債は、金銭支払義務に該当することから確定債務と同義といえる。したがって、金融負債は、前述（１）の負債の分類の3つのうちの確定債務に含まれる。

(3) 負債概念の拡大

一方、負債概念の拡大は、伝統的な確定債務としての法律上の金銭債務に加え、将来の不確実な状況における負債の認識であり、支払時期、金額とも不確実な将来に支払を予測される債務の計上であり、条件付債務が該当する。

負債は、現在の債務から生じる将来の経済的便益の犠牲、すなわち将来キャッシュ・アウト・フローとして定義されている。したがって、認識対象とすべき負債は、過去の収入を基礎とすべきものではなく、将来のキャッシュ・アウト・フローに向けられている。

その測定方法として、財務会計諸概念に関するステートメント (SFAC) 第7号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報および現在価値の活用」(FASB [2000])において、「当初認識時の会計測定とその後の再測定において利用する場合における現在価値の唯一の目的は、公正価値を見積もることにある」(par.25)とし、公正価値の算出方法として現在価値が位置づけられている。具体的には、「期待キャッシュ・フロー・アプローチ (expected cash flow approach)」が採用されている (par.40)。「期待キャッシュ・フロー・アプローチ」では、負債は生起確率により加重平均して計算された期待値として割引現在価値で把握される。

条件付債務に該当する負債について、前述のとおり負債の発生の蓋然性の高低にかかわらず、待機債務として負債を認識する提案がなされている。これは期待キャッシュ・フローとして認識・測定される負債である条件付債務について、発生の蓋然性の高い条件付債務のみを負債として認識する現行会計基準に比べ、前倒しで認識されるという点で負債の拡張といえる。

II 負債の公正価値

1. 負債の公正価値の定義

国際会計基準における負債の公正価値の定義では、国際会計基準 (IAS) 第39号「金融商品：認識および測定」において「必要な知識を有する自発的な当事者間において、独立第三者間取引条件で負債が決済され得る金額」と定義されていた (par.9)。⁹⁾ その後、FASBの財務会計基準書 (SFAS) 第157号「公正価値測定」(FASB [2006a])ならびにIASBの国際財務報告基準 (IFRS) 第13号「公正価値測定」(IASB [2011a])では、「測定日現在において、市場参加者間の秩序ある取引において負債を移転させるために支払わ

れるであろう価格」と定義が変更された。¹⁰⁾

決済概念ではなく、移転概念を用いることの長所として、

- ① 測定日現在で移転が行われるとみなされていることが明確になる、
- ② 企業固有ではなく、市場ベースであることが明確になる、
- ③ 特定のカウンターパーティーが存在しない場合（資産除去債務など）でも機能する、
- ④ リスクや利益調整なしに市場参加者は負債を引き受けないという事実を反映している、

等が挙げられている。

一方、短所としては、

- ① 企業は一般的に負債を移転せずに決済する、
- ② 負債に対する観察可能な市場価格がほとんど存在しないという事実が反映されていない、

という指摘が示されている（IASB [2008c]、企業会計基準委員会 [2008d]）。

2. 金融負債の公正価値測定に係る問題点

公正価値による金融負債の事後測定については、次の問題点が挙げられる。

非金融資産を固定金利負債によって調達した場合、事業投資に向けられる資産は取得原価により測定されるのに対し、負債を公正価値により測定することは整合的でないという点である。負債の評価と資産の評価が相互に依存しているか、互いに独立しているかという議論がある（柴健次 [2002] 114-127頁）。

相互に依存するという立場からは次のように考えられる。「金融資産の評価を問題にする局面では、当該資産の資金調達源泉である負債の時価評価の困難性を理由に、金融資産の時価評価も困難であることを説く議論として展開されてきた」（醍醐聡 [1997] 6頁）とし、資産の測定に先行して負債の公正価値測定について検討すべき課題であるとする意見が存在すると解釈できる。一方、負債を「マイナス資産」と定義づけるならば、資産と負債の測定は一体のものとして同一の測定方法で測定されるべきである。さらに、負債の定義が資産の定義に依存していることを考えると、まずは非金融資産を含めたすべての資産について、公正価値により測定することが適しているかの検討が先行すべき課題である。

しかしながら、キャッシュ・フローに係る契約性の有無およびリスクの内容等を勘案すると、事業投資に向けられた資産から生じる将来キャッシュ・イン・フローと金融負債か

ら生じる将来キャッシュ・アウト・フローは異質な関係にあり、互いに独立した関係にあるといえる。

事業投資は事業投資に向けられた資産に含まれるのれんが有形資産（キャッシュ・フロー）に転換され実現されていくプロセスであり、当該資産から生じる将来キャッシュ・フローの発生額および発生時期は、主観のれんの影響を受けることから、同一資産であっても保有者の能力やノウハウ等に応じて異なり得る。一方、金融負債から生じる将来キャッシュ・アウト・フローの発生金額および発生時期は、契約にもとづいて確定しており、残存期間の将来キャッシュ・アウト・フロー自体は不変である。金融負債の公正価値に影響を及ぼすリスクは、自らの信用リスクを除けば、主観のれんとは関係のない金利リスク等の「一般リスク」である。^{11) 12)}

IASC [1997] は、非金融資産は将来キャッシュ・フローが事前の約定によって固定されておらず、利子率の変化に対するリスク・エクスポージャーを抱えていないのに対し、負債（固定金利負債）は将来キャッシュ・フローが約定により固定されているため、事後の利子率の変化に対する公正価値リスク・エクスポージャーを抱えていることから、両者の評価方法が異なるのは当然であるとしている（chap.5, par.6.3-6.5）。

以上から、契約等にもとづいて将来キャッシュ・フローが確定しているような金融負債については、資産価値の変動の影響を受けることなく独立した関係にあるものとして捉えるべきである。

3. 公正価値オプションに係る問題点

公正価値が金融商品に対して、最も目的適合的な測定属性であることを根拠に、これまでも全面公正価値会計が提案されてきたが、その度に反対され、IAS第39号では、保有目的別に測定属性を区別する混合測定属性モデル（mixed attribute model）が採用された。

混合測定属性モデルによって、財務報告書作成者である経営者の意図や恣意性の介入の可能性等の問題が引き起こされるとされ、その解決策として、公正価値測定が提案されてきた。会計基準設定主体の金融商品ジョイント・ワーキング・グループが2000年に公表したJWGドラフト基準では、「金融商品に関する現行の原価と公正価値の混合会計は、長期的に持続できず、財務会計の十分な基礎を適用できない。（中略）これは、現行の原価と公正価値の混合した基準と実務の複雑さと不一致から明確である」（JWG [2000]

par.1.38(a) と指摘し、「金融商品に関する包括的公正価値モデル」(*Ibid.* par.1.38(b)) を提案した。

しかし、「包括的な公正価値会計モデルを導入する前にさらに作業が必要であることが明らかである」(IAS 39, par.BC8) というJWGドラフト基準に対するコメントを踏まえて、IASBは、混合測定属性モデルを前提にIAS第39号(2000年改訂)を改善するプロジェクトに着手し、2003年12月にIAS第39号を改訂した(*Ibid.* par.BC9, IN16)。その過程で、金融商品の全面公正価値会計は時期尚早であるとし、その代替策として、IAS第39号(2003年改訂)は、「企業が当初認識時にあらゆる金融資産または金融負債を、公正価値で測定して公正価値の変動を損益計算書を通じて認識するものとして指定することを認めている」(*Ibid.* par.IN16)として、公正価値オプションをすべての金融商品に対して容認した。

これに対し2004年には、欧州中央銀行(ECB)から、公正価値オプションは、適用範囲が広範であり、不適切に利用されるおそれがあるとの懸念が出され、適用範囲を狭めるよう指摘があり、その見直しに着手した(企業会計基準委員会 [2005a])。

バーゼル銀行監督委員会もコメントレターの中で、観察可能な市場価格がない金融資産または金融負債について信頼性および検証可能性の観点から問題であるとしている。また、企業自身の信用リスクの問題を指摘しており、いわゆる負債の時価評価のパラドックスについての懸念を示している(BCBS [2004])。Bies [2005] は、「公正価値オプションは、一見したところ混合測定属性モデルの問題に対する解決策として捉えられるかもしれないが、多くの懸念を引き起こす」として、バーゼル銀行監督委員会のコメントレターで挙げられている懸念事項のほか、貸出債権に公正価値オプションを適用した場合の貸倒引当金や不良債権等に与える影響についての懸念を指摘している。欧州中央銀行からは、公正価値オプションの導入により銀行の利益のボラティリティが高まるといった懸念が示されている(European Central Bank [2004])。

上述のような懸念に対応して、IASBは、2005年6月にIAS第39号を改訂し、測定のみスマッチの解消が図られる場合等一定の条件を満たした場合に限り、公正価値オプションを容認することとした。

また、2006年2月にIASBとFASBが公表した覚書(MOU: Memorandum of Understanding)(FASB and IASB [2006])では、現行の金融商品会計基準を全面公正価値に置き換えるプロジェクトを長期的な共同プロジェクトの1つとして位置づけて検討

が進められている一方、MOUにおいて、短期統合化プロジェクトとして公正価値オプションが取り上げられ、米国においても、FASBが2007年2月に財務会計基準書（SFAS）第159号「金融資産および金融負債に関する公正価値オプション」を公表して、IASB（IAS第39号）にコンバージェンスさせて完了した。^{13) 14)}

IFRS第9号「金融商品」においても、IAS第39号と同様の適格要件を充足した場合に限って、引き続き金融資産、金融負債ともに公正価値オプションを認めている（IFRS第9号、par.4.1.5, 4.2.2, 4.3.5）。

混合属性測定モデルの下で、負債のみを公正価値測定した場合には純利益の大きさに潜在的に影響を与え得る（AAA [2007] p.197）。「はじめに」において述べた、米国金融機関において2009年第1四半期に計上された負債評価損益の問題は、自社の信用リスクが上昇したことに伴い、自社の信用格付けの低下やクレジット・デフォルト・スワップの保証率の増加等を通して、公正価値オプション（SFAS第159号）を適用したことによって発生したものであり、その適用範囲を限定したとはいえ、まさに金融負債を公正価値により測定したことによって生じた問題である。

次節以降では、金融負債の測定において、自社の信用リスクを反映させることにより生ずる問題点について検討する。

Ⅲ 金融負債における信用リスク

1. 信用リスク

信用リスクとは、「金融商品の一方の当事者が債務を履行できなくなり、他方の当事者が財務的損失を被ることになるリスク」（IFRS 7, Appendix A）である。

また、2006年9月に公表された米国のSFAS第157号「公正価値による測定」では、「報告事業体の債務を資産として保有する者は、彼らが自発的に支払うであろう価格を決定するに当たって、当該事業体の信用リスクを考慮するであろう」（par.C42）。それゆえ、「報告事業体は、負債の公正価値による測定に当たっては、当該負債を公正価値により測定するすべての期間にわたる当該負債の公正価値への報告事業体自体の信用リスク（信用状態）の影響を考慮しなければならない」としている（par.15）。

すわなち、負債はマイナス資産であるというミラー・イメージの関係にあるとの前提のもとで、負債についても信用リスクを考慮しなければならないと捉えているものといえる。

国際会計基準においても同様に、IFRS第13号「公正価値測定」において、報告事業体自体の信用リスク（信用状態）の影響を考慮しなければならないとしている（IASB [2011] par.43）。

金融負債に信用リスクを反映することについて、IASBとFASBは、2008年3月に公表したディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減（Reducing Complexity in Reporting financial Instruments）」の中で、賛成、反対それぞれの考えを整理している（IASB [2008a]）。

まず、賛成の根拠として、金融負債が決済される確率の低下が、借り手の財務諸表で利得と関連づけられる理由は、以下の点から説明できるとしている。（par.3.74）

- (a) 負債は2つの企業間の契約である。一般的に、一方の企業に損失が生じるように状況が変化した場合、他方の当事者に利得が生じることが予想される。これは、貸し手が損失を認識した場合には借り手は利得を認識すべきだという結論に導く。
- (b) 金融負債の当初認識時の公正価値は、その信用リスクを反映する。金融負債の当初の公正価値測定に信用リスクを含めながら、その後の金融負債の測定にこれを含めないことは不整合であるように思われる。
- (c) この外見上の利得は、他と無関係に生じるものではない。借り手が支払不能となるのは、損失を被ったかまたは収益の不足が見込まれるからである。それらの損失が借り手の財務諸表ですべて認識されていれば、損失の額は当該負債の公正価値の低下から生じる利得の額を超える可能性が大きい。しかし、損失または不足額のすべてが財務諸表で認識されるわけではない。例えば、未認識の無形資産の価値の低下により生じる損失は認識されない。負債に係る利得は、未認識の損失または不足が発生しているという警告を、借り手の財務諸表の利用者に与えるかもしれない。
- (d) 企業の株主は、拘束力のある義務を負っていない限り、当該企業に生じた損失を補填する追加的投資を要求されない。しかし、ある金融商品の信用リスクが高まれば、貸し手は損失を被る可能性がある。したがって、借り手に生じた外見上の利得は、借り手の所有者から貸し手への欠損の配分と見ることができる。

一方、反対の立場からは、金融負債の信用リスク変動を反映した負債の再測定は混乱を招くものであるとして、金融負債の公正価値を再測定する際にその負債に係る信用リスクの変動の影響を考慮することを企業に要求することに懸念が示されている。金融負債の信用リスクが増大すれば、利得（すなわち自己資本の増加）が生じる。このような影響は直

観に反するという考えである。企業が財務上の困難に陥っている時に負債を低く報告することは有用でなく、負債の信用度が悪化している時になぜ利得が認識されるのかを財務諸表利用者に説明することは難しいとする主張である (par.3.75)。反対理由としては、いわゆる「負債のパラドックス」の問題を指摘したうえで、負債の再評価の目的上、義務に着目した測定の方が財務諸表利用者には役立つとしている。財務諸表は、同じ義務を有しているが信用度の異なる2つの企業が同じ帳簿価額を報告するように、義務の現在の価値を表現すべきだと示唆している (par.3.76)。

2. 金融負債の分解

金融負債は、オプション理論を用いて説明すると、以下のように分解することができる (Brealey et al. [2014] p.591)。

$$\begin{array}{l} \text{債券の価値} = \text{債務不履行は生じないと仮定} \quad - \quad \text{資産に対するプット・} \\ \text{(=金融負債の価値)} \quad \text{したときの債券の価値} \quad \quad \quad \text{オプションの価値} \end{array}$$

すなわち、金融負債は右辺第1項のリスク・フリーの負債と右辺第2項のデフォルト・プット・オプションに分解することができ、金利変動リスクにより受ける影響と債券発行体自身の信用リスクにより受ける影響に分解することができる。

このプット・オプションは、企業が債務不履行を起こすとき、すなわち企業価値が負債の償還義務を下回ったときに、株主が権利行使価格で企業の資産を債権者に引き渡すことと交換に会社の負債から逃れることができるというデフォルト・プットである (Brealey et al. [2014] p.591)。この点については、JWGドラフト基準においても、債務不履行オプションとして同様の言及がされている (JWG [2000] Basis for Conclusions par.4.53)。

デフォルト・プット・オプションは、債務者である企業が将来、当該債務について債務免除を受ける可能性を、擬制的ではあるが、オプションとして評価した部分であるとする捉え方がある (川村義則 [2000] 215頁)。しかしながら、負債を認識・測定するうえでは、当該企業のゴーイング・コンサーンを前提とすべきであり、事後測定において企業自身の信用リスクを反映することは、金融負債の価値を上述のとおり分解できることを踏まえるとデフォルト・プットを反映していることから企業の清算価値を表すのに等しく、デフォルト・プット・オプションの価値が上昇することにより金融負債の価値が下落したと

しても、当該企業の債務返済履行義務が軽減されるわけではないことから、ゴーイング・コンサーンの前提に矛盾するものである。15)

IV 公正価値測定と負債の信用リスクとの関係

1. 負債のパラドックス

金融負債に信用リスクを反映した公正価値測定を適用することは、金融負債の発行者自身の信用リスクの上昇による金融負債の公正価値の下落により利益を得るかのように見えてしまう一方、信用状態の改善が負債の増加をもたらすという、いわゆる「負債のパラドックス」の問題が生じる。

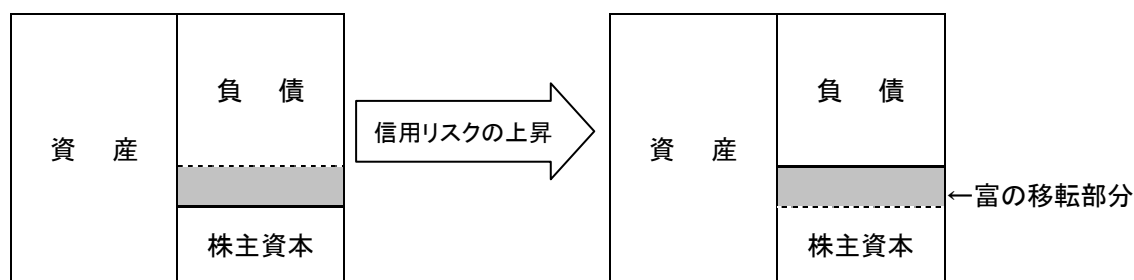
この負債のパラドックスを正当化する根拠としては、次の2つの考え方が存在する。

(1) アプローチ1

1つは、「企業の財務状況の低下から生じる負債の公正価値の減少は、債権者から株主への富の移転を意味する」(Barth and Landsman [1995] p.103) という捉え方である。

この考え方を図に示すと図表4-1のようになる。

図表4-1¹⁶⁾



これは借方の資産サイドの価値は変動しないという仮定のもとで、プット・オプションに着目した結果、上述のとおり「株主の有限責任による会社資産を債権者に引き渡すことと交換に会社の負債から逃れられる株主の権利」(Brealey et al. [2014] p.591) により、株主が社債権者に転嫁したリスク分だけ「富の移転」、すなわち評価益が発生するというものである。

しかし、この考え方を積極的に捉えた場合、企業が自らの信用リスクを悪化させること

により、「金融負債評価益」を計上して利益を創出するという行動を採ることを正当な企業行動として認めてしまうことになりかねない。

また、池尾和人は、負債の公正価値評価の妥当性の説明として、負債のパラドックスの問題について、「発行体の倒産リスクの高まりにより、倒産に関するプット・オプションの価値が上昇するのは当然のことである」と指摘している。そのうえで、「問題が生じるのであれば、(中略)信用リスクの上昇に伴うプット・オプションの価値の増加分を除けばよいだけの話である」とコメントしている(日本銀行金融研究所[2002]156頁)。すなわち、池尾は、資産サイドの変動は考慮せず、負債サイドの変動のみに着目して、オプション理論により負債のパラドックスの発生 of 妥当性を説明する一方、その結果生じる未実現損益部分については、問題があれば損益計算等に計上しないとする立場を採っているものといえる。

「富の移転」の考え方は、2009年6月に公表されたIASBのディスカッション・ペーパー「負債の測定における信用リスク」の中で、信用リスクを負債の測定に織り込むことについての賛成論の根拠の1つとして検討材料として挙げられている(IASB[2009e] par.32-41)。しかしながら、この考え方は、2010年5月公表の公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」において、「負債の信用リスクの変動は、企業の業績に影響させるべきである」として、負債の信用リスクの変動の影響を資本に表示することを問題視して否定されている(IASB[2010a] par.BC33-34)。

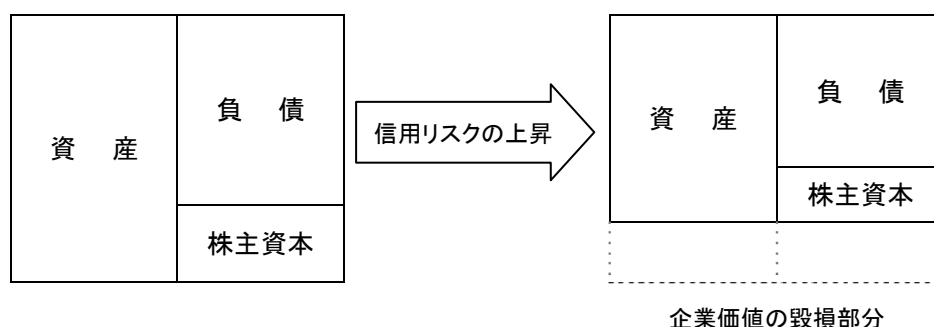
(2) アプローチ2

2つめは、信用リスクの上昇に伴い、資産サイドにおいても資産価値の減少が発生しているという捉え方である。¹⁷⁾

信用リスクの上昇に伴い、負債の公正価値が減少する一方、株価の下落を通して株主資本の価値が低下するとともに、資産価値も低下するというもので、図に示すと図表4-2のようになる。

すなわち、資産サイドならびに負債・株主資本サイドともそれぞれ価値が低下しており、「むしろ、資産価値の低下の方が大きいかもしれ」ず、負債のパラドックスは錯覚にすぎない。資産の価値と負債や株主資本の価値は連動するにもかかわらず、負債の価値だけを取り上げ、局所的に議論することに負債のパラドックスの根本的な原因があるのである(川北英隆[2003]132頁)。

図表 4 - 2¹³⁾



これまで見てきたとおり、負債のパラドックスの問題は、資産サイドの変動は考慮せず、貸方サイドの負債と株主資本との間の「富の移転」にのみ着目した結果、負債評価損益が発生するという問題が生じたものであるといえる（アプローチ1）。この負債評価損益は、借方および貸方サイドともすべて公正価値測定を行うことにより理論上は解消されることが考えられるものである（アプローチ2）。¹⁸⁾

しかしながら、アプローチ2には限界がある。すなわち、金融資産および金融負債だけでなく、非金融資産および非金融負債を含めたすべての資産および負債を公正価値により測定することが前提となつてはじめて成立するアプローチである点である。事業投資を考えた場合、事業活動の続行を通じて、事業用資産に含まれていたのれんが有形資産（キャッシュフロー）に転換され実現することによって投資の成果が達成されるプロセスであることから（辻山栄子 [2002] 358-359頁）、事業投資に向けられた非金融資産そのものを公正価値により測定することはなじまない。したがって、負債のパラドックスを完全に解消することは困難であるということになる。

この会計上のミスマッチの問題について、IASBのディスカッション・ペーパー（IASB [2009e]）では、賛成および反対の両論が併記されている。すなわち、信用リスクを負債の測定に織り込むことを賛成する立場からは、資産が公正価値で測定される場合には、当該資産に係る信用リスクの変動が公正価値に影響する。その一方、仮に負債の測定に信用リスクの変動が織り込まれない場合には、資産と負債との間で会計上のミスマッチが生じることを指摘している（par.42-31）。他方で、信用リスクを負債の測定に織り込むことを反対する立場からは、企業の信用力の低下は、固定資産のように信用リスクを織り込む形で測定されない資産、自己創設のれんなどの会計上認識しない無形資産、企業経営者に

対する信頼性の低下を表している。これらの変動は財務諸表上には計上されないので、仮に負債の測定に信用リスクの変動を反映すれば、資産と負債との間で会計上のミスマッチが生じることになると指摘している (par.53-57)。

会計上のミスマッチの解消策としては、Nissim and Penman [2008] が主張する原則の1つである「資産・負債対応の原則 (The Matching Principle)」にもとづいた対応が考えられる。「公正価値会計を厳格に適用できるのは、特定の事業計画に沿って諸資産・諸負債を結合して利用するその総計としての純資産レベルである」(p.29) という原則である。資産または負債のいずれか一方のみを公正価値で測定した場合、または資産のみを償却原価で計上したうえで適正な減損処理を行っている場合、貸借対照表上での対応が図られず、損益計算書に過度のボラティリティが持ち込まれてしまうというものである。こうした考えのもとで、ビジネス・モデルにおいて、資産と負債とが1つの単位として管理されている場合には、両者とも公正価値で測定する、あるいは資産を償却原価で計上したうえで適正な減損処理をする一方、負債は公正価値で測定することによって、該当の資産と負債の間では会計上のミスマッチを解消することができ、負債のパラドックスの影響を排除または軽減させることは可能である。

2. 自己創設のれんの問題

「企業の信用リスクが悪化した場合には、債権者の請求権の公正価値は低くなる。その結果、株主の残余請求権の金額は増加するように見えるかもしれないが、ほとんどの場合、信用度の下落により生じた見かけ上の利得は、その信用度の下落を引き起こした損失や資産評価減の影響と相殺される」(JWG [2000] Basis for Conclusions par.4.55(b)) としている。しかし、「企業の信用状態の変動は、部分的には、企業が内部で創出した無形資産の変動を反映している場合」があり、「信用状態の変動が企業の負債に与える影響を報告する一方で未認識の無形資産の変動による潜在的な相殺の影響を報告しないことには、根本的な矛盾がある」(JWG [2000] Basis for Conclusions par.4.57) と考えられる。

金利リスク等の市場リスクは金融市場全体に起因するリスクであり、金融資産および金融負債に関わらず共通性があり、一般リスクである。一方、信用リスクは企業の債務履行能力に起因する個別リスクであることから、金融資産サイドでは取引相手先の債務履行能力の評価となり、金融負債サイドでは企業自らの債務履行能力の評価となる。事業用資産に対する投資による将来キャッシュ・フロー獲得能力には、経営手腕やノウハウ等にもと

づく超過収益力が反映されるため、企業自らの信用リスクの評価は自己創設のれんの計上につながることになる（吉田康英 [2003] 297-298頁）。

しかしながら、自己創設のれんの認識については、現行の会計基準においては認められていないのが現状である。

したがって、資産サイドには自己創設のれんの認識が認められていないのに対し、自己の信用リスクを反映させることは、負債サイドに自己創設のれんの認識を認めることにつながり、負債の公正価値測定は、2つの問題点を生ずることになる。1つは、自己創設のれんの認識を認めること自体の問題点である。もう1つは、自己創設のれんの認識を資産サイドには認めない一方で、負債サイドのみ認めるというバランスの問題が生じることになり、負債のパラドックスの問題は完全には解消されないことになる点である。

3. 金融負債に信用リスクを反映させることの問題点

資産サイドの評価損益と負債サイドの評価損益の関連性を説明づけることは現実的には困難であると考えられることから、公正価値測定の結果として発生する負債評価損益を純利益として認識することは、財務諸表利用者に対して誤解を与えることになりかねない。

負債のパラドックスの問題を解消するためには、金融資産および金融負債に限らず、すべての資産および負債を公正価値により測定することが前提となる。非金融資産の調達原資として金融負債を利用することを考えると、非金融資産と金融資産の区分により金融資産のみを公正価値測定の対象とすることは、負債サイドからみると金融負債の中に公正価値測定によるものとそうでないものが存在することとなり、負債のパラドックスは解消されないことになる。

金融資産だけにとどまらず、すべての資産を公正価値で測定することが可能になって、はじめて負債を公正価値で測定することにより、負債のパラドックスの問題が大幅に解消され、整合性の取れた会計体系に近づくことになる。

しかしながら、資産、負債ともに全面公正価値測定を採用してもなお、市場出口価値による公正価値測定である限り自己創設のれんの計上の問題は残ることとなる。すわなち、本来であれば、金融負債の信用リスクを反映した公正価値の増加による費用は、自己創設のれんの資産計上に伴う収益と相殺されるはずであり、その結果として負債のパラドックスが解消されることになる（吉田康英 [2003] 297-298頁）。しかし、資産サイドが市場出口価値による公正価値で測定されたとしても、自己創設のれんの資産計上は認められな

い限り、信用リスクを反映した結果発生する金融負債の増減を完全に相殺することはできず、負債のパラドックスを解消することはできない。よって、負債のパラドックスの問題を完全に解消するためには、現行会計基準では認められていない自己創設のれんの認識について検討する必要があることになる。

IASBでは、2010年10月に改訂されたIFRS第9号において、金融負債は、トレーディング目的や公正価値オプションが適用される負債、あるいは金融保証契約等を除いて、償却原価で測定することを要求されている（IFRS 9, par.4.2.1）。そのうえで、金融負債に公正価値オプションを適用する場合、公正価値全体の変動のうち、負債の信用リスクの変動に起因する部分については、会計上のミスマッチが生じるまたは増幅される場合を除いて、その他の包括利益に表示し、その他の公正価値の変動分は純損益に表示することとされた（IFRS 9, par.5.7.7-5.7.9）。

これは、負債の信用リスクの変動は、当該負債が売買目的保有ではない限り、純損益に影響させるべきではないという意見が多く寄せられた一方、マッチングの観点から、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産とともに管理されている金融負債については同様に負債の公正価値の変動全体を純損益に表示すべきであるという判断である（IASB [2010a] par.BC17-BC20）。

ただし、ビジネス・モデルに従った測定手法という観点からすれば、金融負債に関する公正価値の適用を企業側のオプションとすることは企業の機会主義的な利用の余地を残してしまうことになりかねず、また、1つのビジネス・モデルに対して2つの測定手法が存在することは問題である。したがって、金融資産と金融負債を1つの単位として管理し、かつ金融資産を公正価値で測定、または償却原価で計上したうえで適正な減損処理を行っている事業であることが明確である場合には、金融負債についても公正価値で測定することが適当である。¹⁹⁾

V 小 括

すべての金融負債について、公正価値により測定すること、ならびに当初認識以降の信用リスクを財務諸表上に反映することの問題点について、本章において次の点が明らかになった。

第1に、仮にすべての金融資産および金融負債について公正価値測定を適用しても、負

債のパラドックスは解消されないとの結論を得た。

負債のパラドックスは、金融資産および金融負債だけでなく、資産・負債サイドとも非金融資産および非金融負債を含めて全面公正価値測定を適用してはじめて解消あるいはほぼ解消される問題である。さらに、金融資産および金融負債に限ることなく、すべての資産および負債に対して公正価値測定を導入したとしてもなお、自己創設のれんの計上の問題をクリアする必要がある。

しかしながら、全面公正価値測定が経営者による恣意性の排除につながるとする論拠には弱く²⁰⁾、経営者の恣意性の排除の観点から、全面公正価値測定が混合測定属性モデルに比して有用であるということにはならない。一方、混合測定属性モデルを通して将来キャッシュ・フローに重点を置いた財務報告の提供が可能となるとする筆者の立場からは（第2章、51-52頁）、全面公正価値測定を許容しておらず、負債のパラドックスの問題はその面からは解消されない。²¹⁾

したがって、IFRS第9号適用後においても混合測定属性モデルを維持する限りにおいては、企業の「固有リスク」である、当初認識後における信用リスクを財務諸表に反映しない方策を採るべきである。また、公正価値オプションを採用し、金融負債を公正価値測定した結果生ずる負債評価益または負債評価損の取扱いについては、その損益の性格から、損益計算書上において純利益（純損失）に影響を与えることのないよう、その他包括利益に計上することが考えられる。ただし、金融負債に関する公正価値の適用を企業側のオプションとすることは企業の機会主義的な利用の余地を残してしまうことになりかねず、また、1つのビジネス・モデルに対して2つの測定手法が存在することは問題である。よって、オプションとするべきではなく、会計上のミスマッチが発生する場合等公正価値を適用するビジネス・モデルを明確にする必要がある。

第二に、負債については、伝統的な確定債務に加え、過去の取引または事象から発生した現在の債務として、条件付債務等が含まれる。さらには、過去の取引または事象が特定できなくとも現在の経済的義務が存在すれば負債の定義を満たすとしており、将来の不確実な状況における負債の認識へと負債の定義が拡張している。また、負債は「マイナス資産」として位置づけられるようになった。その結果、その測定方法として、割引現在価値を算定するため生起確率により加重平均された期待値としての「期待キャッシュ・フロー・アプローチ」が採用されるようになった。

一方、確定債務たる金銭債務の測定については、契約等によりキャッシュ・アウト・フ

ローが確定していることから、仮に当該企業の信用リスクの上昇に伴って金融負債の価値が下落したとしても返済履行義務、すなわち負債の返済額が軽減されることにはつながらない。よって、金銭債務の測定に当たっては、返済履行義務を重視すべきであると考えられる。この観点からすると、金銭債務に係る当初認識以降の測定については、市場利子率にもとづいた公正価値によることなく、債務者と債権者との間で約定した契約利子率によるキャッシュ・アウト・フローにもとづいた償却原価による計上が有用であると考えられる。²²⁾

以上から、負債の測定においては、混合測定属性モデルを採用するのが適当であると考えられる。

注

- 1) 日本経済新聞 [2009]
- 2) Citigroup Inc. [2009]
- 3) Morgan Stanley [2009]
- 4) 企業会計基準委員会 [2008b]

資産については、「企業の「資産」とは、他者が保有していない権利またはその他のアクセスのいずれかを企業が保有している現在の経済的資源をいう。」とする定義案が示されている。

- 5) 待機債務は、将来の不確定な事象の発生または不発生によって債務の履行の有無が決定されるという側面はあるが、それらが起これば履行を行うために待機しているという意味で現在の債務を有しており、ビジネスリスクとは異なるものとしている (IASB [2007b], 企業会計基準委員会 [2007a])。

公開草案では、待機債務の一例として、製品保証、企業が訴訟を受けている場合が挙げられている (IASB [2005a] par.25-26)。

- 6) ディスカッション・ペーパー (IASB [2013b]) では、「経済的資源」は、「権利または他の価値の源泉で、経済的便益を生み出す能力があるもの」と定義されている (par.2.11)。
- 7) Baxterは、資産と負債は論理的対称 (logical symmetry) にあるとし (Baxter [1984] p.224), 負債は負の資産 (negative assets) であり、資産と負債はミラー・イメージの関係にあるとしている (Baxter [1994] p.136)。

- 8) 佐藤信彦 [2008] 114-115頁
用語の用い方は若干異なるが、広瀬義州 [2012] 304-305頁、桜井久勝 [2013] 217-218頁、新井清光 [2011] 121-122頁等においても負債を同様の分類で説明している。
- 9) IFRS第13号において、「公正価値」について定義されたことに伴い、IAS第32号「金融商品：開示」およびIAS第39号における「公正価値」の定義をIFRS第13号の定義に合わせる形で2011年5月に変更している。
- 10) SFAS157 (FASB [2006a]) par.5およびIFRS13 (IASB [2011a]) par.9
- 11) 例えば、辻山栄子 [2002] 357-359頁、吉田康英 [2003] 291-292頁
- 12) 佐藤信彦 [1995] は、「金銭貸借の利子率の決定に関わるリスクは、それを固有リスクと一般リスクとに区別することができる。」「固有リスクとはその借入企業の個別状況に起因するリスク、すなわち信用リスク（デフォルト・リスク）のことであり、一般リスクとは市場一般に起因するリスクのことである。」(18頁)としている。
- 13) 2008年11月から12月にかけて開催された金融商品の財務報告に係る問題点に関する円卓会議において、公正価値オプションの対象がIASBとFASBで異なっている（米国会計基準では、金融商品でない保険契約や製品保証などが公正価値オプションの対象となっている）ことから、両者の対象を統一すべき等の差異に関する指摘があったことを受け、見直しの検討を行うことになった（企業会計基準委員会 [2008c]）。
- 14) 日本の「金融商品に関する会計基準」においては、公正価値オプションは導入されておらず、時価を注記することとされているのみである。
「借入金などの金銭債務の時価情報の注記については、特に当該金銭債務を負っている企業自身の信用リスクが増加した場合にその時価が減少するため、投資者にとって有用な情報を提供することにはならないのではないかという見方がある。しかしながら、金銭債務の時価を注記することは当該時価を財務諸表に反映することとは異なること、また、当該企業の資金調達活動の一端を外部に示すこととなるため意義があるという意見があること、さらに、国際的な会計基準では開示していることから、平成20年改正会計基準では、金銭債権のみならず金銭債務の時価も開示対象とすることとされている。」（企業会計基準委員会 [2011] 第11項）
- 15) この点については、JWG [2000] の反対意見の中でも、フランスおよびドイツの代

表団が「支払不能の可能性を反映する企業自身の信用リスクを考慮に入れることは、企業は継続企業として存在するであろう一般的な前提と矛盾する可能性がある。」と指摘している (JWG [2000] par.A6, A17).

16) 図表 4-1, 4-2 は, 岩村充 [1997], 川北英隆 [2003] を参考に筆者が作成した。

17) デフォルト・プットの説明において, 例えば, Brealey et al. [2014] では, 社債 (負債) の価値を低下させる一方, 株式 (株主資本) および資産価値も低下させたモデルを用いている (chap.18 and 23)。

18) Barth et al. [2008] は, 負債に公正価値会計を適用した場合に, 財務諸表に与える影響について分析している。

この中で, 資産および負債の両方の公正価値の変動を期間損益として認識した場合, ほとんどの格付けの引上げ (引下げ) 会社において, 現行のGAAP下での純利益よりも高い (低い) 純利益が算出されるとしている。一方, 負債の公正価値の変動のみを期間損益として認識した場合, ほとんどの格付けの引上げ (引下げ) 会社において, 現行のGAAP下での純利益よりも低い (高い) 純利益が算出されるとしている。

さらには, Barth et al. [2008] が2006年8月に発表された際の論文には, 格付けの引上げ (引下げ) 会社の約15% (10%) においては純利益の符号が逆転するとしている。

19) 第5章で詳述するが, 要求払預金負債を原資として貸出を実行する金融機関の金融仲介事業において, 仮に金融資産である貸出金を公正価値で測定した場合, あるいは貸出金を償却原価で計上したうえで適正に減損処理する場合, 会計上のミスマッチを解消するためには, 金融負債である要求払預金負債も公正価値で測定する必要があるという考え方に理論上はなる。しかし, 実際には要求払預金には要求払預金負債だけでなく, 無形資産部分が存在することから, 要求払預金負債を公正価値で測定しただけでは会計上のミスマッチの解消策にはならない。公正価値で測定するのがふさわしくない金融負債については, Nissim and Penman [2008] のいう「資産・負債対応の原則」は成立しないのである。

20) 例えば, 米国公認会計士協会 (AICPA) が公表している監査基準書 (Statement on Auditing Standards : SAS) 第101号「公正価値の測定と開示に関する監査」

(AICPA [2003])において、「公正価値の決定は、しばしば経営者による主観的な判断を伴う」(par.14)としており、「複雑な公正価値測定は、通常、測定プロセスの信頼性に関して、より大きな不確実性によって特徴づけられる」(par.24)と指摘している。

21) ただし、投資家に対する情報提供機能としての金融負債の公正価値に係る情報そのものを否定しているものではない。金融負債の公正価値については、財務諸表そのものに反映しなくとも、負債による資金調達コストの機会費用を把握するという観点からは、注記において開示することにより、十分にその機能を果たすことができるものと考えられる。

22) 冨塚嘉一 [2000] は、「確定債務である金銭債務の場合、法的な観点からその債務額についてできうる限り弁済しなければならないものであるから、たんなる予測の変更によって、評価減および免除益が生じることについては制度上なお抵抗が強い」「点を考慮すると、金銭債務については、返済条件等について再契約が交わされるまでは、当初の債務額のままで記載することが妥当といえるかもしれない」(44頁)と指摘している。

また、柴健次 [2002] は、負債の評価について、「デット・アサンプションや実質的デフイーザンスを想定したり、負債の分解を行うなどいわば経済的分析から結論を導くのではなくて、債権者持分としての負債を強調し、かつ、資産評価と連動させない議論を行う必要がないのかという疑問が残る。」(125-126頁)としている。

第5章 要求払預金負債の測定 — 金融機関におけるコア預金の取扱い —

はじめに

国際会計基準審議会（IASB）では、2006年2月に公表した米国会計基準審議会（FASB）との覚書（MOU : Memorandum of Understanding）の中の長期共同プロジェクトの1つとして、金融商品会計の全面見直しについて検討を進めてきた（FASB and IASB [2006]）。その中で、金融負債の測定に関しては、2010年10月に公表された金融負債の会計処理に関する要求事項について、公正価値オプションを選択する金融負債を除いては、償却原価による測定を維持することで国際財務報告基準（IFRS）第9号「金融商品」に追加された。また、金融負債の測定において、公正価値オプションを選択した場合には、公正価値変動分のうち、企業自身の信用リスクの変動による部分を、純損益ではなく、その他包括利益（OCI）の部に認識することとなった。しかしながら、ここに至るまでの過程において、FASBでは、2010年5月に公表された公開草案において、金融資産、金融負債とも原則として公正価値により測定するとした。そのうえで、一定の要件を満たす金融負債については償却原価による測定を許容し、さらにコア預金負債についてはIV節で詳述するように新たな測定属性である再測定アプローチによることとされた。すなわち、金融機関の要求払預金負債の測定については、IASBでは償却原価によることとしているのに対して、FASBでは要求払預金のうちコア預金負債は再測定アプローチにより測定し、コア預金以外の要求払預金は公正価値により測定するという金融負債の測定に対する考え方の違いがある。

金融機関において、顧客が預け入れる預金は債務である一方、その収益獲得活動においては、顧客から受け入れた預金を経営上の資源として貸出等を行っていく。したがって、金融機関が安定的な経営活動を継続するに当たっては、調達コストが安価で、かつ集合としてみた場合、長期的に流動性リスクが低く安定的な資金である、いわゆる「コア預金」¹⁾が厚い金融機関ほど経営上のリスクが低いと捉えることができる。しかしながら、預金はあくまでも貸借対照表上の負債であることから、コア預金が経営資源として活用されていることを表すために、コア預金負債の厚みを各金融機関の無形資産として捉え、「コア預金無形資産（core deposit intangibles）」として認識するという考え方がある（大塚成男 [2006] 251頁）。

本章では、こうした動きを踏まえ、要求払預金を構成する要素について考察したうえで、

その中心をなす要求払預金負債の測定について理論面からの考察を行い、要求払預金負債の有用な測定手法について考察する。さらに、市場での取引が行われない金融機関における預金負債、なかでも要求払預金負債について、公正価値により測定することの問題点を検討する。次に、要求払預金の無形資産部分であるコア預金の認識・測定について検討するとともに、コア預金を把握することの意義について考察する。

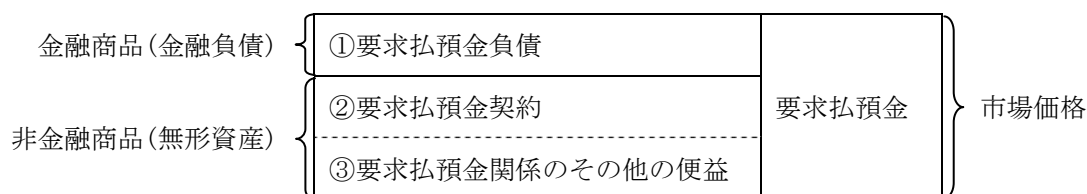
I 要求払預金を構成する要素

要求払預金とは、預金取扱金融機関が扱う、契約上の満期がなく、預金者の要求に従っていつでも払い出す義務を負っている預金（当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、別段預金、納税準備預金）をいう。²⁾

要求払預金については、これまでもFASB、IASBのそれぞれにおいて検討が行われてきた。

FASBは、1999年12月に金融商品の全面公正価値会計の導入を提案する予備的見解「金融商品および特定の関連資産および負債の公正価値による報告」(FASB [1999])を公表した。この中で、未解決の問題の1つとして、要求払預金の問題を取り上げている。要求払預金には、①要求払預金負債 (the depository institution's obligation to pay the depositor)、②要求払預金契約 (the demand deposit agreement)、ならびに③要求払預金関係のその他の便益 (other benefits of the demand deposit relationship) の3つの要素が含まれ、3つの要素すべてが要求払預金の価格を構成する (FASB [1999] par.121-122)。要求払預金を構成する3要素を整理すると図表5-1のとおりとなる。

図表5-1 要求払預金を構成する3要素



出所：FASB [1999] をもとに筆者作成

1. 要求払預金負債

預金者によって預け入れられた資金を金融機関が預金者に対して直接支払うか、または預金者の指定する第三者に支払う約束³⁾である要求払預金負債の特徴として、次の2点が挙げられる。第1には定期性預金に比べて金利が低く設定されていること、第2には金融機関のバランス・シート上にその一定額が滞留することである。

要求払預金負債の金利は無利息または定期性預金よりも低く設定されているが、これは預入期間の設定がなく、預金者がいつでも預金を引き出すことができるアメリカン・プット・オプションが要求払預金には付与されていると考えることができる。預金者はプット・オプションの買い手であり、いつでも預金を引き出すことができるオプションを金融機関から購入する対価として、オプション料の分だけ、要求払預金の金利は定期性預金よりも低く、あるいは無利息に設定されているというものである。

しかしながら、要求払預金は、必ずしも経済的合理性にもとづかず、決済性資金の滞留等、金融機関の要求払預金負債残高は一定額が滞留するという特徴があるといえる。このうち、コア預金負債とは、「経営者が、安定した資金の源泉であると考え、契約上の満期がない預金をいい、一時的な預金や増減の激しい預金は含まれない」ものである（FASB [2010b] par.7）。

FASB [1999] では、金融資産および金融負債の両方をすべて公正価値により測定して損益認識することを提案している。その主たる理由として、金融資産だけを公正価値で測定し、金融負債は公正価値で測定しなかった場合には、不自然なボラティリティが生じることを挙げている（par.86）。

2. 要求払預金契約

要求払預金の論点は、預金の金額に関するものではなく、預金者にいつでも金銭を預金することを許容する、基礎となる預金契約に関するものである（IASB [2008a] par.B11）。

預金を行う権利は、預金受入機関から負債商品を購入するコール・オプションとして説明することができる（*Ibid.* par.B12）。前述のとおり、要求払預金の金利は定期性預金よりも低く、あるいは無利息に設定されていることから、金利面だけを考慮した場合には、預金者はコール・オプションを行使しない、すなわち、要求払預金契約にもとづいた預金の預け入れを預金者は行わない。しかしながら、要求払預金が各種取引の資金決済に使用されているため、預金者は自己の要求払預金残高をある一定金額以上に保持しようとする

誘引が働くことから、他の預金に比べて預金金利が低かったとしても、預金者は要求払預金契約を締結している金融機関に預金すると考えられる。その結果、要求払預金の預金者は、資金を直ちに引き出すことができるものの、ほとんどの預金者がそれを行わないために、金融機関は、それらが引き出されるまで費用のかからない資金源を有することになる (IASB [2008a] par.B10)。

この要求払預金契約を金融商品と捉えるのか、非金融商品として捉えるのかについては、IASBとFASBで考え方が異なっている。

IASBにおいては、「金融商品」とは、「一方の企業に金融資産を、他方の企業に金融負債または持分金融商品を同時に生じさせるあらゆる契約をいう」(IAS第32号, par.11)と定義されているが、金融機関と預金者との間の預金契約は、金融機関に預金を受け入れなければならないという現在の義務がないとも考えられるため、金融商品には該当しないと判断され、預金契約を金融商品に含めないことが暫定的に合意されている (IASB[2006b])。

一方、FASBにおいては、約款で預金取扱金融機関に預金を受け入れる義務が課されていなくとも、推定債務 (implied obligation) が存在すれば預金契約は金融商品となり得る (FASB [1999] par.125) としている。

3. 要求払預金関係のその他の便益

要求払預金は、手形・小切手の資金決済や、口座間の資金振替、給与・年金・配当金等の自動受取、公共料金・税金・各種保険料・クレジット代金の自動支払い等のサービスを利用することができるといった利息要因以外の利便性を有している。また、預金者によって金融知識が異なることから、要求払預金負債の額は市場金利の変動によることなく、一定程度滞留し、固定化する傾向がある。さらに、要求払預金の入出金データは預金者の消費行動の一端を表すことから、金融機関にとって各種ローンの販売等のマーケティング活動の重要な情報源ともなる (吉田康英 [2003] 198-199頁)。

これらが要求払預金関係のその他の便益に該当する事例であるが、金融機関と預金者との契約に起因する将来キャッシュ・フローではないことから、非金融商品に該当するものである。したがって、要求払預金を構成する価格には非金融商品の要素が含まれていることになる。

以上のとおり、要求払預金を構成する価格には非金融商品の要素も含まれていることから、(1) 金融商品の定義に重点を置く場合には、金融商品の要素のみ、すなわち要求払預

金負債の公正価値の見積もりが必要となる。⁴⁾ 一方、(2) 公正価値の信頼性の観点から、市場価格に重点を置く場合には、金融商品の要素だけでなく、非金融商品（無形資産）の要素についても公正価値測定されるという問題が生じることになる（FASB [1999] par.132）。要求払預金の市場価格（出口価値）は、要求払預金負債から無形資産を差し引くことによって算出されることになり、要求払預金の預入額（入口価値）より小さくなる。

II 金融負債の測定 — 理論的考察

I 節では、要求払預金を構成する3つの要素の特徴について考察した。本節では、このうちの要求払預金の中心をなす金融負債の部分、すなわち要求払預金負債の測定手法について理論面から考察する。

1. 資本活動の観点から

笠井昭次 [2005] は、負債については、企業資本等式的理解（運用＝調達観的理解）⁵⁾ の考えのもと、割引現在価値で測定されるべきであるとしている。

金利という定額の報酬支払いを約定した社債、借入金等は利息法⁶⁾にもとづく増価で測定され、他方、保有損益という時価変動差額が報酬支払いとなっているオプション負債等は、売却時価で測定される。しかし、前受金や建設助成金等といった報酬支払いの欠如した負債は、一種の預り金であるから、入帳時の金額をそのまま据え置くことになる。また、その損益の測定は、割引現在価値の変動差額として、社債、借入金等については増価の差額、オプション負債等については時価差額として具現化する、としている（516頁）。この考え方は、製造業等の企業を前提として述べられているものであると解釈できるが、この考え方を金融機関に当てはめてみた場合、金融機関の預金負債は、預金金利という定額の報酬支払を約定しているという点においては、借入金と同類となることから、利息法にもとづく増価、すなわち利息法にもとづく償却原価で測定されるべき負債ということになる（図表5-2）。

負債、すなわち資本を借り受けたことに対して支払うべき時間的報酬（支払利息）は、時価の変動には影響されず、当初の約定金利によってのみ、その評価が影響されることを前提に置いている。

図表 5-2 負債の3類型

| 負債類型 | 該当負債例 | 測定規約 |
|----------------------|----------------------|-----------------------|
| 定額の金利の報酬支払いを企図した負債 | 社債，借入金等 金融機関の預金負債 | 増 価 (利息法にもとづく償却原価) |
| 時価の変動差額の報酬支払いを企図した負債 | オプション負債 | (売却) 時価 |
| 報酬支払いの欠如した負債 | 前受金，建設助成金等 | 当初評価額の据置き |

出所：笠井昭次 [2005] をもとに筆者作成

資本貸与活動と資本調達活動は、資本の貸借という同一の経済事象について、資本を貸与する側（資産）と資本を借り受ける側（負債）からみた見た関係にあるといえる。したがって、資本貸与活動⁷⁾（派遣分資産）に定利の獲得を企図する金融資産と時価変動差額の獲得を企図する金融資産が存在し、それぞれ増価（利息法にもとづく償却原価）と時価により測定することに鑑みれば、資本調達活動（算段分）にも、定額の報酬支払いを約定した負債と時価変動差額の報酬支払いを約定した負債とがあり、それぞれ増加と時価により測定することについても何ら問題ないとしている。一方で、負債の評価は、一般的に負債それ自体の経済的性質によって規定されるべきものであり、負債によって獲得された資金が投下された資産勘定の経済的性質によって規定されるものではない。

例えば、元金の返済額と時期が事前に固定された借入金の場合、負債発生時の受取額（historical proceed；実際現金受取額）は将来の元金返済額であるキャッシュ・アウト・フローに等しい。将来キャッシュ・アウト・フローを元利総額と考え、約定金利で割り引いた場合、その現在価値は実際現金受取額と等しいことになる。当初受取額が現在価値を表していると主張する場合には、決算時においても債権債務を現在価値により測定することを要求するのが整合的である。したがって、「負債の現在価値＝当初受取額」ということになる（柴健次 [2002] 120頁）。金融機関にとっての預金負債についても同様のことがいえる。⁸⁾

2. 消極財産と他人資本としての負債

負債には消極財産の側面と他人資本の側面とがある。負債の消極財産としての側面を強調する場合には、資産の測定と負債の測定との間に可能な限り整合性を求め、純財産の統

一的理解を目指すことになる（柴健次 [2002] 116頁）。負債の測定に際しては、マイナスの資産として位置づけられ、特定の資産の測定が前提とされることから、負債の測定属性が資産の測定属性に従属して決定する関係にあるといえる。これは笠井昭次 [2005] がいうところの資本等式的理解と同じであり、前述のとおり笠井が問題点として指摘している（487-489頁）。

一方、負債の他人資本としての側面を強調する場合には、自己資本とともに他人資本も資産に対する法的持分を表示することが要求される。したがって、負債の測定は持分の表示にふさわしいものでなければならない。すなわち、負債は基本的に資産から独立して測定されなければならないとしており（117頁）、資産の測定属性に依存することなく、負債の測定属性を決定することができるという捉え方である。この捉え方は、笠井昭次 [2005] がいうところの企業資本等式的理解に該当するといえる。

3. 投資の性質と金融負債の測定

投資の性質によって金融負債の測定属性が異なってくるとする考え方がある。

資金を運用するポジションであれば、その負債はいわば負の金融投資であり、運用目的の金融資産と同じように、時価評価して損益を認識するのが理屈に合っている。それに対して、事業資金を調達している負債の場合には、事業投資と切り離して金融の成果だけを捉えたのではおかしな結果になりかねない。その資金で賄われている資産を自由に換金できなければ、負債だけを清算してキャピタル・ゲインを獲得するわけにはいかないからである（図表5-3）（斎藤静樹 [2013] 226頁）。

図表5-3 投資の性質と金融負債の測定

| 投資の性質 | 金融資産 | 金融負債 | 測定 |
|----------------------|----------|-----------------|---------|
| 金融投資 (市場価格の変動を期待) | 売買目的有価証券 | 社 債 預金負債 | 時 価 |
| 事業投資 (事業からの成果を期待) | 貸 出 金 | | (償却) 原価 |

出所：斎藤静樹 [2013] をもとに筆者作成

この考え方によれば、金融機関の預金負債は、顧客への貸出金に運用する場合には償却

原価により測定し、売買目的有価証券に投資した場合には時価により測定するということがあり、常に資産サイドの測定方法とミラー関係を維持する必要があるということになる。すなわち、同一の金融商品（金融負債）であっても、調達原資の投資目的によって負債の測定が異なることになる。例えば、金融機関が預金負債を顧客に融資するまでの間、有価証券で運用した場合には、預金負債を有価証券で運用している間は時価で測定し、顧客に融資している間は償却原価で測定することになり、非常に複雑になる。⁹⁾ また、その他有価証券（売却可能有価証券）で運用した場合には、金融投資と事業投資の分類には明確には区分できないといった問題も生ずる。¹⁰⁾

この点については、笠井昭次〔2005〕は、「負債の評価は一般的に負債それ自体の経済的性質によって規定され」、「負債によって獲得された資金が投下された資産勘定の経済的性質によって規定されるものではない」（517頁）とし、「一般的には借方側の資産・費用の運動は、貸方側の調達源泉の運動とはまったく独立して行われて」おり、「たとえば商品を現金購入したとき、その現金が、借入金によるものなのか、資本金によるものなのか、あるいは売上によるものなのか、ということ識別することは、およそ不可能なのである」と指摘している（520頁）。

預金負債のような確定債務たる金融債務の測定については、契約等によりキャッシュ・アウト・フローが確定していることから、資産の測定属性に依存することなく、その債務の返済履行義務を重視すべきである。預金負債を公正価値により測定する場合、後述するように預金負債には市場価値が存在しないことから、例えば割引現在価値により測定することになる。その場合の割引率は、各金融機関の普通預金金利は金融機関ごとに設定するものであり、市場金利ではないことから、市場金利である無担保オーバーナイト・コールレートや比較的短期の全銀協TIBOR（Tokyo InterBank Offered Rate）を適用することが考えられる。しかし、普通預金金利は市場金利に対して低い追随率しか持たず、それほど高い感応度を有していないことはよく知られた事実であり¹¹⁾、また預金負債そのものを市場等で売買することを前提にはしていないことから、その調達コストを測定するのに市場参加者の仮定にもとづく公正価値は適当ではない。

以上から、投資の成果を把握するに当たり、調達原資すなわち預金負債のコストを測定するうえで、そのキャッシュ・アウト・フローを把握するためには、約定金利での利息法にもとづく償却原価による測定が有用であると考えられる。¹²⁾

Ⅲ 要求払預金負債の公正価値測定

しかし、IASB、FASBはともに、金融商品の全面公正価値会計をコンバージェンスをスタートさせる際の長期的な目標としていることから¹³⁾、本節では、要求払預金負債を公正価値で測定する場合の問題点について検討する。

1. 国際会計基準と米国会計基準の相違

国際会計基準（IAS）第39号「金融商品：認識および測定」では、「要求払いの特徴を有する金融負債（例えば、要求払預金）の公正価値は、要求払金額を、当該金額の支払要求ができる最初の日から割り引いた金額を下回らない」（par.49）とされている。¹⁴⁾ 要求払金額は出口価値を意味するが、支払い可能性のある初日における顧客による決済を想定しており、支払い時点における市場参加者の予想を無視しているため、公正価値の定義には該当しないと考えられている（IASB [2009a]）。したがって、要求払いの特徴を有する金融負債を公正価値測定に関する公開草案の適用対象外としており（IASB [2009b] par.2, BC29）、IFRS第13号「公正価値測定」においては、IAS第39号と同様の要件となっている（par.47）。これは、①多くの場合、金融負債について観察される市場価格は、顧客と預金受入機関との間で当該負債が創出される価格、すなわち要求払金額であること、②要求払預金負債を要求払金額よりも低い金額で認識すると、当該預金の創出時に直ちに利得が生じるが、これを不適切と考えていることによるものである（par.BCZ103）。よって、IFRS第9号においても、要求払預金負債については、そもそも公正価値による測定を前提としていない。

一方、米国では、FASBの財務会計基準書（SFAS）第157号「公正価値測定」において、要求払預金負債の公正価値測定に係る例外的な言及はないことから、公正価値による測定を前提としていると捉えることができ（IASB [2009b] par.BC110(a)）、国際会計基準とは異なるスタンスを取っている。2010年5月に公表された会計基準更新書（Accounting Standards Update; ASU）案（公開草案）（FASB [2010b]）では、コア預金負債に該当しない預金負債は公正価値により測定しなければならないとした。ただし、コア預金負債に該当しない預金負債によっては、満期までの期間が非常に短期であるため、預金負債の額面金額が公正価値の合理的な近似値となることがあるとしている（par.32）。FASB [2011c]においても、要求払預金負債の公正価値測定に係る例外的な言及はされておら

ず、その「要約」において、米国会計基準（U.S. GAAP）と国際会計基準（IFRSs）との相違点として、米国会計基準では、ASC Topic 825「金融商品」およびTopic 942「金融サービス—預金および貸付」において、預金負債の公正価値は、報告時点の要求払金額であるとしている（ASC825-10-50-13, ASC942-50-1）。しかしながら、IASBとは捉え方が異なっているものの、ここでいう公正価値は、ASC820（SFAS第157号）「公正価値測定」で定義されている公正価値には該当しないものと考えべきである。¹⁵⁾

要求払預金は、市場で取引されていないことから、市場価格は存在しない。したがって、預金負債を公正価値で測定する場合、公正価値ヒエラルキーの「レベル3のインプット」が適用されることになる。¹⁶⁾ 米国会計基準では、財務会計諸概念に関するステートメント（SFAC）第7号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報および現在価値の活用」（FASB [2000]）において、「現在価値が、原初認識時における会計測定およびフレッシュ・スタート測定において用いられる際の唯一の目的は公正価値を見積もることにある」としており、「現在価値は、仮に市場価格すなわち公正価値が存在するならば、市場価格を構成するであろう諸要素を総体的に把握しようとするものである」（par.25）としている。レベル3の測定方法の1つとして、割引現在価値測定が挙げられていると解釈することができることから、公正価値による測定を前提としているといえる。¹⁷⁾

2. 要求払預金負債の公正価値測定の問題点

Nissim and Penman [2008] は、公正価値会計の適用が有用な状況を5つの基本原則として整理している。このうち、まず第1の原則として、「一対一の原則（The One-to-One Principle）」を挙げている。すなわち、ある資産あるいは負債の株主価値が、市場価値と一対一に対応している場合には公正価値が有用であるとしている。これは、「企業が営業活動を通して市場価値を超過するような価値を付加できないこと」（p.24）を条件としていることから、金融資産および金融負債にのれん価値がない場合には公正価値測定が有用であることを指摘していると考えられる。

次に、第2の原則として、「資産・負債対応の原則（The Matching Principle）またはバランス・シート上の対応原則（The Balance Sheet Matching Principle）」を挙げている。特定の資産および負債を1つの集合体として調達および運用を捉えた場合、その集合体の資産および負債はすべて公正価値で測定することが有用であるとするものである。この原則を充足しない例として、金融機関の資産および負債をともに公正価値で測定する場合が

指摘されている。すなわち、前述のとおり、金融機関の要求払預金にはコア預金が含まれており、無形資産であることから、現行の会計基準においては、コア預金はオフバランスで処理されている。したがって、たとえ銀行の金融資産および金融負債をすべて公正価値により測定したとしても、コア預金無形資産がオフバランスのままでは、資産と負債は対応原則が充足されないこととなる（pp.29-32）。¹⁸⁾ この問題については、金融負債に信用リスクを反映した公正価値測定を適用することにより生ずるいわゆる「負債のパラドックス」の問題においても同様の問題が発生する。¹⁹⁾

さらに、金融資産サイドにおいても、金融機関の貸出金を公正価値によって測定した場合、金融機関それぞれが蓄積している貸付に係るノウハウにもとづく貸付先に対する評価や顧客との取引関係が反映されないことになることから²⁰⁾、Penman [2007] が指摘するように「銀行の資産・負債を公正価値で測定することがコア預金を獲得して、貸出を行うというビジネスの経済状況を本当に捕捉できるのか」（p.33）という懸念が生じる。

また、例えば、市場金利が上昇した場合、固定金利の貸出金の公正価値は低くなる一方、市場金利とコア預金のコストの差は拡大するため、コア預金の価値は上昇する。したがって、Nissim [2007] は、「固定金利の貸出金の公正価値は、コア預金無形資産の公正価値と反対方向に関係する」ことから、「コア預金無形資産の価値を認識せずに貸出金を公正価値により測定することは、利益や簿価に人工的な変動やバイアスをもたらすことになるであろう」（p.42）と指摘している。

こうした問題を解決するためには、金融資産および金融負債はすべて公正価値により測定するとともに、金融資産および金融負債に関連する無形資産をオンバランスする必要がある。さらには、非金融資産および非金融負債についても公正価値により測定し、すべての無形資産をオンバランスすることによってはじめて、理想的なバランス・シート上の整合性が取れることになると考える。しかし、その実現には、金融商品の全面公正価値測定の実現はもちろんのこと、現在の会計基準では認められていない非金融商品の公正価値測定および無形資産のオンバランスというクリアしなければならない大きな課題がある。

IV コア預金に係るアプローチ

こうした問題点を踏まえ、要求払預金の無形資産部分であるコア預金をどのように認識・測定すべきかを検討する。

1. コア預金無形資産

(1) 無形資産としてのコア預金

要求払預金契約は、それが金融商品に該当するか否かにかかわらず、期待される将来の預金に係る増加的な利益の形で金融機関に便益を提供する (FASB [1999] par.126). したがって、JWG [2000] によれば、コール・オプションの売り手 (金融機関) は、これらのオプションの市場出口価格を予想便益を含めた計算基礎によって見積もるべきだと考える場合には、売り手はこれらのオプションを資産として報告することになる (par.4.25). しかしながら、売り手は買い手に対してアウト・オブ・ザ・マネーのときに権利行使することやイン・ザ・マネー (買い手にとってのオプションの価格が行使価格を上回っている状態) のときに権利行使しないことを強制できないことから、売建オプションは将来の便益に対する契約上の権利をもたらすものではない (*Ibid.* par.4.27). したがって、売建オプションは売り手側である金融機関の負債にしかならず、金融資産としての資産価値を有さない。売建オプションに関して予想される将来の資産価値は、オプションの買い手である預金者との予想される将来の取引関係に関連するものであり、オプション契約に直接的に起因するものではなく、無形資産である (*Ibid.* par.4.25).

金融機関にとって、預金は負債である一方、預金として受け入れた資金が経営資源となる。よって、コア預金量が大きい金融機関ほど経営活動が安定していると捉えることが可能であり、その観点からは金融機関の無形資産であるという捉え方も可能である。金融機関にとっての長期の預金者との関係の価値は、一般に「コア預金無形資産 (core deposit intangibles)」として知られている。預金債務を現在発行されるであろう金額よりも低く表示することは、事実上、この無形資産を預金債務に対して差し引くことである。コア預金無形資産は金融資産ではなく、無形資産であり、無形資産を負債に対して差し引くべきではないとしている (IASB [1997] chap.5, par.7.15). 預金債務を少ない金額で測定すれば、金融機関が、預金の受け入れに際して直ちに利益を計上するという結果になる。顧客が預金勘定にお金を残すことから生じる金融機関にとっての便益は、その資金が金融機関にとって利用可能になる将来の期間において金融機関に適切に反映されると考えられるかもしれないが、金融機関は、将来の便益を見越して預金の利益を認識すべきではない、としている (*Ibid.* chap.5, par.7.13).

(2) 購入コア預金無形資産

これまで、企業結合により外部から取得したコア預金無形資産は無形資産として認識・測定の対象とする一方で、自社の営業活動により獲得した自己創設のコア預金無形資産は認識・測定の対象とはされておらず、コア預金無形資産を金融商品会計において認識・測定すべき対象とするかどうかという考え方があり。また、認識・測定すべき対象とする場合においては、無形資産として資産サイドで独立した形で認識するのか、あるいは負債サイドで要求払預金負債からコア預金無形資産分を控除する形で認識するのかという考え方が採れる。

米国では、会計基準コード化体系(ASC) Topic 805「企業結合」(当初のSFAS第141号)において、次のいずれかの条件を充足する識別可能な「企業統合で取得した無形資産」はのれんと区別して認識・測定することが求められている (Topic 805-20-25-10)。

- 1) 契約またはその他の法的権利から生じた無形固定資産(契約・法的要件)
- 2) 取得した無形固定資産が被取得企業から分離可能で、かつ、売却、譲渡、ライセンス、賃貸、または交換が可能(分離可能要件)

コア預金無形資産は、いずれの無形資産の要件も満たしていると考えられることから、金融機関の買収に当たって、ASC Topic 805が適用される場合には、コア預金無形資産の認識・測定が必要となる。すなわち、「預金者との関係は、頻繁にその関係する預金とともに交換されることから、のれんと区分して無形資産として認識する規準を充足している」(ASC Topic 805-20-55-27)として、金融機関の買収に伴って認識されるコア預金無形資産は、米国会計基準において無形資産として認識することが要請されている。

(3) 自己創設コア預金無形資産の計上の可能性 — 概念フレームワークの見直し

資産の定義については、国際会計基準では、IASBの概念フレームワークにおいて「過去の事象の結果として特定の企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源をいう」(IASB [2001] par.49, IASB [2010c] par.4.4)と定義されている。同様に米国会計基準においても、財務会計諸概念に関するステートメント(SFAC)第6号「財務諸表の構成要素」の中で「過去の取引または事象の結果として、ある特定の实体により取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益」(FASB [1985] par.25)と定義されている。したがって、自己創設のコア預金無形資産は過去の取引の結果として取得したものと認められないことから、資産として認識することは認

められなかったと考えられる。

しかしながら、2013年7月に公表されたディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」(IASB [2013b])において、資産の定義は、「過去の事象の結果として企業が支配している現在の経済的資源」とする提案がなされている(par.2.11)。ここで、「過去の事象の結果として」という表現を引き続き残しているが、「企業が資産または負債を有しているかどうかを識別するために当該事象を特定する必要はない」としており(par.2.16(c))、また、資産の定義案に「現在の」という用語を加えることで、負債と同様に、報告日現在において企業の支配下に置かれていることを強調している(par.2.16(b))。さらに、認識基準から蓋然性の概念は削除すべきとしている(par.2.35(c))。こうした点を鑑みると、資産の定義の面からは、金融機関と預金者との長期的かつ安定的な関係にもとづいて報告日現在において認識されるコア預金無形資産を資産として認識することに問題はなくなったといえる。²¹⁾

また、概念フレームワークについては、IASBとFASBの共同プロジェクトのフェーズAの成果として、2010年9月に「第1章：一般目的の財務報告の目的」および「第3章：有用な財務情報の質的特性」を公表とした。²²⁾ この中で、「信頼性(reliability)」に代わって「忠実な表現(faithful representation)」を基本的な質的特性の1つとして位置づけている。これまで「信頼性ある測定可能性」の認識要件を充足しなかったことから、無形資産は認識対象とされていないが、概念フレームワークが見直されたことにより、超過収益力が存在する事実を忠実に表現するという理由から、コア預金無形資産を資産として計上することが可能になったと捉えることができる。

しかし、2013年7月公表のディスカッション・ペーパー(IASB [2013b])では、資産の定義にある「経済的便益」は、「権利または価値の他の源泉で、経済的便益を生み出す能力があるもの」(par.2.11)とされ、「価値の他の源泉」には、ノウハウや顧客および仕入れ先との関係の他、のれんも含まれるとしている(par.3.5(c))。一方、自己創設のれんを認識することは、目的適合性のある情報を提供しないとして、財務諸表の目的を満たすためには不要であるとしている(par.4.9(c))。その理由は、自己創設のれんを測定するためには、報告企業の見積りが必要となるが、財務報告書は、報告企業の価値を示すようには設計されておらず(IASB [2010c] par.OB7)。見積りの不確実性が大きすぎるためである(IASB [2013b] par.4.9)。

2. FASB公開草案：コア預金負債にコア預金無形資産を考慮したアプローチ

FASBは、2010年5月、公開草案「金融商品の会計処理とデリバティブ商品およびヘッジ活動の会計処理に関する改訂」を公表した（FASB [2010b]）。²³⁾ この中で、金融資産および金融負債の事後測定については、4つの例外を除いて公正価値により測定しなければならないとしている（par.19）。この例外事項の1つに要求払預金負債（Demand Deposit Liabilities）が挙げられている（par.31-32）。

報告企業は、要求払預金をコア預金負債とそうでない預金に分類したうえで、コア預金負債については、預金の想定満期日までの期間にわたって、代替的資金調達レート（Alternative Funds Rate）²⁴⁾と総経費率（All-in-Cost-to-Service Rate）²⁵⁾との差により割り引いた、平均コア預金残高の現在価値、すなわち再測定金額により測定しなければならないとしており、FASBではこれをコア預金負債に関する「再測定アプローチ」として新たに提案している。企業は、再測定金額について、当座預金、普通預金、マネー・マーケット・アカウント等の主要な要求払預金の種類ごとに算定しなければならないとしている（par.31）。ここでいう想定満期とは、経営者が評価するコア預金負債の想定残存期間である（par.7）。

そのうえで、コア預金負債に該当しない預金負債は公正価値により測定しなければならないとしている。しかしながら、コア預金負債に該当しない預金負債によっては、満期までの期間が非常に短期であるため、預金負債の額面金額が公正価値の合理的な近似値となることがあるとしており（par.32）、満期のない流動性預金についてはいつでも引き出しが可能であるという商品性を鑑みると、簿価により測定するということになる。したがって、要求払預金負債のうち、コア預金負債については再測定金額、それ以外の要求払預金部分については簿価で測定するということになる。

公開草案の検討に当たっては、コア預金の最低残高のみを現在価値で測定するか、コア預金の平均残高を現在価値で測定するか2つのアプローチが検討されたが、コア預金の平均残高を現在価値で測定することにより、コア預金無形資産の評価を反映することができるとして、「無形資産を考慮した金融商品アプローチ」が公開草案に採用された（FASB [2009c] [2009d]）。

コア預金負債については、財政状態計算書において以下のすべてを表示しなければならないとしている（par.87）。

- (a) 預金の償却原価（要求払額）

(b) 償却原価を (c) の金額に調整するために必要な額

(c) コア預金負債に関する再測定アプローチによった場合の預金額

「再測定アプローチ」の考え方は、コア預金のいわゆる含み益をバランス・シート上に計上するという考え方である。簡略化していえば、例えば、社債市場で調達することを想定した場合の市場金利での支払利息と実際に普通預金で調達する場合の預金金利での支払利息との差額を含み益として捉えるというものである。

しかし、市場で調達するのに比べて安価な資金である預金を調達原資として、短期の調達資金を長期で運用するという期間のミスマッチを考慮しつつ、コストと利ざやを貸出金利に上乗せして貸出を実行することによって収益を得るとというのが金融機関のビジネス・モデルであり、その収益は毎期の損益計算書上に計上されるべきものである。一方、「再測定アプローチ」によって測定された結果生ずる利益は、未実現利益ではなく、いわゆる不実現利益であり、貸借対照表上に計上すべきものではないと考える。

FASBの公開草案 (FASB [2010b]) に対しては多くの反対意見が寄せられ、バーゼル銀行監督委員会等は、コメントレターの中で、コア預金負債は預金者に対する債務の決済を先送りにしている額を表しているので、その測定には償却原価が最適な測定属性であるとしている (BCBS [2010]).²⁶⁾

その後、2012年にFASBとIASBは、重要な差異の削減に向けて、分類および測定モデルの特定の側面を共同で再審議することを決定した (FASB「2012」、IASB [2012a])。FASBは、その検討結果を反映した会計基準更新書 (ASU) 案 (公開草案)「金融商品 (全般) : 金融資産および金融負債の分類および測定」を2013年2月14日に公表した (FASB [2013])。

この中で、金融負債についてはIASBに合わせる形で、一部の例外を除き事後は償却原価により測定することが提案されている (par.825-10-35-10)。コア預金負債についても現在価値をベースとする再測定アプローチを撤回し、償却原価により測定することが提案されている。これは2010年の公開草案に対するフィードバックが、コア預金負債の算出方法が企業の主観によるところが非常に大きく有用性に乏しいことや新たな測定属性を追加することは、金融商品会計基準の複雑性を増大させ、会計基準改善の目的に反するといった意見がほとんどであったことによるものである (par.BC143)。

また、公開草案 (FASB [2013]) では、金融資産の分類および測定において、新たに償却原価による測定を認めており、その分類の判断基準に従えば、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とするビジネス・モデルである銀行の貸

出金は償却原価により測定すべき金融資産となる (par.825-10-25-25, 825-10-35-8)。よって、預金を原資として貸出を行うという銀行のビジネス・モデルを考えた場合、金融資産である貸出金を償却原価で測定する一方、金融負債である預金を公正価値で測定することは負債のパラドックスを生じさせてしまう原因ともなることから、預金負債を公正価値で測定することは適当ではない。

3. コア預金を預金負債のリスクの軽減として捉える考え方

コア預金を無形資産として捉える考え方の他に、預金負債のリスクの軽減として負債サイドで捉えることもできる。バーゼル銀行監督委員会が2004年6月に新しい自己資本比率規制（以下「バーゼルⅡ」という。）を公表した（BCBS [2006]）。バーゼルⅡを受け、日本では金融庁が「主要行等向けの総合的な監督指針」（金融庁 [2013]）において、金利リスク²⁷⁾を算定するうえで、コア預金を定義しており、2007年3月期から適用されている。

これは、流動性預金の経済価値を測定することを通じて金利リスクを管理することを目的とするものである。銀行勘定の金利リスク量とは、「標準的金利ショックによって計算される経済価値の低下額」と定義されており、「金利リスク量はコア預金の定義によって大きく変動することとなる」としている。このことから、コア預金の定義を設けている。具体的には、①当局設定と②内部モデル（コア預金モデル）の2つの測定手法を定めており、当局設定は、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、または③現残高の50%のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内（平均2.5年以内）として銀行が独自に定める、としている。内部モデルは、銀行の内部管理上、合理的に預金者行動をモデル化し、コア預金額の認定と期日への振分けを適切に実施している場合には、その定義に従う、としている。

コア預金を把握・管理することによりリスクを小さくすることが可能になる。すなわち、コア預金のデュレーションを融資等の運用資産のデュレーションに近づけることが可能となることから、金利リスクが小さくなる。また、コア預金を実質的に長期かつ低利の調達資金と見なすことができることから、流動性リスクを小さくすることが可能になる。

一方、金融機関においても、例えば欧州の金融機関では従来からコア預金のリスク管理を重要視している。2006年12月に開催されたIASBの会議の教育セッションにおいて、欧州銀行連盟（Fédération Bancaire Européenne ; FBE）が提案した金利マージン・ヘッジの中で、欧州では、多くの欧州銀行にとって、コア預金は銀行の負債のかなりの部分を占

めており、欧州銀行が長期固定金利資産に投資することができるのは、低利または無利息で資金調達することが可能であるためであり、欧州のリテール銀行にとっては、最も重要な資金調達源であると同時に収益源の1つとなっている。そのうえで、この点に関しては、欧州の銀行モデルと米国のモデルとは大きな相違点がある旨を指摘している（FBE[2006] p.16）。

金融機関の保有するコア預金は、金融機関のビジネス・モデルの違いや金利リスクを表現するうえで重要なファクターとなっていると考えられる。この点を重視し、大塚成男[2006]が指摘する、コア預金無形負債の厚みをコア預金無形資産として認識するといった考え方と同様の効果を期待する方策として、負債サイドでコア預金を認識して、その他の負債とは区分してコア預金負債として表示することが有用であると考えられる。

V 小 括

IAS第39号が全面的に見直され、IFRS第9号が制定されたが、ここでは、全面公正価値測定によることなく、公正価値と償却原価の2分類による測定が認められている。しかし、あくまでも、IASB、FASBはともに、すべての金融資産および金融負債を公正価値により測定することがコンバージェンスをスタートさせる際の長期的な目標であった。

しかしながら、金融資産および金融負債をすべて公正価値により測定しただけでは、バランス・シート上、資産サイドと負債サイドのバランスは取れず、Nissim and Penman[2008]が主張するバランス・シート上の対応原則は完全には充足されない。その結果、いわゆる負債のパラドックスが生じたり、不自然なボラティリティを発生させてしまう懸念がある。

これを解消する方策の1つとして、金融資産および金融負債をすべて公正価値により測定したうえで、負債サイドの要求払預金負債だけではなく、要求払預金の価額を構成する無形資産をコア預金無形資産を含めてオンバランスさせるという考え方が採り得る。コア預金無形資産を認識・計上することは、資産総額が増加することであり、これにより、純資産も増加することから、バランス・シート上から算出される金融機関の安定性に関する財務指標に反映することにつながる。

しかし、すべての金融資産および金融負債を公正価値で測定するというコア預金無形資産をオンバランスさせるための前提条件が成立しない。すなわち、本章では、金融負債の

測定にのみ言及しているが、金融商品をすべて公正価値で測定することには問題がある。²⁸⁾ 預金を調達原資として貸出を実行するという金融機関のビジネス・モデルを考慮した場合には、要求払預金のうち金融負債部分である要求払預金負債については、金利の支払いを企図した負債であることから、資金調達コストという観点を重視し、無形資産部分とは切り離して、笠井昭次 [2005] が主張する企業資本等式の考え方にもとづき、キャッシュ・フローを重視した、償却原価による測定が有用であると考えられる。

そのうえで、金融機関は一般的に、要求払預金をはじめとする短期の預金を調達原資として、長期の貸出を実行することから、この資金の調達サイドと運用サイドの期間のミスマッチが金利リスクの発生源となっている。一方、コア預金残高を認識・把握することによって、短期の預金を実質的に長期かつ安定的でコストの安価な調達原資として見なすことが可能である。よって、異なる金融機関の有する要求払預金負債が同額であったとしても、要求払預金に占めるコア預金の残高が多いほど、金融機関のリスク量も少なくなることから、金融機関のビジネス・モデルを会計上に反映させるうえで、金融機関の保有するコア預金（負債）は他人資本であり返済義務は有するものの、その残高は維持されることが期待されるものであり、実質的には返済期限のない負債として他の負債とは区分して表示することは有用である。

コア預金負債の測定については、前述のとおり測定手法が確立されつつあることから、客観的に認識することは可能である。よって、コア預金を負債サイドで区分表示することにより、コア預金無形資産を資産サイドに計上することで純資産を増加させるのと同様の効果が期待できると考えることから、バランス・シート上から算出される金融機関の安定性に関する財務指標に反映することが可能になり、情報利用者の意思決定に有用であると考えられる。

以上から、バランス・シート上において、コア預金無形資産として資産サイドに計上するのではなく、負債サイドで他の負債とは区分してコア預金負債として認識して、要求払預金負債の中で区分表示することが有用であると考えられる。

注

- 1) 「コア預金」は、例えば、金融庁『主要行等向けの総合的な監督指針』において「明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き

出されることなく長期間銀行に滞留する預金」と定義されている（金融庁 [2013] III-2-3-3 市場リスク管理）。

2) 預入期間に定めのない預金で、預金口座に残高がある限り、預金者は原則としていつでも自由に預入・払い戻しを行うことができるという特徴がある点で、「流動性預金」と同義（日本銀行金融研究所 [1995] 429頁）。

3) FASB [1999] par.129

JWG [2000] においても「要求払預金は、預金受入機関が、預金者または預金者の指定した第三者に現金を引き渡すという約束を表すものであり、金融商品である契約上の義務を課す」としている（par.336）。

4) FASBの現行会計基準においては、預金負債の公正価値を見積もるに当たって、コア預金無形資産は無形資産であり金融資産ではないため、考慮に入れてはいけないとしており（ASC Topic 942-470-50-1）、金融商品の定義に重点を置いているといえる。

5) 「資本等式」は、「資産－負債＝純財産（資本）」として定式化される考え方で、財産法の基礎となる等式である。

これに対して、「企業資本等式」は、

「資本の待機分＋充用分＋派遣分＋費消分＝資本の算段分＋蓄積分＋稼得分」

として企業の経済活動（企業資本の運動）を定式化したものである。具体的には、企業資本の運用（左辺）と調達（右辺）を明らかにするものである（笠井昭次 [2005]）。

6) 笠井昭次 [2005] においては、一般的にいう利息法を「アキュムレーション法」という用語を用いて説明している（174頁）。

7) 「派遣分」とは、資本貸与活動における時間的報酬の獲得のために貸与する資本部分をいい、貸出金や有価証券など外部への投資資産が該当する（笠井昭次 [2005]）。

8) 例えば、元金100万円、年利10%で金融機関が預金負債を受け入れた場合、1年後のキャッシュ・アウト・フローは、元利合計で110万円（100万円×1.1）となる。これを逆にみれば、1年後の将来キャッシュ・アウト・フロー110万円の現在価値は約定金利で割り戻すと100万円（＝110万円÷1.1）となり、当初受取額となる。

9) 辻山栄子は、「投資の成果の把握を目的とする利益計算では、資産や負債の外形ではなく投資の目的に対応した成果の計算が必要とされる」（辻山栄子 [2007] 143頁）とし、金融投資と事業投資について、斎藤静樹 [1995a] [2013] と同様の指摘をして

いるが、負債の測定に係る考え方については不明である。

「資産の評価にあたっては、(中略)のれん価値のある資産への投資である事業投資は(償却)原価で、のれん価値のない資産への金融投資は時価で評価することに意義が見出されている」(秋葉賢一 [2002] 345頁)が、負債の測定については言及されていない。

10) 本論文第2章, 48-49頁

11) 例えば, 青野和彦 [2006] 78-79頁や伊藤優, 木島正明 [2007] 81-82頁

12) 金融商品の公正価値情報に関する実証研究はいくつか発表されているが, その中で銀行の預金を取り上げた研究として, Nelson [1996] やBarth et al. [1996] などがある。1991年に公表された米国財務会計基準書SFAS第107号「金融商品の公正価値に関する開示」の適用により, 原則としてすべての金融商品に係る公正価値測定情報の開示が求められたことを受けて, 開示された金融商品の公正価値測定が株価に与える影響について検証している。いずれの研究においても, 預金の公正価値情報については, 取得原価情報に対して追加的情報価値はなく, 公正価値利益情報の有用性も認められなかったと結論づけている。

Khurana and Kim [2003] は, 株主価値 (equity value) と金融商品の取得原価 (historical cost) の関連性と株主価値と金融商品の公正価値との関連性には違いは見られず, アナリストがフォローしていないような小さな銀行持株会社では, 貸出金や預金の測定においては, 取得原価の方が公正価値よりも有益な情報であるという結果になったとしている (p.40)。貸出金や預金は投資証券ほど成熟した市場での活発な取引が行われていないことから, 公正価値を見積もる際の方法および仮定が主観的になることによるものである。

金融機関の預金負債の公正価値情報については, 先行研究のいずれの実証分析の結果をみても, 金融機関の預金負債の公正価値情報については有用性が認められていない。

13) Barth [2007] p.10

IASBでの検討については, 本論文第2章を参照。

14) IFRS第9号「金融商品」par.5.4.3およびIFRS第13号「公正価値測定」par.47において, 同一の文言でIAS第39号から引き継がれている。

15) IASBとFASBは, 2011年5月11日, 公正価値の測定と開示要求に関する新しいガイド

ンスを、IASBはIFRS第13号「公正価値測定」、FASBは会計基準コード化体系（Accounting Standards Codification; ASC）Topic820（当初のSFAS第157号）の改訂として、それぞれ公表した。

- 16) 「レベル1のインプット」とは、測定日において、報告事業体が入手可能な同一の資産または負債の活発な市場における公表価格（無修正）をいい、「レベル2のインプット」とは、レベル1に含まれる市場価格以外で、資産または負債について直接的（価格として）または間接的（価格から算出）に観察可能なインプットをいう。「レベル3のインプット」は資産または負債の観察不能なインプットをいい、報告事業体自体の仮定を反映したインプットをいう（FASB [2009a] Topic820-10-35-37~55）。
- 17) 公正価値（レベル3）の評価技法については、現在価値だけでなく、取替原価も考えられるが、金融商品については取替原価による測定は該当しないと考える。
- 18) Nissim [2007] においても、銀行業における公正価値会計の問題点として同様の指摘をしている。
- 19) いわゆる「負債のパラドックスの問題」については、本論文第4章を参照。
IASBでは、IASB [2010a] において、金融負債に係る自己の信用リスクの変動による影響について検討を行っている。
- 20) 金融機関の貸出金の測定については、本論文第3章を参照。
- 21) IASBとFASBの概念フレームワークを開発するための共同プロジェクトのフェーズBにおいては、資産の定義について、「他者が保有していない権利またはその他のアクセスのいずれかを企業が保有している現在の経済的資源」という現在時点を強調した案で、「過去の取引の結果としての取得」という要件を外すことで暫定的に合意していた（FASB [2008b]）。
- 22) FASBは、2010年9月に公表した共通の概念フレームワークをSFAC第8号「財務報告のための概念フレームワーク」（FASB [2010c]）として公表し、SFAC第1号および第2号を置き換えた。
- 23) FASBは、金融資産および負債の分類および測定について、2010年10月公表のIFRS第9号を受け、改めて検討を行っている。金融負債については、コア預金や自社の負債といったプレーンバニラのものは、企業の事業戦略に応じてFV-NI（公正価値の変動をすべて当期純利益に含めて計上する）または償却原価で測定する案を検討している

(FASB [2011a], FASB [2011b]).

- 24) コア預金負債での資金調達が不可能な場合に、次に可能な資金調達源に係る資金調達レート。代替的資金調達源は、資金調達源としてコア預金負債に取って代わるだけの十分な量および期間を有し。低コストでなければならない (FASB [2010b] par.7).
- 25) 想定満期にわたって預金サービスに要するコストレートをいい、①預金利息費用、および②支店網を維持するための支出から③預金口座維持手数料収入を差し引いたもの (FASB [2010b] par.7).
- 26) 全国銀行協会もFASBの提案には反対しており、預金負債は償却原価測定によるべきとしている (全国銀行協会 [2010]).
- 27) 一般に、金融機関は短期の預金を原資として長期の貸出を行うというビジネス・モデルを採っていることから、この期間のミスマッチが金利リスクの発生源となっている。負債サイドの資金調達の金利リスクについては、コア預金負債の存在を認識することによって、コア預金負債の部分は定期性預金と同様の長期の資金調達として捉えることができ、金利リスクを軽減させる作用があると考えられる。
- 28) 金融資産についても同様の問題がある (本論文 第2章, 第3章).

第6章 金融商品会計における企業実態を反映した測定手法

はじめに

国際会計基準審議会（IASB）では、2006年2月に公表した米国会計基準審議会（FASB）との覚書（MOU：Memorandum of Understanding）の中の長期共同プロジェクトの1つとして、金融商品会計の全面見直しについて検討を進めてきた（FASB and IASB [2006]）。

2008年3月には、IASBからディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」（IASB [2008a]）が公表された。この中で、金融商品の報告における複雑性を低減する長期的な解決策としては、すべての金融商品を同一の方法により測定することであり、すべての金融商品に適切な情報を提供する唯一の測定属性は公正価値であるとしている。

その後、IASBは2009年7月の公開草案の公表を経て、金融資産の分類および測定について、2009年11月に国際財務報告基準（IFRS）第9号「金融商品」として公表した。さらに、金融負債については、2010年10月にIFRS第9号に追加公表された。この中で、IASBは、「すべての金融資産を公正価値で測定することは、金融商品の財務報告を改善する最も適切なアプローチではないと判断した」（par.BC4.6）として、金融商品の全面公正価値測定を断念し、金融資産を償却原価と公正価値の2つの基本的な測定区分に分類することを提案している（混合測定属性モデル）。さらに、2013年7月に公表されたディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」においても、「すべての資産および負債を同一の基礎で測定することを提案すべきではない」（IASB [2013b] par.6.14）としており、混合測定属性モデルを提案している。¹⁾

一方で、FASBでは、すべての金融資産について公正価値による測定を求めることで検討が進められ、2007年夏からの世界同時金融危機を経た今でも、金融商品会計における金融資産および金融負債に関する公正価値測定の是非については、なお様々な議論、検討が行われてきている。2010年5月には一部を除き金融資産および金融負債はすべて公正価値により測定しなければならないとする公開草案を公表するという動きも見せており、今なお金融商品会計の全面公正価値測定という考えを持ち続けているといえる。その後、2012年1月のIASBとFASBとの合同会議において、両者の分類および測定に係るそれぞれのモデルの差異の削減に向けて議論することを決定し、2013年2月に公開草案「金融商品－全

般 (Subtopic 825-10) : 金融資産および金融負債の分類および測定」(FASB [2013]) を公表し, IASBの提案するモデルに寄せる形で公正価値に加えて償却原価による測定を認める提案をしている。しかしながら, これはあくまでも両者のコンバージェンスの結果であり, 必ずしもFASBが全面公正価値測定からの方向転換を図ったものとはいえない。²⁾

こうした状況下, 金融機関の活動においても, 「企業活動の実態をより良く反映するような会計システム」(冨塚嘉一 [2009a] 12頁) とはどういったものかを求められているといえる。

本章では, いわゆる「企業実態観」(冨塚嘉一 [2009a] [2013]) という観点を踏まえつつ, 金融商品会計における測定手法について考察する。

I 経済的利益アプローチから測定パースペクティブまでの変遷の意義

企業の実態を測定するうえで, 会計的利益を算出するに当たっての会計情報の測定について, 経済的利益アプローチから情報パースペクティブを経て測定パースペクティブまでの変遷の意義について考察する。

1. 経済的利益アプローチ

Beaver [1998] によれば, 企業の「経済的利益 (economic income) は, 資本の元入れ (例えば普通株式の追加発行) や引出し (例えば配当) に対して適切な修正を施した後の, 将来キャッシュ・フローの現在価値の変動分」(p.3), すなわち割引現在価値の変動分と定義される。「理想的な」会計的利益はいかなる属性を備えるべきかという観点から代替的な会計処理法を突きつめていくと「財務会計学者は経済的利益アプローチを採用するのが普通である。このアプローチのもとでは, 代替的な会計方法はそれが“理想”にどれだけ近いと認められるかによって評価される」(p.3) としている。すなわち, 会計的利益の理想を経済的利益に求めるものである。これは, 会計的利益は, 株式を市場価格で測定した企業資本の価値変動である, 株主資本価値を意味する。

この経済的利益アプローチは, 完全・完備市場³⁾という条件のもとでは, ほぼ完璧であるのに対して, 不完全市場を仮定した場合, ①経済的利益概念はその明確性を失ってしまい, ②経済的利益アプローチのもとでは, さまざまな利害関係者の間では, 財務報告の「最良の」方法について合意に達することは不可能となる, という2つの重大な欠陥を有しているのである (p.4-5)。

Beaver [1998] によれば、経済的利益アプローチは、完全または完備市場という市場条件が崩れた場合、企業価値がすべて企業の純資産の市場価額に反映されるとは限らないことから、企業の純資産の市場価額によって経済的利益の前提となる企業価値を求めることが不可能になるという欠陥を有しているというものである。

Scott [2011] も、客観的な状態生起確率が存在しないことから信頼性の高い現在価値ベースの財務諸表を準備することが不可能であり、また市場価値についても不完全市場の問題を指摘したうえで、目的適合性と信頼性のバランスを考慮した結果、歴史的原価主義会計が採用されているとしている (p.55)。

2. 情報パースペクティブ

1960年代の終わりに、経済的利益アプローチの現実妥当性が否定され、会計情報は評価のための単なるインプット情報にすぎないとする「情報」アプローチへの移行が起こったとされている。⁴⁾

情報パースペクティブ (information perspective) とは、「将来の企業業績を予想することについては個人個人が責任を持つとする一方で、その予想のために有用な情報を提供することに焦点を当てる、財務報告に対するアプローチである。このアプローチは、証券市場の効率性を仮定しており、財務諸表を含むすべての情報源から入手される有用な情報に対して、市場は反応すると考えている」(Scott [2011] p.153) としており、投資家がすべての有用な情報を解釈するという立場にたっている考え方である。このことは、1978年に公表されたFASBの財務会計諸概念に関するステートメント (SFAC) 第1号「営利企業の財務報告の基本目的」の中でも、財務報告は将来キャッシュ・フローの評価に有用な情報を提供すべきであるという考え方を強調しており、この考えはSFAC第8号においても引き継がれている。⁵⁾

「資産・負債・利益などの会計上の諸概念は、情報利用者に企業について何か新しいことを提供する情報力のあるシグナル (informative signals)」(Liang [2001] p.229) にすぎない、とする見方である。情報パースペクティブは、経済的利益アプローチを否定したうえで歴史的原価基準の会計を支持し、投資家にとっての有用性を高めるための方策として、フル・ディスクロージャーを支持する考え方であり (Scott [2011] p.229)、取得原価基準の会計情報を情報利用者である投資者等が意思決定をするうえでの情報源の1つとして捉える概念である。

すなわち、現実的な不完全・不完備市場を考えた場合、企業の純資産の市場価額から、資本価値を求めることはできず、経済的利益を求めることはできない。なぜならば、市場価額により測定された純資産には、それを上回るのれん価値（自己創設のれん）が含まれないからである。したがって、投資者等が企業のフル・ディスクロージャーによる情報にもとづいて将来の企業の成果を見込むことを通じて、のれん価値を含んだ株主資本価値に反映させるという考えである。よって、投資者等に当該企業の経済価値を測定させるという考え方である。

3. 測定パースペクティブ

しかしながら、効率的市場仮説に批判的な例えば行動ファイナンス（behavioral finance）理論といった、情報パースペクティブが前提としている証券市場の効率性に関する否定的な見解が示されるようになり（Scott [2011] p.185-188）⁶⁾、証券市場が効率的でない場合、情報パースペクティブの背景にある効率的市場の存在を前提として、歴史的な原価基準の財務諸表を多くの補足的な情報開示によって補うという考え方が成立しなくなり、価値関連性の低下が指摘されるようになった。

こうした指摘を受けて、情報パースペクティブに代わって台頭してきたアプローチが測定パースペクティブ（measurement perspective）である。測定パースペクティブとは、「会計は、投資家から要求される基本的な認識、すなわち、企業価値もしくは少なくともその一部を直接測定して伝達すべきであるという認識に立脚している。要するに、企業価値評価は報告企業に委任されている。測定パースペクティブにおいては、資産、負債、そして資本というストックの尺度や利益のようなフローの尺度は、的確に定義され、経済的特性を有している」（Hitz [2007] p.332）とする見解である。すなわち、市場の非効率性ならびに会計情報の価値関連性の低下の観点から、歴史的な原価基準の会計情報をもとにフル・ディスクロージャーで得られた情報にもとづいて投資家が株主資本の市場価値を推定するのではなく、企業自らが株主資本価値を推定するというアプローチである。Scott [2011] も「会計専門家が財務諸表本体に信頼性が確保される範囲でカレント・バリュー⁷⁾を取り入れる責任を負い、投資家が企業価値を予測する手助けをすることに会計専門家がこれまで以上に関わる、財務報告アプローチ」（p.184）としており、財務諸表作成者自らが財務諸表本体に可能な限り多くの現在価値を取り入れるとするアプローチである。ここでいうカレント・バリューは、歴史的な原価に代わるものとして出口価値としての

公正価値 (fair value) と使用価値 (value-in-use) の両方を含意している (Scott [2011] pp.4, 240-242).

ただし、Scott自身は、信頼性の観点からカレント・バリュー基準をすべての項目に拡張するような測定パースペクティブを望むものではないとしており (Scott [2011] p.230), 測定パースペクティブの概念は、完全・完備市場および効率的市場仮説の両方を否定した前提での概念であることから、必ずしも全面公正価値を志向しているものではない。

測定パースペクティブは、期中のフローの値の重要性を考慮しつつ、一部の資産を公正価値で測定することにより、可能な限り企業の経営実態をよりよく反映するように試みる考え方であるといえる。

測定パースペクティブと統合的なフレームワークを提供している残余利益モデル (Scott [2011] p.209) にもとづいて整理すると次のとおりとなる (Feltham and Ohlson [1995] pp.698-699)。

$$\text{株主資本価値} = \text{純資産簿価} + \text{異常利益の期待現在価値 (のれん)}$$

すなわち、有形資産および負債を公正価値で測定しただけでは、その資産および負債が有する自己創設のれんの部分がオンバランスされていない状態の純資産簿価が意思決定のためのアウトプットとなる。

他方、Hitz [2007] などの考え方に従えば、企業が市場価額である公正価値と使用価値によって測定された純資産簿価が意思決定のためのアウトプットとなる。この場合には、使用価値で測定することにより、有形資産および負債の有する自己創設のれんもオンバランスされることになり、より本質的な株主資本価値の近似値を表現しており、株主資本の市場価値よりも価値関連性が高い情報であるといえる。

以上から導出される会計モデルとしては、次の3通りが考えられる。

1つは、すべての資産および負債を公正価値により測定するのに加え、自己創設のれんも含め無形資産についても公正価値で測定してオンバランスさせるモデルである。これは、測定パースペクティブの究極の会計モデルであり、全面公正価値会計の究極の姿でもある。

2番目は、資産および負債をすべて公正価値により測定するモデルである。この場合には自己創設のれん部分は反映されない、あるいは存在しないことが前提となる。

最後が、ビジネス・モデルを判断材料として、資産および負債を公正価値または使用価値により測定するモデルで、詳細は後述するが、資産および負債の持つ自己創設のれん部

分を可能な限りオンバランスさせるモデルである。

II ビジネス・モデル

1. 企業実態観

冨塚嘉一 [2013] は、収益費用観から資産負債観への会計観の移行が強調されるが、この2つの概念については、単に対立もしくは併存といった関係ではなく、派生的関係にあるとし (226頁)、期中の増減を捉えることを尊重するという共通意識が浮き彫りになるとしている。期中の資産・負債・資本の増減記録の重要性を考慮したうえで、できるだけ企業の経営実態に即した会計システムを目指すとした場合、加えて貸借対照表能力をより精緻に検討したり、公正価値評価の意義を検討したりするとすれば、その根本には、経営実態を反映させるとの発想が見出されるとし、2つの会計観のうちで支持されるべき基本要素を取り出して表現するとすれば「企業実態観」に帰着するとしている (冨塚嘉一 [2009a] 12-13頁)。「期中の資産・負債の増減に関する会計記録ができるだけ企業実態に対応すべき」 (冨塚嘉一 [2009a] 13頁) であり、企業の実態を的確に把握するためには、ストックの識別とその変化であるフローの把握が同時に必要になることから、損益計算書と貸借対照表のそれぞれの役割を踏まえ、一体的な連動が必要となってくる (冨塚嘉一 [2013] 238, 240頁)。これは、Nissim and Penman [2008] が主張するように、財務報告の目的は、バリュエーション (株主価値の評価) 目的とスチュワードシップ (受託責任) 目的という株主向けの報告目的であり、公正価値会計はバリュエーションに関する情報を貸借対照表で十分に説明し、リスク・エクスポージャーとスチュワードシップあるいはアカウンタビリティ⁸⁾に関する情報を損益計算書で提供すると捉えることができる。

以下では、この企業実態観を反映したビジネス・モデルについて検討する。⁹⁾

2. 金融商品会計基準におけるビジネス・モデル

(1) 国際財務報告基準 (IFRS) 第9号「金融商品」

IASBは、2009年11月12日、国際財務報告基準 (IFRS) 第9号「金融商品」を公表した。これは、国際会計基準 (IAS) 第39号「金融商品：認識および測定」に関する基準の簡素化を検討している前述の3つのプロジェクトの第1弾として、金融資産の分類および測定に関する部分を改訂したものである。

分類では、金融商品会計基準の簡素化を図るとして、IAS第39号の①満期保有投資、②損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産、③売却可能金融資産、④貸出金および債権の4つの区分を新たに①償却原価と②公正価値の測定方法による2つの区分に変更している。そのうえで、償却原価で測定する金融資産に該当するための適格要件が示され、それを充足した金融資産は償却原価区分に分類しなければならない。該当しない金融資産はすべて公正価値区分に分類される。具体的には、次の2つの適格要件を満たした金融資産は、償却原価で測定しなければならないとしている。(par.4.1.1-4.1.2)

① 金融資産の管理に関する企業のビジネス・モデル：

企業のビジネス・モデルが契約キャッシュ・フローを回収するために資産を保有するものであること

② 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性：

金融資産の契約条件が、ある特定日に、元本および元本残高に対する金利の支払いのみからなるキャッシュ・フローを生じるものであること

第1の適用要件においては、企業は、自らの金融資産がこの条件を満たしているかどうかについて、企業の「経営幹部」(key management personnel)が決定したビジネス・モデルの目的にもとづいて、評価しなければならない(par.B4.1.1)。この条件は、個々の金融商品ごとに分類を考えるアプローチではなく、より高い全体のレベルで判断される。しかし、単一の企業が金融商品の管理に関して複数のビジネス・モデルを有していることもあり、分類を報告企業レベルで判断する必要はない。例えば、企業は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために管理している投資ポートフォリオと、トレーディング目的で管理している別の投資ポートフォリオの両方を保有している場合もあり、この場合それぞれのビジネス・モデルを判断することになる(par.B4.1.2)。金融機関におけるバンキング活動とトレーディング活動といったように、1つの企業に複数のビジネス・モデルが存在する場合には、ビジネス・モデルごとに償却原価区分または公正価値区分を採用することが可能である(山田辰己[2010]107頁)。

また、企業のビジネス・モデルの目的が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することであるとしても、企業はそれらの金融資産のすべてを満期まで保有する必要はない。すなわち、企業のビジネス・モデルの判断において、金融資産がもはや企業の投資方針に合致しなくなった場合などに金融資産を売却してもビジネス・モデルの判定には直ちに影響を与えるわけではない。¹⁰⁾しかし、ポートフォリオから稀とはい

えない回数 (infrequent number) の売却が行われる場合には、企業は、そうした売却が契約上のキャッシュ・フローを回収するという目的と整合しているかどうか、また、どのように整合しているかを評価する必要がある (par.B4.1.3)。

第1の適用要件に該当する場合には、第2の適用要件の判断となる。第2の適用要件においては、金融資産からもたらされるキャッシュ・フローが、元本の返済と金利の支払いのみから構成されることが求められており、さらに「金利」に該当するためには、金融資産の契約条件において、①元利金の返済期日が特定されており、②支払われる金利が、ある特定期間の元本残高に対する貨幣の時間的価値および信用リスクの対価のみから構成されていることが求められている (par.4.1.2-4.1.3)。元本残高に関連する貨幣の時間価値および信用リスクへの対価 (当初認識時にのみ決定されるため、固定されている場合がある) となる変動金利である場合には、契約上のキャッシュ・フロー特性に該当すると考えられる。

一方、金融負債については、IASBが2010年10月28日にIFRS第9号の改訂版を公表した中で、金融負債の分類および測定に関するガイダンスが追加されている (IASB[2010d])。このガイダンスは、従前のIAS第39号における金融負債の分類基準の見直しは行われず、したがって、金融資産のようなビジネス・モデルにもとづく判定は行われず、引き続き全部または一部が「償却原価」または「純損益を通じて公正価値」で測定される分類が維持されることとなった (par.4.2.1)。¹¹⁾ 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債には、①売買目的保有に該当する金融負債、②当初認識時において、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として指定されたものの2つである (Appendix A)。

(2) FASBにおける金融商品会計の見直し

FASBにおいては、これまで金融商品の測定に関する包括的な会計基準が存在していない。また、有価証券についてはその保有目的に従って3区分に分類されている。¹²⁾ これを「財政状態計算書 (貸借対照表) 上、原則としてすべての金融商品を公正価値で測定し、公正価値の変動分を純損益またはその他包括利益 (OCI) で認識する。ただし、例外的に企業の選択によって、ある状況下の自社の負債については、償却原価で測定することが容認される」とすることで暫定的に合意しており (FASB [2009b])、あくまですべての金融資産について公正価値による測定を求めることで検討が進められている。

2010年5月26日、認識および分類、測定、減損およびヘッジ会計のすべてを含んだ包括

的な公開草案「金融商品の会計処理とデリバティブ商品およびヘッジ活動の会計処理に関する改訂」が公表された（FASB [2010b]）。

この中で、分類については、①当初認識後の公正価値の変動を純損益で認識（FV-NI）する金融資産または金融負債、②公正価値の変動をその他包括利益で認識（FV-OCI）する金融資産または金融負債、③償却原価オプションを選択した金融負債の3分類とし、償却原価は金融負債に限定されている（par.12）。さらに、分類は当初認識時に決定され、再分類は認められていない（par.23）。

測定については、一定の要件を満たす金融負債、要求払預金負債、短期営業債権および営業債務、特定の金額でのみ償還され得る投資といった限定的な例外を除いて（par.28-34）、すべての金融資産または金融負債は公正価値で測定しなければならないとしている（par.19）。さらに、公正価値で測定される金融商品については、公正価値の変動は純損益で認識することが原則的な取り扱いとなる（par.20）。

そのうえで、一定の要件を満たす金融商品については、公正価値の変動を純損益ではなく、その他包括利益に含めて認識することができるとしている。この要件の1つに、企業の金融商品に関するビジネス戦略が金融資産を売却するか、金融負債を決済するというよりはむしろ、契約上のキャッシュ・フローを回収または支払うために保有していることが挙げられている（par.21）。公正価値の変動をその他包括利益で認識する金融商品は、公正価値全体の変動額から、当期の利息収益および償却原価法によるアモチゼーションまたはアクリーションを含む費用、信用損失などを控除した金額がその他包括利益として計上される（par.24）。

FASBは、報告企業の現在の経済事象の影響を評価するうえで、単一測定属性として公正価値測定が他の測定方法よりも目的適合的であり、ほとんどすべての金融資産および金融負債は公正価値で測定されるべきであるとしており、あくまで金融商品会計については全面公正価値を志向している。

（3）IASBとFASBとの金融商品会計の見直しに関する共通点および相違点

金融商品会計において、IASB、FASBとも最終的に目指す方向は、前述のとおり、すべての金融商品を単一の測定方法、すなわち公正価値により測定することで一致している。そのうえで、両審議会は2006年に締結した覚書（MOU）の中で、コンバージェンスの1つとして採り上げた金融商品会計の複雑性を低減するためのプロジェクトに取り組んでい

るところである。

従来の金融商品の保有目的による分類に代え、新しく「契約キャッシュ・フローを回収するために資産を保有する」ビジネス・モデル（IASB）、ビジネス戦略（FASB）という同一の概念が導入された。

IASBはIFRS第9号において、金融資産の測定に償却原価を許容し、その適用要件として、いわゆるビジネス・モデル要件を設けており、公正価値オプションを選択しない場合には、通常の貸出金の測定は償却原価によることとされている。これに対して、FASBは公開草案の中で、すべての金融資産を公正価値により測定し、公正価値変動を純損益で認識することを原則としたうえで、損益を純損益またはその他包括利益で認識するかどうかの基準にビジネス戦略という概念を用いている。ビジネス戦略要件を満たす場合には、公正価値変動分を純損益ではなくその他包括利益で認識することを許容しているのみで償却原価による測定を認めていない。

また、IASBは、ビジネス・モデルの変更に伴う再分類を許容しているのに対して、FASBは当初認識時に決定した分類の再分類は認めていない。

IASBとFASBとの金融商品会計の見直しについては、以上のような差異が存在するが、その後、IASBは、2011年11月の理事会において、IFRS第9号の限定的な改善の実施を検討することを決定した（IASB [2011c]）。これは、保険契約プロジェクトの動向とFASBの公開草案（FASB [2010b]）の中で検討されているモデルとの相違を踏まえたものである。

これを受けて、IASBとFASBでは合同で検討を行い、IFRS第9号ではこれまで負債性金融商品（eligible debt instruments）については、ビジネス・モデルによって、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（Fair Value Through Profit or Loss : FV-PL）と償却原価の測定区分しか認めていなかったが、これにその他包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（FV-OCI）¹³⁾を新たな測定区分として加えることで暫定的に合意した（IASB [2012b]）。IASBは、2012年11月に公開草案「分類および測定：IFRS第9号の限定的修正（IFRS第9号（2010年）の修正案）」（IASB [2012d]）を公表し、FASBの暫定的な分類および測定のモデルとの主要な相違点を減らすことを目的の1つに挙げ（par.IN1）、FASBのモデルを導入する形で、現行の分類および測定の要求事項を明確化するとともに、含んでいる契約上のキャッシュ・フローが元本と利息の支払のみである特定の金融資産について、「その他の包括利益（OCI）を通じて公正価値」で測定する区分を

導入することを提案している (par.IN2)。金利収益と信用減損は、償却原価で測定する金融資産と同じ方法で計算し認識する。OCIに認識した利得または損失の累計額は、当該金融資産の認識の中止をした時に純損益に振り替える。これにより、償却原価の情報が純損益で提供され、公正価値の情報が財政状態計算書で提供されることになる (par.BC22)。

他方、FASBは、2013年2月に公表した公開草案 (FASB [2013]) は、すべての金融商品を原則として公正価値で測定するという2010年の公開草案における提案を見直し、IASBが検討を進めているIFRS第9号のモデル案との主要な差異を解消することを目的とするものである。

依然として、IASBとFASBにおいて一部の差異は残っているものの、「ビジネス戦略」としていた概念を「ビジネス・モデル」に修正してIASBと同じにするとともに、金融資産の分類の変更を認めていなかったものを極めて稀にしか発生しないという前提の下、新たに例外を設けた。その例外は、金融資産が保有され、管理されているビジネス・モデルが変更になった場合とし (par.825-10-35-22)、IASBに合わせた形に修正した。

IASBのHoogervorst議長は、2012年11月の講演の中で、IASBに常に持たれている誤解の1つは、IASBが公正価値だけに関心を持っているというものであるが、IASBはこれまで常に混合測定属性モデルの支持者であったとし、一時、FASBにおいて金融商品について全面公正価値モデルを提案したことがあったが、IASBは当初から混合測定属性モデルの方が適切であると判断していたとしている (Hoogervorst [2012a] [2012b])。しかしながら、前述のとおり、IASBが公表したディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」(IASB [2008a]) では、長期的な解決策として、金融商品に適切な情報を提供する唯一の測定属性は公正価値であるとしていることから、IASBは全面公正価値測定を志向していたことは明らかであり、Hoogervorst議長の発言がIASBとしての考えであるとすれば、IASBは金融商品会計の測定手法について方針転換をしたと捉えるべきである。¹⁴⁾

3. プロダクト型会計 (有形財) とファイナンス型会計 (金融財)

武田隆二 [2001] [2008a] は、産業構造との関連から、プロダクト型市場経済 (製造業によって生み出されるプロダクトを主軸とする経済社会) を背景とした「時価主義会計」と、ファイナンス型市場経済 (デリバティブ等の金融財やビジネス・モデル・ノウハウ等の無形のサービスの比重が高まった経済社会) を背景とした「時価会計」を区別している。

そのうえで、「ファイナンス型市場経済における時価会計では、企業全体の物的維持とか、生産力維持という思考はなく、企業を構成する金融商品の個別プロジェクトごとの投下貨幣資本の回収余剰を最大化することを指向した個別（口別）貨幣資本の維持という考え方が基本」（武田隆二 [2001] 8頁）になっており、有形財（非金融商品）と金融財（金融商品）との違いを指摘している。

一企業が有形財生産と金融財取引との2つの経済セクターから成り立つとき、そこで機能する経済ルールは自らの抱くコンテンツが異なることから、異なる会計ルールによってこれら2つの経済セクターを描写するという考え方であり、経済セクター毎にその実態に即した会計モデルを適用するという考え方である。すなわち、有形財については、「原価・実現アプローチ」にもとづく取得原価あるいは再調達原価を適用し、金融財についてはすべて「時価・実現可能性アプローチ」にもとづく（売却）時価を適用するという考え方である。したがって、金融財については、全面公正価値会計を支持していると捉えることができる。

古賀智敏 [2003] も武田隆二の主張する会計モデルを継承して理論を展開しているが、ファイナンス型会計における公正価値の捉え方について、「商業ローンのように流動性の低い市場では、金融商品の価値は何らかの「無形的な」特性（貸し手の経験、借り手との関係など）に依存し、売却価格、購入価格、使用価値との間に差異が生じることになる。このような場合、無形的な特性を包含する使用価値の方が売却価格よりも投資決定により適格的であろう。」(22頁)としている。また、市場が完備されておらず、売却価格が入手困難なケースにおいても、「投資者の関心がゴーイング・コンサーンとしての企業の価値にあるとすれば、明らかに使用価値の方が売却価格よりも投資決定に適格的になる。」(22頁)としている。「無形資産を反映する使用価値のみが資産に関連したトータルの企業価値を把握するものであり、この主観価値にこそ公正価値概念の本質が求められるべき」(22頁)としている一方で、売却時価にもとづく公正価値会計が支配的になっている理由の1つとして、割引現在価値計算などにおける測定の困難性の問題を挙げて、金融財については売却時価を肯定している。

4. 事業投資と金融投資

斎藤静樹 [1995a] [2013] は、主観のれん説¹⁵⁾にもとづき、金融資産か非金融資産（実物資産）かという資産の外形にもとづいて評価や利益認識のルールが決められるのではな

く、リスク投資のポジションや、そのリスクから解放された成果の測定が、事業投資か金融投資かという投資の実質的な性質に依存して決まるという主張である。

「企業価値を決めるのは、将来に期待されるキャッシュフローであって、その時点で企業が保有する資産の時価ではない。事業に使われている資産には期待に基づく無形の価値があり、市場の期待を平均した時価では、その企業に固有の資産価値は測れない」（斎藤静樹 [1995a] 40頁）としている。

事業投資の場合、投資の成果を資産自体の売買で実現させるものではなく、事業からのキャッシュフローは、資産を事業目的に利用したアウトプットが市場で販売され、現金または現金同等物に変わるまでは生ぜず、また事業を行う主体のノウハウや営業努力によって異なってくる。その資産の価値は誰が持つかによって異なるのれん価値を有していることから、市場価格は企業固有の価値を表さない。したがって、事業投資の性格を有する資産の価値はその市場価格に依存しない。市場価格の変動で事業の成果を捉えることはできない。

金融投資の場合、資産は常に市場価格に等しい価値しかなく、一般的には誰が持ってもそのれん価値は生じない。また、常時売却可能な市場が存在し、市場での売却に制約が存在しない場合には、保有している間に生じた市場価格の変動についても、キャッシュフローとみなして、そのまま投資の成果とすることが可能である。

「ローンなどの営業債権も、流動化（証券化）のスキームを組んでいれば金融投資になるのかもしれないが、売らずに満期まで元利金の回収リスクを負い続けるものは、むしろ事業投資に近いポジションである。」（斎藤静樹 [2013] 41頁）としている。

その他有価証券は、その他の保有区分のいずれにも該当しない有価証券をいい、米国会計基準（売却可能有価証券）、国際会計基準（売却可能金融資産）とも同様である。したがって、保有目的も多義にわたり、その範囲は非常に広いものとなり、事業投資に該当する資産もあれば、金融投資に該当する資産もある。例えば、いわゆる持ち合い株式など業務提携等の目的で保有する有価証券は事業投資に該当するのに対して、長期的な時価の変動により利益を得ることを目的で保有する有価証券は、金融投資に該当する。これは、事業投資においてもすでに公正価値で測定している資産が存在することを意味しており、辻山栄子 [2007] が主張する金融投資・事業投資の区分による測定方法の分類では、その他有価証券の未実現利益の扱いについて説明することはできない。

大日方隆 [2012] は、事業投資と金融投資という区分ありきで償却原価と時価を使い分

けるのではなく、①「主観のれん>0と想定できる資産」は、原価または償却原価で評価し、収益は、広義のキャッシュの獲得を待って計上し、②「主観のれん>0と想定できない資産」は、市場価格（時価）で評価し、毎期の評価差額を投資の成果とみなす、と説明している（322-323頁）。

5. 充用分と派遣分

笠井昭次 [2005] は、企業資本等式（資本の待機分+充用分+派遣分+費消分=資本の算段分+蓄積分+稼得分）という会計構造論に依拠し、貨幣性資産と費用性資産という資産の2分類に対して、待機分資産（貨幣）、派遣分資産（債権、投資）、充用分資産（商品、機械等）の資産の3分類がより優れた資産分類であるという主張である。企業の経済活動には、価値生産活動と資本貸与活動という根本的に2つの異質の経済活動があると捉えている。

価値生産活動は、一定の犠牲のもとに、成果を獲得することであり、犠牲と成果との対応の結果として、利益が生成されるのである。価値生産活動に用いられる充用分資産は、取得原価で測定されるべきであるとしている。

取得原価主義会計と時価主義会計という分別は、価値生産活動だけを念頭に置いた考え方である。

一方、資本貸与活動は、「現金が他企業に派遣されてそして現金が環流する、という貨幣の往還運動なのである。」「企業みずからが価値生産を行うことを断念し、それを他企業にさせるべく、一定期間だけ他企業に派遣した資本部分」であり、「その企図は、他企業が価値生産によって稼得した利益から、資本の時間的貸与に対する時間的報酬を獲得することにある。」¹⁶⁾

派遣分資産は、基本的には、割引現在価値で評価され、売買目的有価証券といった価格変動の投機的利得の獲得を企図したものについては「売却時価」として、満期保有目的有価証券や貸付金等の定利の時間的報酬の獲得を企図したものについてはアキュムレーション法にもとづく「増価」として顕現化する。「売却時価」は、各時点において想定されるキャッシュ・フローと利子率によって算出された割引現在価値、「増価」とは、当初のキャッシュ・フローと利子率によって算出された割引現在価値であり、ともに割引現在価値という点では同一である。

銀行において、預金という負債を用いて、あるいはコール市場等から資金を調達して、

貸出を行う活動は、一時的な余剰資金を原資とする時間的報酬の獲得を企図したものではなく、銀行における価値生産活動である。一方、その活動は、原資の性格は異なるものの時間的報酬の獲得を企図したものであることから、「増価」として捉えることが妥当である（本論文第3章，68-70頁）。

6. 裁定取引の経済学

Nissim and Penman [2008] は、公正価値会計のフレームワークにおける財務報告の目的は、バリュエーション（株主価値の評価）目的とスチュワードシップ（受託責任）目的という株主向けの報告目的であり、公正価値会計はバリュエーションに関する情報を貸借対照表で十分に説明し、リスク・エクスポージャーとスチュワードシップに関する情報を損益計算書で提供するとしている（p.13）。これら2つの財務報告の目的に照らして、公正価値会計の適用が適切であるかどうかを判断することになる。

企業のビジネス・モデルが裁定取引によるものかどうかの概念を「裁定取引の経済学」とし、公正価値会計のフレームワークにおける歴史的原価会計と公正価値会計の境界線としている。すなわち、企業の多くのビジネス・モデルは、仕入先に支払うインプット（入口）価格と顧客との取引によるアウトプット（出口）価格との裁定（価値を付加する活動）を含んでいる。この場合、公正価値会計の適用は適さない。逆に、無裁定取引、つまり株主にとっての価値と市場価値が等しい状態であれば、当該取引は公正価値で評価されることになる。

そのうえで、公正価値会計の適用される諸条件として次の5原則を挙げている。

第1に、一対一の原則として、公正価値で評価されるのが望ましいのは、株主にとっての価値が当該資産ないし当該負債の市場価値と一対一の関係で変動する場合に限られ、事業活動を通じて市場価格に価値を付加する場合には、公正価値の適用は妥当ではない。第2に、資産・負債対応の原則として、株主価値は事業計画に従って、諸資産・諸負債を結合させることによって創出されることから、公正価値測定も1つの事業グループとして一体的に機能する資産群・負債群に対して適用されなければならない。第3に、情報保存の原則として、歴史的原価会計の代替として公正価値会計を適用できるのは、公正価値が歴史的取引情報にもとづくことなく決められる場合だけである。

さらに、公正価値測定に当たって、市場価格を直接入手できない場合に、仮想的な価格（見積公正価値）を適用できるのは、その評価モデルに用いる観察可能な価格あるいはそ

の他のインプットが裁定を含まない場合に限られる（無裁定見積りの原則）。また、公正価値は、実際の取引にもとづく決済ではないことから、適切な公正価値会計では、実現とは異なる調整が行われ（正しい調整の原則）、見積公正価値は実現価値に概ね等しくなる。

Ⅲ 企業実態観にもとづく測定手法

いずれのビジネス・モデルにも共通していえることは、金融商品はその外形だけにもとづいて必ずしもすべて市場価値としての公正価値で測定すべきではないということである。

金融財はすべて売却時価を適用するという考え方を採る武田隆二の主張を支持する古賀智敏は、割引現在価値計算などにおける測定の困難性を挙げて、武田隆二同様に売却時価を肯定している。その一方で、市場が完備されていないケースや流動性の低い市場において無形的な特性に依存する金融商品については、売却時価より使用価値の方が投資決定に適合的であると認めている。

斎藤静樹、辻山栄子は、のれん価値が生じない金融投資は、市場価格の変動を投資の成果と捉えることができる一方、のれん価値を有している事業投資は、市場価格の変動では事業の成果を捉えることができないとしている。

笠井昭次 [2005] は「資本貸与活動（による利潤算出）と価値生産活動（による利潤算出）とは、根本的に異質な経済活動であり、したがって、価値生産活動のアナロジーで理解しようとするかぎり、資本貸与活動（およびそれに伴う派遣分資産）の実相は、まったく見えてこないであろう」（283頁）としている。

こうしてみた場合、企業実態が反映される測定手法を考えるうえで、公正価値で測定すべき資産および負債とそうでないものの境界線をどこに置くかということが重要であり、その判断基準がビジネス・モデルである。同一の資産であっても、ビジネス・モデルが異なれば、その企業実態を表す最適な測定手法は異なってくる。

1. 市場参加者の期待にもとづく公正価値

公正価値（fair value）の定義については様々であるが¹⁷⁾、本章では、公正価値は、国際会計基準のIFRS第13号、米国会計基準のASC820（旧SFAS第157号）に定義される「公正価値」にもとづいて検討を行う。

公正価値は、IFRS第13号では、「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」(par.9)と定義されている。また、「公正価値は、現在の市場の状況下での測定日における主要な(または最も有利な)市場での秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格(すなわち、出口価格)である。その価格が直接観察可能であるのか他の評価技法を用いて見積もられるかは関係がない」(par.24)としており、公正価値は、市場ベースの測定であり、企業固有の測定ではないこと、企業ではなく市場参加者の将来の市場の状況に関する現在の予想を反映した測定であることを示している(par.BC31)。公正価値は現在出口価値であり、現時点の市場ベースでの出口価値である(par.BC36)。したがって、公正価値は市場価値(market value)よりも広い概念である。これは米国会計基準ASC820(旧SFAS第157号)と同一の定義となっている(Topic 820-10-20)。¹⁸⁾

IFRS第13号は、公正価値測定のインプットがどれだけ観察可能であるかどうかにもとづいて、公正価値を3つのレベルの公正価値ヒエラルキーに区分することを要求している。レベル1のインプットは、活発な市場における相場価格(無調整)であり(par.76)、レベル2のインプットは、直接または間接に観察可能なものである(par.81)。レベル3のインプットは、資産または負債に関する観察可能でないインプットである(par.86)。ただし、公正価値測定の目的はあくまで「市場参加者の観点からの測定日現在の出口価格」の算定にあることに変わりないことから、観察可能でないインプットであっても、市場参加者が資産または負債の価格付けを行う際に用いるであろう仮定を反映しなければならない(par.87)。

SFAC第7号においては、「将来キャッシュ・フローに関して実体独自の仮定を用いることは、市場参加者であれば異なる仮定を用いるであろうということを示す反証がない限り、公正価値の見積りに適合する」(par.38)としており、現在価値を用いる目的を公正価値の算定に限定しており、市場利率にもとづく現在価値を想定している。

古賀智敏[2010]は、公正価値概念は経営者個人の主観的評価に基礎付けられたものか、市場参加者の合意によって客観的に成立したものかによって、「主観的公正価値(使用価値)」と「客観的公正価値(交換価値)」に区分されるとしている。さらに客観的公正価値は、入口価格と出口価格の2つに区分されるとし、金融財については出口価値である売却時価会計を支持している。「購入時価はインフレ期における収益と費用との同一価格水準で

の対応を確保することによって、物的生産財の効率的利用による経営者の業績尺度を提供するのに対して、売却時価は金融財の即時的流動化を通じて、ファイナンス市場での投資の効率性の尺度を提供する」(21頁)として、金融財はすべて売却時価としての公正価値が適用されるべきであるとしている。

しかしながら、売却時価が公正価値であり得るのは、資産または負債に対する観察可能な価格を市場で入手することができる場合に限られる(上野清貴 [2011] 13頁)。「公正価値が意味を持つのは、株主にとっての価値が市場価格に対するエクスポージャーだけで決まるような場合、すなわち株主価値が市場価格と一対一に対応している場合」に限定され、「企業が自身のビジネス・モデルに従ってインプット価格とアウトプット価格との差額から利益を得ようとする場合には、公正価値は意味を持たない」(Penman [2007] pp.38-39)。また、観察可能でないインプットであるレベル3の中には、測定手法が未成熟のため、財務諸表本体の測定に必要な最低限の信頼水準を確保できないレベル4として認識すべき部分も含まれている(越智信仁 [2012] 64-65頁)。¹⁹⁾

2. 企業の期待にもとづく償却原価

市場の期待にもとづく割引現在価値である公正価値に対して、企業の期待にもとづく将来キャッシュ・フローの割引現在価値としては、償却原価が考えられる。²⁰⁾ 期間配分と捉えるのであれば、利息法による償却原価であり、また、契約にもとづくキャッシュ・フローと捉えれば、契約利率による現在価値であるが、いずれも同一のものである。²¹⁾

償却原価が「企業が資産から得られるものと期待する将来キャッシュ・フローの見積り」(IAS第36号, par.30)である点では、使用価値 (value in use) の1つとして捉えることもできる。

「金融商品ジョイント・ワーキング・グループ」(JWG [2000])は、「使用価値の目的は、現在価値その他の評価技法を、キャッシュ・フロー、市況、および他の不確実性に関する経営者の予測にもとづいて適用することである」ことから、「使用価値は、市場価格が入手可能なときでも内部の見積りと仮定に依存するものであり、企業間で比較可能ではない」として使用価値については否定的であった (Basis for Conclusions par. 4.9)。

しかしながら、商業ローンのような不完全不完備の市場においては、貸し手の経験や借り手との関係といった「無形の」特性に資産価値が依存することから、売却価値 (exit value) より使用価値の方が投資意思決定には適合性がある (AAA [2000] p.506)。Barth

and Landsman [1995] は、この「無形の」特性を「経営能力 (management skill) の差異」であるとし、使用価値のみがゴーイング・コンサーンを前提として、資産に関連した企業価値全体を測定可能にする手法であるとしている (p.101)。

3. 公正価値と償却原価の違い

公正価値は、前述のとおり市場ベースでの測定である。したがって、公正価値（レベル3）の場合は割引率が市場の期待にもとづく一方、償却原価の場合は契約利率あるいは報告者側が設定する割引率といったように、企業の期待にもとづいた割引現在価値ということになる。現在出口価値である公正価値（例えば、IFRS13, par.BC28, BC36）も償却原価も将来キャッシュフローの割引現在価値という点では同一であるが、将来キャッシュ・フローの見積りあるいは割引率の選択に誰の期待が反映されるかという点に違いがある。公正価値は市場参加者の期待であるのに対して、償却原価は企業経営者の期待によるものである。公正価値（レベル3）が観察可能でないインプットであっても、公正価値測定の目的が「市場参加者の観点からの測定日現在の出口価格」の算定にあることから、あくまでも市場参加者が資産または負債の価格付けを行う際に用いるであろう仮定を反映しなければならない (IFRS13, par.87)。

企業が予測する現在価値と市場参加者が予測する公正価値とが異なる理由としては、①企業が市場参加者の予測とは異なる資産の利用方法を意図する場合や②企業が市場参加者の予想と相違するキャッシュ・フローを実現させることのできる情報や取引上の秘密またはプロセスを有している場合、③企業がリスクについて他社に移転することなく、自ら進んでリスクを引き受け、自社内でリスク管理を行う場合などが挙げられる (FASB [2000] par.32)。

したがって、契約にもとづくキャッシュ・フローおよびリスクを重視するのであれば、市場利率にもとづいた公正価値ではなく、契約利率にもとづいて測定される償却原価による測定が適当であるといえる。²²⁾

4. 企業実態観にもとづく測定手法 — 金融商品会計

(1) 企業実態観にもとづく金融資産・金融負債における測定手法

以上から、企業実態を的確に把握するためには、ビジネス・モデルにもとづいた最適な測定手法を選択することが重要である。その判断をするうえで、それぞれ活動が「無裁定

取引」(Nissim and Penman [2008])であるかどうかの基本となる。すなわち、金融資産それ自身を市場において売買することによって利益を得るビジネス・モデルでは、公正価値による測定が適当である。一方、金融資産を原資として、自らのノウハウによって価値を付加するビジネス・モデルでは、償却原価による測定が適当であると考えられる。金融負債については、契約等によりキャッシュ・アウト・フローが確定していることを鑑みると、その債務の返済履行義務を重視すべきであると考えられる。したがって、金融負債の事後測定については、公正価値によらず、キャッシュ・アウト・フローにもとづいた償却原価による測定が適当である。また、資産サイドを公正価値により測定したとしても、自己創設のれんといった無形資産の計上が認められない限り、信用リスクを反映した結果生ずる金融負債の増減を完全に相殺することはできないといった負債のパラドックスの問題にも留意する必要がある(本論文第4章, 94-97頁)。²³⁾

ビジネス・モデルを変更する場合には、企業の活動実態を反映するという観点から、測定手法もビジネス・モデルに合わせて変更する必要があると考えられる。

(2) 金融商品会計における測定手法

これを銀行業における具体的な金融商品会計について、それぞれのビジネス・モデルに当てはめてみた場合、以下のように考えられる。

トレーディングを目的として、有価証券などの金融資産そのものを市場において売買する場合には、市場価格の変動に応じて公正価値により測定を行うことを通じて資産評価および損益を認識するのが適当である。

社債等の負債性金融資産で、その受取利息収入を目的とする場合には、時間的報酬の獲得(笠井昭次 [2005])を企図したものであることから、償却原価による測定が適当である。

売却可能有価証券や子会社・関連会社株式に該当する有価証券は、その有価証券の保有目的、すなわちビジネス・モデルを明確にしたうえで、それぞれに適する測定手法によることが重要である。

例えば、同じ売却可能有価証券であっても、その保有目的は多義にわたることから、利息等を期待するか、売却益を期待するのか、あるいは業務上のシナジー効果等を期待するか等、期待するキャッシュ・フローが異なる。

また、子会社・関連会社株式であっても、子会社・関連会社を保有することによりその

会社が生む果実やシナジー効果等を期待するものであれば、取得時のコストとして取得原価で測定するということも考えられる。一方、単に持分比率の関係から、子会社・関連会社に一時的に位置づけられるものの、売却を前提としてその資産価値の上昇のみに期待するのであれば、公正価値で測定すべきである。

銀行業の中核機能の1つである金融仲介機能は、預金者からの借入金利である預金金利と融資先に対する貸付金利のスプレッドから付加価値を獲得するビジネス・モデルである。したがって、預金負債については、資金調達コストとしての金利の支払いを企図した負債であることから、契約キャッシュ・アウト・フローを重視し、償却原価による測定が適当である（本論文第5章，122-123頁）。同様に、資産サイドの貸出金についても、銀行それぞれが蓄積している貸付に係るノウハウにもとづく融資先に対する評価（格付け）ならびに貸出姿勢（融資先との関係）などにより、貸付の諾否や金利をはじめとする貸付条件が決定される。こういった商品特性を鑑みると、市場価値として捉えるべき資産ではない。契約利率にもとづいていることと、契約上の利息収入を企図した金融活動であることから、契約キャッシュ・イン・フローを重視した、償却原価による測定が適当である（本論文第3章，75-76頁）。²⁴⁾ 契約利率は、変動金利の場合には市場利率に連動する部分もあるが、前述のとおり銀行それぞれのノウハウにもとづいて貸出金利を算出していることから、個別金融機関独自のものであり、市場参加者が予測する市場利率とは異なるものである。

IV 小 括

本章では、最初に企業活動の実態をよりよく反映する会計モデルとして、経済的利益アプローチから、情報パースペクティブを経て測定パースペクティブまでの会計モデルの変遷とそれぞれの意義を考察した。本質的な株主資本価値との関連性においては、財務諸表作成者自らが財務諸表本体に可能な限り公正価値ならびに使用価値を取り込むとする測定パースペクティブを採用することで、金融資産あるいは金融負債が有する自己創設のれん部分を純資産簿価に取り込むことによって、価値関連性の高いアウトプットを提供することになる。

次に、企業実態を反映したビジネス・モデルについて、制度面および理論面から検討した。制度面においては、米国会計基準は金融商品については全面公正価値を従前より主張

しており、国際会計基準においても全面公正価値の有用性をかつては主張していたもののIFRS第9号の作成に当たっては、ビジネス・モデルという概念を導入して、企業のビジネス・モデルおよび契約上のキャッシュ・フロー特性により適当な測定手法を判断するという新たな混合測定属性モデルを構築した。FASBも国際会計基準に寄せる形で米国会計基準をいったん収束させる方向である。IASBのHoogervorst議長は、従前からIASBは混合測定属性モデルの支持者であったと主張しているが、国際会計基準、米国会計基準ともにいったんは全面公正価値モデルから混合測定属性モデルに金融商品会計の測定手法について方針転換を行ったと捉えるのが適当である。全面公正価値測定の採用については1990年代から何度も繰り返されている議論である。

理論面からもいくつかのビジネス・モデルの考え方について、整理を行った。その結果、今回取り上げたいずれのビジネス・モデルにも共通していえることは、金融資産の外形だけにもとづいて必ずしもすべて市場価値としての公正価値で測定すべきではなく、企業の活動実態を表現するうえでは、測定手法を使い分ける必要があるというものである。そうした場合、企業実態を反映する測定手法を考えるうえで、公正価値で測定することが適当である金融資産および金融負債とそうでないものの境界線をどのように引くかということが重要になってくる。その公正価値と償却原価のいずれかの測定手法が適当であるかの判断基準は、ビジネス・モデルにもとづくのが適当であるという考えである。

最後に、その境界線を引くための判断基準としてのビジネス・モデルについて具体的な検討を行った。企業の活動が「無裁定取引」であるかどうか判断基準となり、金融資産それ自身を市場において売買することによって利益を得ることを前提とするビジネス・モデルに該当する金融資産は、公正価値による測定が適当である。一方、金融資産を原資として、契約期間あるいは保有期間において、自らのノウハウによって価値を付加するビジネス・モデルに該当する金融資産は、契約利率にもとづいた償却原価による測定が適当である。また、金融負債についても同様に、預金負債や社債のように、資金調達活動において、契約期間中に利息支払いを行う金融商品については、返済履行義務を重視して、契約利率にもとづいた償却原価による測定が適当であるとの結論に至った。

注

- 1) 混合測定属性アプローチを提案する理由として、①一部の資産および負債について、

現在市場価格に関する情報は、過去の取引で生み出されたマージンに関する情報よりも目的適合性が低いと考えている財務諸表利用者がいること、②現在市場価格が直接入手できない場合にそれらを見積もることは、コストが高くなるとともに主観的になる可能性があることを挙げている (IASB [2013b] par.6.13(b)). そのうえで、資産の測定手法は、個々の資産について、それが将来キャッシュ・フローにどのように寄与するかによって選択すべきであるとしている (*Ibid.* par.6.17(a)).

2) 公開草案 (FASB [2013]) の公表に当たっては、2名のボード・メンバーが、現在よりも多くの金融商品に対して償却原価を用いることを認めることになること等を理由に反対した (FASB [2013] par.BC354, 川西安喜 [2013] 44頁).

3) 「完全市場 (perfect market)」という概念は、①商品や請求権の売買が取引費用ゼロで行われ、②いかなる企業や個人も投資から異常収益を得るための特別な手段も機会も持っておらず、かつ、③価格が特定の個人または企業の行動によって影響を受けないことを意味する。

「完備市場 (complete market)」という概念は、あらゆる商品や請求権の市場が存在し、したがっていかなる商品や請求権の市場価格も一般公衆が観察可能なことを意味する。 (Beaver [1998] pp.38-39)

4) Scott [2011] においても、情報パースペクティブは、Ball and Brown [1968] の論文が発表された1968年以降比較的最近まで、財務会計の理論と研究における支配的なアプローチであった、としている (p.153).

5) SFAC第1号 (FASB [1978]) では、財務報告の基本目的として、「財務報告は、現在および将来の投資者、債権者その他の情報利用者が合理的な投資、与信およびこれに類似する意思決定を行うのに当たって、有用な情報を提供しなければならない。」

(par.34), 「投資者および債権者のキャッシュ・フローは、企業のキャッシュ・フローと関連しているので、財務報告は、投資者、債権者その他の情報利用者が当該企業への正味キャッシュ・イン・フローの見込額、その時期およびその不確実性をあらかじめ評価するのに役立つ情報を提供しなければならない。」 (par.37) としている。

これは、SFAC第1号を置き換えたSFAC第8号「第1章: 一般目的の財務報告の目的」においても引き継がれている (FASB [2010c] par.OB3).

6) 効率的市場仮説と行動ファイナンス理論については、本論文第3章、63-64頁を参照。

- 7) 太田康弘他 訳 [2008] では、current valueもfair valueもともに「公正価値」と訳しているが、本章では、両者を明確に区別するために、current valueはそのまま「カレント・バリュー」として記している。
- 8) 「受託責任」という語句を用いた場合、歴史的な原価測定志向であると暗示させる懸念があるという考え方もあるが (Whittington [2008] p.157)、従前のIASBの概念フレームワーク (IASB [2001]) では、「財務諸表はまた、経営者の受託責任または経営者に委託された資源に対する説明責任の結果も表示する。経営者の受託責任または説明責任の評価をしたいと考える利用者は、経済的意思決定を行うために、それらの評価を行う。」(par.14) としており、受託責任 (stewardship) と説明責任 (accountability) とを並列で説明している。また、Nissim and Penman [2008] は、スチュワードシップについて、「株主の関心は、経営者が投資活動および営業活動をどれほど効率的に営んだのか、また結果として、保有株式の価値が増加したのかをモニターすること」(p.8) にあり、「利益は、価値を付加する事業活動における経営者のスチュワードシップを株主に報告するものである」(p.13) としている。これに対して、IASB [2010c] では、財務諸表利用者は、将来キャッシュ・フローの見通しを評価するために、企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたかに関する情報を必要としているとしており (par.OB4)、現行の概念フレームワークにおいても「受託責任」という語句を直接的には使用していないものの受託責任の概念については引き続き言及していることから (IASB [2013b] par.9.7)、Nissim and Penman [2008] の言及している「受託責任」は「説明責任」と置き換えることも可能であるといえる。
- 9) 英国のイングランド・アンド・ウェールズ勅許会計士協会 (ICAEW) の財務報告ファカルティ (FRF) は、2010年12月、『会計におけるビジネス・モデル：企業理論および財務報告—よりよい市場戦略のための情報—』と題する報告書を公表した (ICAEW [2010])。
- 「ビジネス・モデルは、企業理論によって提起された問題と個々の企業の財務報告を関連づけるものである。」(p.4) としている。そのうえで、ビジネス・モデルは、① 資産を企業内部の活動に利用して、価値を生み出すために投資するのか、② 市場取引を通じて利益を生むために投資するのかの2つに分けるという考え方である。

一方で、ビジネス・モデルには、①主観性 (subjective matter)、②可変性 (change)、③便宜主義 (opportunistic) の3つの問題点があると指摘している。すなわち、ビジネス・モデルは企業の主観によるため、継続的に生産活動に貢献した資産であっても、収益性を勘案して市場で売却することもあり得るということである (p.70)。

ビジネス・モデルは、以上のような問題点が存在するものの、企業活動の実態を表すうえで、次の3点を提案している (p.42)。

- ① 財務報告は、ビジネス・モデルとその実効性を確認するものであること。
- ② 新たなアウトプットを創造するためにインプットを加工するビジネス・モデルでは原価測定が有用であること。
- ③ 市場価格の変動による利益獲得のために売買する資産は公正価値測定が有用であること。

10) こうした金融資産を売却する例として、IFRS第9号では、次のようなものを挙げている (par.B4.1.3)。

- ・金融資産がもはや企業の投資方針に合致しなくなった場合 (例えば、資産の信用格付けが企業の投資方針で求めている格付けを下回った場合)。
- ・保険会社が予想デュレーション (すなわち、保険金支払が予想される時期) の変動を反映するために投資ポートフォリオを調整する場合。
- ・資本的支出に関する資金調達をする必要がある場合。

11) IFRS第9号では、企業は、次のものを除いて、すべての金融負債を、実効金利法を用いて償却原価で事後的に測定しなければならないとされている (par.4.2.1)。

- (a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 (負債であるデリバティブを含む。)
- (b) 金融資産の譲渡が認識の中止の要件を満たさない場合、または継続的関与アプローチが適用される場合に生じる金融負債
- (c) 金融保証契約
- (d) 市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメント

12) ①満期保有目的、②売却可能、③トレーディングの3区分 (ASC Topic 320-10-25-1, 当初SFAS第115号 par.6)

13) IFRS第9号では、売買目的以外の資本性金融商品 (equity instruments) についてのみ

OCIオプションとしてその他包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の測定区分が認められている (par. 5.7.5).

- 14) IASBのTeixeiraシニア・ディレクターは、金融商品の全面公正価値会計について、「IASBでは、根本的な考え方の変化がみられる」としており、Hoogervorst議長も公正価値が唯一の基礎であるべきだと主張していたが、考えを変えたとしている (Teixeira他 [2013] 17-18頁).

ただし、世界会計基準設定主体 (WSS) 会議のスタッフペーパーにおいて、IASBの概念フレームワーク・プロジェクトについて、様々な誤解があるとしており、その1つとして、IASBは、すべての資産・負債を公正価値で測定しようとしているという「誤解」あるとしている。それに対しては、「実際」には、すべての資産・負債を公正価値で測定することを企業に求めるつもりはなく、IASBのメンバーは単一測定属性がすべての資産・負債に適切であるとは誰も信じていないことは明白であるとしているが、金融商品会計の全面公正価値を否定するまでの言及はなされていない (IASB「2012c」p.7).

- 15) 石川純治 [2000] は、「市場平均を上回る成果を期待した事業用の実物資産は、誰がどう使うのかで異なるのれん価値をもっているが、株式のような金融資産はつねに時価に等しい価値しかなく、一般には誰がもつものれん価値は生じない」(斎藤静樹 [1995a] 41頁) として説明している、実物投資の成果測定と金融投資の成果測定の違いをこうしたのれん価値、すなわち「主観のれん」をキー概念とした説明理論を「主観のれん説」と呼んでいる。
- 16) 金融機関のビジネス・モデルを考えた場合、預金を原資とした融資業務を本来業務として行っていることから、資本貸与活動ではなく、価値生産活動と捉えることが妥当である。一方で、融資業務は定利の獲得を企図するものであることから、増価として測定されるべき資産である。詳しくは、本論文第3章を参照。
- 17) これとは異なる捉え方としては、例えば、前述の古賀智敏の公正価値概念の他にも、北村敬子 [2011] は、公正価値を測定属性の1つとは捉えず、様々な測定属性を包括した評価額であるという考え方を採っている (7頁)。すなわち、取得原価や再調達原価が公正価値を形成する場合もあれば、正味実現可能価額や割引現在価値、市場価格が公正価値として考えられる場合もあるというものである。

- 18) 公正価値の定義については、当初、US GAAPにおいては明示的な出口価格としていたのに対して、IFRSは交換価格であり、状況によっては出口価格ではなく入口価格と解釈される可能性があるとの相違が両者の間では存在していた。その後、IASBは、現在入口価値と現在出口価値との区別は、測定目的が市場ベース（すなわち、公正価値）のIFRSにおいては不要であると考え、公正価値は現在出口価値であると定義した（IFRS13, par.BC32, BC44）。その結果、IFRS第13号、米国会計基準ASC820（旧SFAS第157号）ともに、公正価値は現在出口価値として定義されている。
- 19) 越智信仁 [2012] は、「レベル4」部分については、取得原価で貸借対照表上に計上するとともに、脚注開示の充実によって投資意思決定の有用性に資するべきとしている（65頁）。
- 20) 例えば、米山正樹 [1995] 141頁
- 21) 笠井昭次 [2005] は、「割引現在価値に相当する額は、一般には償却原価とよばれているようであるが、それは「償却」という点でも「原価」という点でも妥当な用語はない」として「増価」（当初のキャッシュフローと利子率とによって算出された割引現在価値）と定義している（303頁）。
- 22) 角ヶ谷典幸 [2009b] は、使用価値で測定すれば、将来、ノーマル・リターンを伴った帳簿価額の回収が期待されるのに対して、公正価値（レベル3）で測定すれば、将来、マーケット・リターンを伴った帳簿価額の回収が期待されるとして、両者の差異を説明している（56頁）。
- 23) Nissim and Penman [2008] は、「銀行の貸出金を公正価値で評価する処理は、対応するコア預金を（これに付随する無形資産とともに）公正価値で評価してはじめて適切なものになる。」としている（p.ii）。
- 24) Nissim and Penman [2008] は、銀行の「貸出金は顧客との取引によって価値が付加されるため、カスタマー・リレーションシップ次第で、その乗数は「1.0」より大きくなる。」としている（p.25）。

終章 総括および今後の研究課題

I 総括

本研究では、企業の活動実態を反映する会計システムを構築するに当たって、金融商品会計の測定手法について、全面公正価値測定について批判的立場から検討し、市場参加者の期待を反映する市場価値をベースとした公正価値と、財務諸表作成者である企業の期待を反映した価値としての償却原価のいずれの測定手法を適用することがふさわしいかの判断基準を明らかにすることであった。

本研究によって得られた研究成果は次のとおりである。

まず、金融機関が保有する代表的な金融商品である、有価証券、貸出金、ならびに要求払預金負債を取り上げて、それぞれの測定手法を考察するとともに、公正価値測定により生ずる負債のパラドックスの問題点を指摘することを通して、企業活動の実態を反映する測定手法について検討した。

1. 有価証券の保有目的区分の意義（第2章）

公正価値による測定は、市場価格を有さない有価証券においては、企業による見積りに依拠するところが多いため、会計処理において経営者の裁量が入り込む余地が大きいと考えられる。したがって、公正価値測定が経営者による恣意性の排除につながるという論拠には弱く、経営者の恣意性の排除の観点から、全面公正価値測定が混合測定属性モデルに比して有用であるということにはならない。一方、経営者の意図である保有目的を反映させた混合測定属性モデルにより、将来キャッシュ・フローに重点を置いた財務報告が提供できるものとする。

以上の考えのもと、売却可能有価証券（その他有価証券）の区分については、純利益と包括利益を両方開示することで、経営者の有価証券の保有目的を反映させると同時に、経営者の機会主義的な操作を抑制することが十分可能であり、また収益のボラティリティが高まるのを回避することも可能となることから、売却可能区分の廃止は金融商品会計からみた場合には必要ないものとする。

しかし、IASBの「財務諸表の表示」プロジェクトにおいては、検討過程において「当期利益」は表示しないという暫定的な決定が行われた経緯がある。これは、実現概念の撤廃

を意味し、有価証券の保有意図を無意味化させるものである。よって、金融商品会計での議論ではなく、概念フレームワークにおける純利益と包括利益の検討により、売買目的有価証券の区分に一元化され得る。

満期保有目的有価証券については、有価証券そのものの売却を予定しない場合、将来キャッシュ・フローが確定していることから、不必要にボラティリティが高くなる公正価値での測定は行わず、償却原価で計上するのが適当であると考える。

以上は、従前の保有目的の分類に従った考察であるが、一方で、売却可能有価証券の中でも保有する有価証券から企業が期待するキャッシュ・フローが異なっているものが含まれていることからすると、売却可能有価証券という区分で一括りにしてしまうのは問題である。

したがって、企業の活動実態を反映する観点からは、金融資産そのものを売却することを前提としたキャッシュ・イン・フローを期待するのか、金融資産を保有することによって生ずるキャッシュ・イン・フローを期待するのか、それぞれの分類に適する測定手法によることが重要であると考える。前者であれば公正価値が適当であり、後者の場合には、金融資産自体の売却は予定していないので、原価が適当である。

国際会計基準において、混合測定属性モデルの区分を保有目的区分から変更する目的は、会計基準の複雑性を低減するためではなく、企業の活動実態をより良く反映させるための見直しである。IFRS第9号におけるキャッシュ・フロー要件およびビジネス・モデル要件等を用いた新たな金融資産の分類基準は、企業の活動実態を反映させるためのものであるといえる。

2. 貸出金の測定（第3章）

米国が主張するような金融資産の全面公正価値測定は、効率的市場仮説が前提となっていると考えられる。しかしながら、金融機関の貸出金のように、流動性が低いか、まったくない市場では、借り手に特有の状況等に加え、貸し手の経験や貸し手と借り手の関係といった特性に価値は依存するので、入口価格、出口価格、使用価値が異なることとなる。また、金融商品の市場が完全かつ完備でない状況では、出口価値が投資家にとって最も有用な情報であるということにはならない。

金融機関の貸出金は、金融機関それぞれが蓄積している貸付に係るノウハウにもとづく貸付先に対する評価（格付け）、貸付先に対する貸出姿勢（貸付先との関係）により、貸付

の諾否や金利が決定されるという商品特性を有している。ここで適用される利子率は市場利子率ではなく、当該金融機関が独自のノウハウにもとづいて算出し、貸付先との間で合意した契約利子率である。よって、金融資産としての商品特性を考えた場合、市場という観点から捉えるべき資産ではない。さらに重要なことは、市場参加者の予測にもとづいた公正価値には、企業の予測にもとづいた償却原価には反映されている貸出金利に含まれる金融機関の有する審査ノウハウ等の自己創設のれんが反映されていないことである。

したがって、利息収入をビジネス・モデルとする金融機関の貸出金の測定に当たっては、市場参加者の予測にもとづいた公正価値によるのではなく、契約キャッシュ・フローを重視して、金融機関の契約時の予測を反映した契約利子率である当初の貸出金利を用いた償却原価によることで、企業の活動実態が反映されるものとする。

3. 金融負債の測定と信用リスク（第4章）

すべての金融負債について、公正価値で測定すること、ならびに当初認識以降の信用リスクを財務諸表上に反映することの問題点について次の点を明らかにした。

第1に、仮にすべての金融資産および金融負債について公正価値測定を適用しても、負債のパラドックスは解消されないということである。

負債のパラドックスは、金融資産および金融負債だけでなく、資産・負債サイドとも非金融資産および非金融負債を含めて全面公正価値測定を適用してはじめて解消あるいはほぼ解消される問題である。さらに、金融資産および金融負債に限ることなく、すべての資産および負債に対して公正価値測定を導入したとしてもなお、自己創設のれんの計上の問題をクリアする必要がある。しかしながら、全面公正価値測定が経営者による恣意性の排除につながるとする論拠には弱く、経営者の恣意性の排除の観点から、全面公正価値測定が混合測定属性モデルに比して有用であるということにはならない。

したがって、IFRS第9号適用後においても混合測定属性モデルを維持する限りにおいては、企業の「固有リスク」である、当初認識後における信用リスクを財務諸表に反映しない方策を採るべきである。また、公正価値オプションを採用し、金融負債を公正価値により測定した結果生ずる負債評価益または負債評価損の取扱いについては、その損益の性格から、損益計算書上において純利益（純損失）に影響を与えることのないよう、その他包括利益に計上することが考えられる。ただし、金融負債に関する公正価値の適用を企業側のオプションとすることは企業の機会主義的な利用の余地を残してしまうことになりかね

ず、また、1つのビジネス・モデルに対して2つの測定手法が存在することは問題であることから、オプションではなく、会計上のミスマッチが発生する場合等適用するビジネス・モデルを明確にする必要がある。

第2に、確定債務たる金銭債務の測定については、契約等によりキャッシュ・アウト・フローが確定していることから、仮に当該企業の信用リスクの上昇に伴って金融負債の価値が下落したとしても返済履行義務、すなわち負債の返済額が軽減されることにはつながらない。よって、金銭債務の測定に当たっては、返済履行義務を重視すべきであり、金銭債務に係る当初認識以降の測定については、市場利子率にもとづいた公正価値によることなく、債務者と債権者との間で約定した契約利子率によるキャッシュ・アウト・フローにもとづいた償却原価による計上が有用であると考ええる。

4. 要求払預金負債の測定（第5章）

市場での取引が行われない金融機関における要求払預金負債の測定手法とコア預金の認識・測定ならびに把握することの意義について、FASBとは違った視点から明らかにした。

金融資産および金融負債をすべて公正価値により測定しただけでは、バランス・シート上、資産サイドと負債サイドのバランスは取れず、その結果、負債のパラドックスが生じたり、不自然なボラティリティを発生させてしまう懸念がある。これを解消する方策の1つとして、金融資産および金融負債をすべて公正価値により測定したうえで、負債サイドの要求払預金負債だけではなく、要求払預金の価額を構成する無形資産をコア預金無形資産を含めてオンバランスさせるという考え方が採り得る。コア預金無形資産を認識・計上することは、資産総額が増加することであり、これにより、純資産も増加することから、バランス・シート上から算出される金融機関の安定性に関する財務指標に反映することにつながる。

しかし、すべての金融資産および金融負債を公正価値で測定するというコア預金無形資産をオンバランスさせるための前提条件が成立しない。すなわち、金融商品をすべて公正価値で測定することには問題がある。預金を調達原資として貸出を実行するという金融機関のビジネス・モデルを考慮した場合には、要求払預金のうち金融負債部分である要求払預金負債については、金利の支払いを企図した負債であることから、資金調達コストという観点を重視し、キャッシュ・フローを重視した、償却原価による測定が企業活動の実態を把握するうえで有用であると考ええる。

そのうえで、金融機関は一般的に、要求払預金をはじめとする短期の預金を調達原資として、長期の貸出を実行することから、この資金の調達サイドと運用サイドの期間のミスマッチが金利リスクの発生源となっている。一方、コア預金残高を認識・把握することによって、短期の預金を実質的に長期かつ安定的でコストの安価な調達原資として見なすことが可能である。よって、異なる金融機関の有する要求払預金負債が同額であったとしても、要求払預金に占めるコア預金の残高が多いほど、金融機関のリスク量も少なくなることから、金融機関のビジネス・モデルを会計上に反映させるうえで、金融機関の保有するコア預金（負債）は他人資本であり返済義務は有するものの、その残高は維持されることが期待されるものであり、実質的には返済期限のない負債として他の負債とは区分して表示することは有用である。

コア預金負債の測定については、測定手法が確立されつつあることから、客観的に認識することは可能である。したがって、コア預金を負債サイドで区分表示することにより、コア預金無形資産を資産サイドに計上することで純資産を増加させるのと同様の効果が期待できると考えることから、バランス・シート上から算出される金融機関の安定性に関する財務指標に反映することが可能になり、情報利用者の意思決定に有用であると考えられる。

以上から、バランス・シート上において、コア預金無形資産として資産サイドに計上するのではなく、負債サイドで他の負債とは区分してコア預金負債として認識して、要求払預金負債の中で区分表示することが有用であると考えられる。

5. 金融商品会計における企業実態を反映した測定手法（第6章）

各論として取り上げた金融資産ならびに金融負債では、いずれも企業の活動実態の観点からは、すべてを公正価値で測定するのではなく、混合測定属性モデルを適用すべきであるとの結論が導出された。この各論での結論を踏まえ、総論として、企業活動の実態をより良く表現しようとする観点、いわゆる「企業実態観」の観点から、金融商品会計における企業の活動実態を反映する測定手法のあり方について考察した。

（1）測定パースペクティブの意義

企業活動の実態をよりよく反映する会計モデルとして、経済的利益アプローチから、情報パースペクティブを経て測定パースペクティブまでの会計モデルの変遷とそれぞれの意義を考察した。証券市場の効率性に対する懐疑的な見方から、本質的な株主資本価値との

関連性においては、財務諸表作成者自らが財務諸表本体に可能な限り公正価値ならびに使用価値を取り込むとする測定パースペクティブを採用することで、金融資産あるいは金融負債が有する自己創設のれん部分を純資産簿価に取り込むことによって、価値関連性の高いアウトプットを提供することになる。

(2) ビジネス・モデル

企業実態を反映したビジネス・モデルについて、制度面においては、米国会計基準は金融商品の全面公正価値測定を従前より主張しており、国際会計基準においても全面公正価値測定の有用性をかつては主張していたもののIFRS第9号の作成に当たっては、ビジネス・モデルという概念を導入して、企業のビジネス・モデルおよび契約上のキャッシュ・フロー特性により適当な測定手法を判断するという新たな混合測定属性モデルを構築した。FASBも国際会計基準に寄せる形で米国会計基準をいったん収束させる方向である。IASBのHoogervorst議長は、従前からIASBは混合測定属性モデルの支持者であったと主張しているが、国際会計基準、米国会計基準ともにいったんは全面公正価値モデルから混合測定属性モデルに金融商品会計の測定手法について方針転換を行ったと捉えるのが適当である。全面公正価値測定の採用については1990年代から何度も繰り返されている議論である。

理論面からもいくつかのビジネス・モデルの考え方について検討を行った結果、金融資産の外形だけにもとづいて必ずしもすべて公正価値で測定すべきではなく、企業実態を反映する測定手法を考えるうえで、公正価値と償却原価のいずれかの測定手法が適当であるかの判断基準は、ビジネス・モデルにもとづくのが適当であるということが明らかになった。

(3) 企業実態観にもとづく測定手法

その境界線を引くための判断材料については、金融資産それ自身を市場において売買することによって利益を得ることを前提とするビジネス・モデルに該当する金融資産は、公正価値による測定が適当である。一方、金融資産を原資として、契約期間あるいは保有期間において、自らのノウハウによって価値を付加するビジネス・モデルに該当する金融資産は、契約利率にもとづいた償却原価による測定が適当である。また、金融負債についても同様に、預金負債や社債のように、資金調達活動において、契約期間中に利息支払いを行う金融商品については、返済履行義務を重視して、契約利率にもとづいた償却原価

による測定が適当であるとの結論に至った。

(4) 金融商品会計における測定手法

本研究を通していえることは、IFRS第9号「金融商品」は、会計基準を見直すに当たって、さまざまな利害関係者の意見の妥協の産物ではけっしてないということである。IFRS第9号は、IASBとFASBが金融商品会計の見直しの検討開始時に志向した全面公正価値測定の採用に向けての暫定的な会計基準ではなく、企業の活動実態を反映させるための1つの結論として捉えるべき会計基準であることが明らかになった。

II 今後の研究課題

本研究は、金融商品会計を切り口として検討を行ったが、今後の研究課題としては、次の4点である。

第1に、企業の活動実態をよりよく反映する会計を考えるうえで、利益概念を考えつつ、貸借対照上にどこまで、どういう形（測定手法）でオンバランスするのがよいのかについて、無形資産や公正価値による測定についてオンバランスする必要がどこまであるのか、開示での情報提供だけでは問題なのか等を含めての検討を行う必要がある。

第2に、国際統合報告委員会（International Integrated Reporting Committee; IIRC）が2011年9月にディスカッション・ペーパー（IIRC [2011]）を公表して以降、統合報告といった議論・検討が盛んになりつつある。日本においても、例えば、2012年9月1日に開催された日本会計研究学会第71回大会において、「統合報告の新潮流」と題した統合報告セッションが設けられ、報告がされている。さらに、IIRCでは、2013年4月にコンサルテーション・ドラフトを公表したうえで、同年12月に「国際統合報告フレームワーク」を公表した（IIRC [2013]）。

例えば、伊藤邦雄他 [2012] は、貸借対照表上に計上されない無形資産・負債の比重が増大しており、また、財務諸表や会計処理に予測や見積もりの要素が拡大していること等により財務情報の価値関連性が低下しており、会計情報の有用性が低下していることを指摘している（7-9頁）。この懸念に対応する形で統合報告を捉えんとするならば、測定パースペクティブから新たな情報パースペクティブに移行する動きがあるともいえる。

以上から、第1の課題と関連して、情報パースペクティブの中で指摘した自己創設のれ

んを含め、無形資産を財務諸表の中で表現するのか、財務諸表上ではなく、例えば統合報告といった形でフル・ディスクロージャーの中で表現すべきかについての検討を行う必要がある。

第3に、金融投資における資産は、常に市場価格に等しい価値しかなく、一般的には誰が持つてもその価値は生じないとし、また常時売却可能な市場が存在することを根拠に公正価値による測定を肯定している。しかしながら、企業の有する金融投資のノウハウの差によっても金融投資の成果に差が生ずることを考えると、金融投資においても企業ごとのビジネス・モデル自体が無形資産を有しているとも考えることも可能である。この点については、無形資産を検討するうえでの研究課題である。

最後に、本論文では、出口価値としての公正価値と償却原価の2つの測定手法を所与のものとして検討を行ったが、企業実態を反映させるうえで最適な測定手法について検討していく必要があると認識している。

引用文献・参考文献

(国内文献)

- 青野和彦 (2006) 「銀行における流動性預金の現在価値と金利リスクの計測：先行研究サーベイと実際のデータを用いた分析」『金融研究』2006年10月号，日本銀行金融研究所，75-104頁
- 秋葉賢一 (2002) 「事業用資産の評価ーディスカッションVIIIb」(斎藤静樹 編著『会計基準の基礎概念』，中央経済社)，345-348頁
- 浅倉和俊 (1989) 「売却時価会計の論拠ースターリングの所説を中心にー」『三田商学研究』32巻5号 (1989年12月)，慶應義塾大学商学会，232-244頁
- 新井清光 (2011) 川村義則 補訂『現代会計学』第12版，中央経済社
- 石川純治 (2000) 『時価会計の基本問題ー金融・証券経済の会計』，中央経済社
- (2002) 「金融商品会計の理論的基礎ー再構築の可能性を求めて」『企業会計』Vol.54 No.12 (2002年12月号)，中央経済社，4-14頁
- 伊藤邦雄，加賀谷哲之，鈴木智大 (2012) 「会計はどこに向かっているのか 有用性喪失を超えて，価値創造に貢献できるか」『一橋ビジネスレビュー』第60巻1号(2012年夏号)，東洋経済新報社，6-22頁
- 伊藤 優，木島正明 (2007) 「銀行勘定金利リスク管理のための内部モデル (AA-Kijima Model) について」『証券アナリストジャーナル』Vol.45 No.4 (2007年4月)，日本証券アナリスト協会，79-92頁
- 今福愛志 (2011) 「財務報告におけるビジネスモデル・アプローチの有効性ービジネスモデル・アプローチの意義と限界ー」『会計』第179巻第6号 (6月号)，森山書店，1-11頁
- 岩村 充 (1997) 「金融負債の時価評価を巡ってー理論的整理ー」『COFRIジャーナル』No.26 (1997年3月号)，企業財務制度研究会，38-45頁
- (2005) 『企業金融講義』，東洋経済新報社
- 上野清貴 (2006) 『公正価値会計の構想ーAPV会計，EVA会計，CFROI会計，リアル・オプション会計の統合に向けて』，中央経済社
- (2009) 「公正価値の概念と測定」『企業会計』Vol.61 No.2 (2月号)，中央経済社，58-67頁
- (2011) 「公正価値会計の概念と機能」『産業経理』Vol.71 No.3，産業経理協会，

11-21頁

- 浦崎直浩（2002）『公正価値会計』，森山書店
- 大蔵省・法務省（1998）『商法と企業会計の調整に関する研究会報告書』，平成10年6月16日
- 大塚成男（2006）「自己創設無形資産の否定－『コア預金取扱権（CDI）』を題材として」，（伊藤邦雄 編著『無形資産の会計』，中央経済社），250-265頁
- 大塚宗春，川村義則（2002）「金融商品の評価」（斎藤静樹 編著『会計基準の基礎概念』，中央経済社），261-287頁
- 越智信仁（2012）『IFRS公正価値情報の測定と監査－見積り・予測・リスク情報拡大への対応』，国元書房
- 大日方隆（2012）「金融危機と金融商品会計基準」（大日方隆 編著『金融危機と会計規制－公正価値測定の誤謬』，中央経済社），317-359頁
- 角田康夫（2011）『[新版] 行動ファイナンス』，金融財政事情研究会
- 笠井昭次（1998a）「有価証券・貸出金等の測定規約（1）－第3の資産カテゴリーに依拠して－」『三田商学研究』第41巻第1号，慶應義塾大学商学会，35-57頁
- （1998b）「有価証券・貸出金等の測定規約（2）－第3の資産カテゴリーに依拠して－」『三田商学研究』第41巻第2号，慶應義塾大学商学会，37-62頁
- （2000）「原価・時価・増価の統合の論理－発生主義会計の再構成－」『會計』第157巻第1号（1月号），森山書店，37-50頁
- （2005）『現代会計論』，慶應義塾大学出版会
- 加藤 厚（1995）「国際会計基準委員会（IASB）金融商品起草委員会報告－アムステルダム会議－」『JICPAジャーナル』No.474（1月号），日本公認会計士協会，107-110頁
- 加藤盛弘（2006）『負債拡大の現代会計』，森山書店
- 川北英隆（2003）「会計的な企業評価とファイナンスの関係」『CGSAフォーラム』第1号，中央大学大学院国際会計研究科，125-134頁
- 河崎照行（2009）「産業構造の変化と公正価値会計の展開－プロダクト型経済からナレッジ型経済へ」（古賀智敏 編著『財務会計のイノベーション－公正価値・無形資産・会計の国際化による知の創造』，中央経済社），3-15頁
- 川西安喜（2013）「FASBの金融資産の分類及び測定に関する公開草案」『會計・監査ジャーナル』No.693（4月号），日本公認会計士協会，39-44頁

- 川村義則（2000）「負債の測定と現在価値計算について」『税経通信』2000年8月号，税務
経理協会，211-217頁
- （2003）「負債の定義と認識要件－近接諸概念との比較検討－」『會計』第163巻
第1号（1月号），森山書店，40-55頁
- 企業会計基準委員会（ASBJ）（2002）「第3回リエゾン国会議報告」
- （2005a）「IASB会議報告（第44回会議）」
- （2005b）「IASB会議報告（第45回会議）」
- （2005c）「国際対応専門委員会の議事概要」（第45回・2005年11月4日開催）
- （2005d）「第14回SAC（Standards Advisory Council）会議」
- （2006a）「IASB会議報告（第61回会議）」
- （2006b）『討議資料：財務会計の概念フレームワーク』
- （2007a）「IASB会議報告（第70回会議）」
- （2007b）「IASB会議報告（第73回会議）」
- （2008a）「企業会計基準第10号：金融商品に関する会計基準」（平成20年3月10
日最終改正）
- （2008b）「第23回SAC（Standards Advisory Council）会議報告」
- （2008c）「IASB会議報告（第86回会議）」
- （20011）「企業会計基準適用指針第19号：金融商品の時価等の開示に関する適用
指針」（平成23年3月25日改正）
- 企業会計審議会（1997）『金融商品の会計基準に係る論点整理（中間報告）』，平成9年6月6
日，大蔵省
- （1998）『金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書（公開草案）』，平成10
年6月16日，大蔵省
- （1999）『金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書』，平成11年1月22日，
大蔵省
- （2013）『国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針』，平成
25年6月19日，金融庁
- 北村敬子（2011）「公正価値測定の意義とそこに内在する限界」（北村敬子委員長『公正価
値測定の意義とその限界』，日本会計研究学会特別委員会最終報告書），3-13頁
- 金融庁（2013）『主要行等向けの総合的な監督指針』本編，平成25年11月

- 古賀智敏（1998）「資産評価の基礎理論」『税経セミナー』1998年6月号，税務経理協会，13-22頁
- （1999）『デリバティブ会計』第2版，森山書店
- （2001）「金融商品と包括的公正価値会計－理論上からの意見」『企業会計』Vol.53 No.6（6月号），中央経済社，58-65頁
- 編著（2003）『ファイナンス型会計の探究－金融商品・デリバティブを中心とする会計のあり方』，中央経済社
- （2005）『知的資産の会計』，東洋経済新報社
- （2008a）「経済的実質主義会計の認識基点」『商経学叢』第55巻第1号，近畿大学商経学会，53-60頁
- （2008b）「国際会計基準と公正価値会計」『會計』第174巻第5号（11月号），森山書店，1-13頁
- （2009）「金融危機と公正価値会計のゆくえ－新たな財務報告の構築に向けて」『企業会計』Vol.61 No.3（3月号），中央経済社，4-10頁
- （2010）「公正価値概念の考え方」『企業会計』Vol.62 No.11（11月号），中央経済社，18-23頁
- 斎藤静樹（1995a）「金融資産の評価をどう考えるか」『JICPAジャーナル』No.479（6月号），日本公認会計士協会，40-45頁
- （1995b）「金融商品の会計基準：背景と動向」（米国財務会計基準（金融商品）研究委員会 編『米国財務会計基準（金融商品）研究委員会報告 上巻「金融商品をめぐる米国財務会計基準の動向：基準の背景と概要」』，企業財務制度研究会），3-14頁
- （2013）『会計基準の研究』＜増補改訂版＞，中央経済社
- 桜井久勝（2007）「概念フレームワークのコンバージェンス」（斎藤静樹 編著『詳解「討議資料：財務会計の概念フレームワーク」』第2版，中央経済社），221-235頁
- （2013）『財務会計講義』第14版，中央経済社
- 佐藤信彦（1995）「負債の測定と割引現在価値計算の本質」『會計』第147巻第5号（5月号），森山書店，15-29頁
- （2008）『国際会計基準制度化論』第2版，白桃書房
- 柴 健次（2002）『市場化の会計学－市場経済における制度設計の諸相－』，中央経済社
- 白鳥栄一（1995）「伝統的原価主義会計の矛盾－国際会計基準などの国際的潮流から判断

- して」『企業会計』 Vol.47 No.1 (1月号), 中央経済社, 31-36頁
- 全国銀行協会 (2010) 「FASB公開草案『デリバティブ及びヘッジ(Topic815)並びに金融商品(Topic825): 金融商品に関する会計処理, 並びに, デリバティブ金融商品及びヘッジ活動に関する会計処理の改訂』に対する意見について」, 2010年9月30日
- 醍醐 聰 (1997) 「負債の時価評価と利益計算」『會計』第152巻第6号 (12月号), 森山書店, 1-13頁
- (2007) 「負債の認識をめぐる新動向と認識基準の再構築—退職給付債務をめぐるPBO vs ABO論争を題材として」『企業会計』 Vol.59 No.10 (10月号), 中央経済社, 4-11頁
- 武田隆二 (2001) 「会計学認識の基点」『企業会計』 Vol.53 No.1 (1月号), 中央経済社, 4-10頁
- (2008a) 『会計学一般教程』 <第7版>, 中央経済社
- (2008b) 『最新 財務諸表論』 <第11版>, 中央経済社
- 辻山栄子 (2002) 「利益の概念と情報価値 (1) —実現の考え方—」(斎藤静樹 編著『会計基準の基礎概念』, 中央経済社), 349-374頁
- (2007) 「財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」(斎藤静樹 編著『詳解「討議資料: 財務会計の概念フレームワーク」』(第2版), 中央経済社), 135-153頁
- (2011) 「資本と利益」(斎藤静樹・徳賀芳弘 責任編集『体系 現代会計学 [第1巻] 企業会計の基礎概念』, 中央経済社), 25-69頁
- 角ヶ谷典幸 (2006) 「負債の評価と会計諸概念」『産業経理』 Vol.66 No.1, 産業経理協会, 73-82頁
- (2009a) 『割引現在価値会計論』, 森山書店
- (2009b) 「原価主義会計と混合測定属性モデルの論理と課題」『會計』第176巻第3号 (9月号), 森山書店, 49-63頁
- Teixeira, Alan, 川村義則, 竹村光広 (2013) 「IASB概念フレームワーク・プロジェクトの動向」『会計・監査ジャーナル』 No.693 (4月号), 日本公認会計士協会, 11-24頁
- 徳賀芳弘 (2007) 「業績報告のあり方について —包括利益か純利益か」『企業会計』 Vol.59 No.1 (1月号), 中央経済社, 86-93頁
- (2009) 「公正価値会計の意味 —概念の明確化と経済社会へのインパクト—」(シヤム・サンダー, 山地秀俊 編著『日本のもの造り組織指向の会計と国際会計』, 神戸大学

- 経済経営研究所), 121-164頁
- (2011a) 「会計利益モデルと純資産簿価モデル —フロー・ベースからストック・ベースへのパラダイム転換—」『企業会計』Vol.63 No.1 (1月号), 中央経済社, 93-102頁
- (2011b) 「会計基準における混合会計モデルの検討」, IMES Discussion Paper, No.2011-J-19, 日本銀行金融研究所, 2011年11月
- 富塚嘉一 (2000) 「割引キャッシュフローからみた金銭債権・債務」(第Ⅱ部 第1章)(北村敬子, 今福愛志 編著『財務報告のためのキャッシュフロー割引計算』, 中央経済社), 33-53頁
- (2009a) 「『収益費用観 対 資産負債観』を越えて」『CGSAフォーラム』第7号, 中央大学大学院国際会計研究科, 1-15頁
- (2009b) 「会計測定基準のための方法論的分析」『CGSAフォーラム』第8号, 中央大学大学院国際会計研究科, 53-68頁
- (2013) 「“収益費用観から資産負債観へ” の実質的意味」『商学論纂』第54巻第6号 (2013年3月), 中央大学商学研究会, 225-247頁
- 西川郁生 (1995) 「国際会計基準委員会 (IASC) 理事会報告—ブタベスト会議—」『JICPAジャーナル』No.474 (1月号), 日本公認会計士協会, 104-106頁
- 日本銀行金融研究所 (1995) 『<新版>わが国の金融制度』, 日本銀行金融研究所
- (2002) 「ワークショップの模様『金融商品の全面公正価値評価と会計情報の有用性』」, 『金融研究』2002年2月号, 日本銀行金融研究所
- 日本経済新聞 (2009) 『「負債評価益」利益かさ上げ: 本業の収益力反映せず』, 2009年4月23日 (朝刊)
- 平松 朗 (1999) 「金融商品の評価基準」(大塚宗春 編著『逐条解説 金融商品会計基準』, 中央経済社)
- 広瀬義州 (2012) 『財務会計』第11版, 中央経済社
- 藤井秀樹 (2007) 『制度変化の会計学—会計基準のコンバージェンスを見すえて』, 中央経済社
- 古内和明 (2002) 「リエゾン国会議報告 (第3回)」『JICPAジャーナル』No.561 (4月号), 日本公認会計士協会, 50-54頁
- 宮田慶一, 吉田慶太 (2002) 「金融商品の全面公正価値評価を巡る理論的論点の整理」, IMES

- Discussion Paper, No.2002-J-7, 日本銀行金融研究所, 2002年2月
- 森田哲彌 (1990) 「企業会計原則における収益 (利益) 認識基準の検討—実現主義の観点から」『企業会計』Vol.42 No.1 (1月号), 中央経済社, 18-24頁
- (1995) 「原価主義会計の再検討」『企業会計』Vol.47 No.1 (1月号), 中央経済社, 25-30頁
- 山田辰己 (1995) 「FASBの金融商品プロジェクト」(米国財務会計基準 (金融商品) 研究委員会 編『米国財務会計基準(金融商品)研究委員会報告 上巻「金融商品をめぐる米国財務会計基準の動向: 基準の背景と概要』, 企業財務制度研究会), 15-46頁
- (2010) 「IFRS第9号 (金融資産の分類と測定) について」『会計・監査ジャーナル』No.656 (3月号), 日本公認会計士協会, 104-110頁
- 吉田康英 (2003) 『金融商品会計論 —キャッシュフローとリスクの会計—』, 税務経理協会
- 米山正樹 (1995) 「キャッシュフローの期間配分と『時間価値』」『学習院大學経済論集』第32巻第3号 (1995年9月), 学習院大学経済学会, 137-154頁

(海外文献)

- American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee (AAA) (2000) , Response to the FASB Preliminary Views: Reporting Financial Instruments and Certain Related Assets and Liabilities at Fair Value, *Accounting Horizons*, Vol.14 No.4, American Accounting Association, pp.501-508
- (2007) , Response to FASB Exposure Draft, "The Fair Value Option for Financial Assets and Financial Liabilities, Including an Amendment of FASB Statement No.115", *Accounting Horizons*, Vol.21 No.2, American Accounting Association, pp.189-200
- American Bankers Association (ABA) (2009) , *Loans and Debt Securities: Principles to Follow in Developing a New Accounting Model*, August 2009
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) (2003) , Statement on Auditing Standards No.101: *Auditing Fair Value Measurements and Disclosures*
- Ball, Ray and Philip Brown (1968) , An Empirical Evaluation of Accounting Income Numbers, *Journal of Accounting Research*, Vol.6 No.2 (Autumn), pp.159-178

- Barth, Mary E. (1994) , Fair Value Accounting : Evidence from Investment Securities and the Market Valuation of Banks, *The Accounting Review*, Vol.69 No.1, American Accounting Association, pp.1–25
- (2007) , Standard-setting measurement issues and the relevance of research, *Accounting and Business Research*, Special Issue: International Accounting Policy Forum, The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, pp.7–15
- Barth, Mary E., William H. Beaver and Wayne R. Landsman (1996) , Value-Relevance of Banks' Fair Value Disclosures under SFAS No. 107, *The Accounting Review*, Vol.71 No.4, American Accounting Association, pp.513–537
- Barth, M. E., L. D. Hodder and S. R. Stubben (2008) , Fair Value Accounting for Liabilities and Own Credit Risk, *The Accounting Review*, Vol.83 No.3, American Accounting Association, pp.629–664
- Barth, Mary E. and Wayne R. Landsman (1995) , Fundamental Issues Related to Using Fair Value Accounting for Financial Reporting, *Accounting Horizons*, Vol.9 No.4, American Accounting Association, pp.97–107
- Basel Committee on Banking Supervision (BCBS) (2004) , *Basel Committee Comments on the IASB Exposure Draft of Proposed “Amendments to IAS 39, Financial Instruments: Recognition and Measurement – The Fair Value Option”*, 30 July 2004
- (2006) , *International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards: A Revised Framework (Comprehensive Version: June 2006)*
- (2010) , Comment Letter – *Re: Accounting for Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities (Topic 815) and Comprehensive Income (Topic 220)*, 22 September 2010
- Baxter, W. T. (1984) , *Inflation Accounting*, Philip Allan
- (1994) , Asset and Liability Values, *Accountancy*, Vol.113 No.1208 (April), The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, pp.135–137
- Beaver, William H. (1998) , *Financial Reporting: An Accounting Revolution*, 3rd ed., Prentice-Hall (伊藤邦雄 訳 (2010) 『財務報告革命』 (第3版), 白桃書房)
- Beaver, W. and M. Venkatachalam (2003) , Differential Pricing of Components of Bank Loan Fair Values, *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol.18 No.1, pp.41–67

- Bies, S. S. (2005) , Fair Value Accounting, Speech to the International Association of Credit Portfolio Managers General Meeting, November 18, 2004, *Federal Reserve Bulletin*, Vol.91 No.1 (Winter 2005) , Board of Governors of the Federal Reserve System, pp.26-29
- Brealey, Richard A., Stewart. C. Myers and Franklin Allen (2014) , *Principles of Corporate Finance*, 11th ed., McGraw-Hill Irwin
- Cairns, D. (2006) , The Use of Fair Value in IFRS, *Accounting in Europe*, Vol.3, European Accounting Association, pp.5-22
- Chambers, Raymond J. (1966) , *Accounting, Evaluation and Economic Behavior*, Prentice-Hall (塩原一郎 訳 (1984) 『現代会計学原理 - 思考と行動における会計の役割-』, 創成社)
- Christensen, John A. and Joel S. Demski (2003) , *Accounting Theory: An Information Content Perspective*, McGraw-Hill/Irwin
- Citigroup Inc. (2009) , *First Quarter of 2009—FORM 10-Q*, 2009
- Dichev, Ilia D. (2008) , On the Balance Sheet-Based Model of Financial Reporting, *Accounting Horizons*, Vol.22 No.4, American Accounting Association, pp.453-470
- Emmons, W. R. and G. E. Sierra (2006) , *Relationship Loans and Regulatory Capital: Why Fair-Value Accounting is Inappropriate for Bank Loans*, Federal Reserve Bank of St. Louis Supervisory Policy Analysis Working Paper
- European banking Federation (FBE) (2006) , *Interest Margin Hedging: FBE Proposal*, October 2006
- European Central Bank (ECB) (2004) , *Exposure Draft of proposed amendments to IAS 39 – The fair value option*, 6 September 2004
- (2006) , *Assessment of Accounting Standards from a Financial Stability Perspective*, December 2006
- Fama, Eugene F. (1970) , Efficient Capital Markets: a review of theory and empirical work, *The Journal of Finance*, Vol.25 No.2, American Finance Association, pp.383-417
- Financial Accounting Standards Board (FASB) (1976) , FASB Discussion Memorandum – *an analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting*

- and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*,
December 2, 1976 (津守常弘 監訳 (1997) 『FASB財務会計の概念フレームワーク』,
中央経済社)
- (1978) , *Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No.1: Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises* (平松一夫, 広瀬義州 訳 (2002) 『FASB財務会計の諸概念』 <増補版>, 中央経済社)
- (1985) , *Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No.6: Elements of Financial Statements* (平松一夫, 広瀬義州 訳 (2002) 『FASB財務会計の諸概念』 <増補版>, 中央経済社)
- (1991) , *Statement of Financial Accounting Standards No. 107: Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*
- (1993) , *Statement of Financial Accounting Standards No. 115: Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*
- (1998) , *Statement of Financial Accounting Standards No. 133: Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*
- (1999) , *Preliminary View: on major issues related to Reporting Financial Instruments and Certain Related Assets and Liabilities at Fair Value*
- (2000) , *Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No.7: Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements* (平松一夫, 広瀬義州 訳 (2002) 『FASB財務会計の諸概念』 <増補版>, 中央経済社)
- (2006a) , *Statement of Financial Accounting Standards No.157: Fair Value Measurements*
- (2006b) , *Minutes of the October 24, 2006 Joint FASB/IASB Meeting: Financial Statement Presentation*
- (2008a) , *Invitation to Comment: Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments* (Including IASB Discussion Paper, reducing Complexity in Reporting Financial Instruments)
- (2008b) , *Minutes of October 20, 2008 Board Meeting: Conceptual Framework (Phase B)*
- (2009a) , *Accounting Standards Codification (ASC) Topic 820: Fair Value*

Measurements and Disclosures

- (2009b) , Minutes of July 15,2009 Board Meeting: *Accounting for Financial Instruments*
- (2009c) , Minutes of September 23, 2009 Board Meeting: *Accounting for Financial Instruments*
- (2009d) , Board Meeting Handout: *Accounting for Financial Instruments: Core Deposits*, September 23, 2009
- (2010a) , *Accounting for Financial Instruments Project Plan As of May 26, 2010*
- (2010b) , Exposure Draft: Proposed Accounting Standards Update : *Accounting for Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities — Financial Instruments (Topic 825) and Derivatives and Hedging (Topic 815)*, May 26, 2010
- (2010c) , Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No.8: *Conceptual Framework for Financial Reporting*; Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information, September 2010
- (2011a) , Minutes of March 2, 2011 Board Meeting: *Accounting for Financial Instruments: Classification and Measurement*
- (2011b) , Board Meeting Handout: *Accounting for Financial Instruments: Classification and Measurement*, March 2, 2011
- (2011c) , Accounting Standards Update No. 2011-04: *Fair Value Measurement (Topic 820)*: Amendments to Achieve Common Fair Value Measurement and Disclosure Requirements in U.S. GAAP and IFRSs, May 2011
- (2012) , Minutes of January 27, 2012 Joint Board Meeting—*Accounting for Financial Instruments: Classification and Measurement*
- (2013) , Exposure Draft: Proposed Accounting Standards Update : *Financial Instruments — Overall (Subtopic 825-10) — Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities*, February 14, 2013
- FASB and IASB (2006) , *Roadmap for Convergence between IFRSs and US GAAP—*

2006-2008 Memorandum of Understanding between the FASB and the IASB,
February 2006

- Feltham, Gerald A. and James A. Ohlson (1995) , Valuation and Clean Surplus Accounting for Operating and Financial Activities, *Contemporary Accounting Research*, Vol.11 No.2 (Spring 1995), The Canadian Academic Accounting Association, pp.689-731
- The Group of Twenty (G-20) (2009) , *Declaration on strengthening the financial system - London*, 2 April 2009
- Hitz, Joerg-Markus (2007) , The Decision Usefulness of Fair Value Accounting – A Theoretical Perspective, *European Accounting Review*, Vol.16 No.2, European Accounting Association, pp.323-362
- Hodder, L. D., P. E. Hopkins, and J. M. Wahlen (2006) , Risk-Relevance of Fair-Value Income Measures for Commercial Banks, *The Accounting Review*, Vol.81 No.2, American Accounting Association, pp.337-375
- Hoogervorst, Hans (2012a) , *Dispelling myths about IFRS*, November 15, IFRS Foundation (Hoogervorst, Hans (2012b) 「グローバルな会計基準に向けての見解」『季刊 会計基準』第39号 (2012年12月), 企業会計基準委員会, 37-42頁)
- International Accounting Standards Board (IASB) (2001) , *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*
- (2004) , International Accounting Standards (IAS) 36: *Impairment of Assets*, March 2004
- (2005a) , *Exposure Draft of Proposed Amendments to IAS 37 Provisions Contingent Liabilities and Contingent Assets and IAS 19 Employee Benefits*, June 2005
- (2005b) , *IASB Update*, October 2005
- (2005c) , *IASB Update*, November 2005
- (2006a) , Discussion Paper: *Fair Value Measurements*, November 2006
- (2006b) , *IASB Update*, December 2006
- (2007a) , INFORMATION FOR OBSERVERS, SAC Meeting: *Financial Instruments*, June 2007

- (2007b) , *IASB Update*, July 2007
- (2007c) , *IASB Update*, October 2007
- (2007d) , *IASB Update*, December 2007
- (2007e) , Agenda Paper 14A: *Conceptual Framework*, 13 December 2007
- (2008a) , Discussion Paper: *Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments*, March 2008
- (2008b) , Press Release: *IASB publishes a discussion paper as first step towards reducing complexity in reporting financial instruments*, 19 March 2008
- (2008c) , Agenda Paper 3K: *Fair value of liabilities*, 19 December 2008
- (2009a) , *IASB Update*, February 2009
- (2009b) , Exposure Draft: *Fair Value Measurement*, May 2009
- (2009c) , *IASB Update*, May 2009
- (2009d) , *IASB Work Plan – projected timetable as at 3 June 2009*
- (2009e) , Discussion Paper: *Credit Risk in Liability Measurement*, June 2009
- (2009f) , Exposure Draft: *Financial Instruments: Classification and Measurement*, July 2009
- (2009g) , *IASB Update*, 6 October 2009
- (2009h) , *IASB Update*, 26–28 October 2009 (Joint meeting with the US FASB)
- (2009i) , International Financial Reporting Standard (IFRS) 9: *Financial Instruments*, November 2009
- (2009j) , Exposure Draft: *Financial Instruments: Amortised Cost and Impairment*, November 2009
- (2010a) , Exposure Draft: *Fair Value Option for Financial Liabilities*, May 2010
- (2010b) , *IASB Work Plan – projected timetable as at 24 June 2010*
- (2010c) , *The Conceptual Framework for Financial Reporting*, September 2010
- (2010d) , International Financial Reporting Standard (IFRS) 9: *Financial Instruments*, October 2010
- (2010e) , Exposure Draft: *Hedge Accounting*, December 2010

- (2011a) , International Financial Reporting Standard (IFRS) 9: *Financial Instruments*, May 2011
- (2011b) , International Financial Reporting Standard (IFRS)13: *Fair Value Measurement*, May 2011
- (2011c) , *IASB Update*, November 2011
- (2012a) , *IASB Update*, January 2012
- (2012b) , *IASB Update*, May 2012
- (2012c) , WSS Agenda ref 2: Staff Paper – *Misunderstandings about the IASB’s conceptual framework project*, 26 October 2012
- (2012d) , Exposure Draft: *Classification and Measurement: Limited Amendments to IFRS 9 (Proposed amendments to IFRS 9 (2010))*, November 2012
- (2013a) , Exposure Draft: *Financial Instruments: Expected Credit Losses*, March 2013
- (2013b) , Discussion Paper: *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, July 2013
- (2013c) , International Financial Reporting Standard (IFRS) 9: *Financial Instruments (Hedge Accounting and amendments to IFRS 9, IFRS 7 and IAS 39)*, November 2011
- International Accounting Standards Committee (IASC) (1991) , Exposure Draft E40: *Financial Instruments*, September 1991 (日本公認会計士協会 訳「公開草案第40号:金融商品(案)」『JICPAジャーナル』No.440 (1992年3月号), No.441 (1992年4月号), 日本公認会計士協会)
- (1994) , Exposure Draft E48: *Financial Instruments*, January 1994 (日本公認会計士協会 訳「公開草案第48号:金融商品(案)」『JICPAジャーナル』No.467 (1994年6月号), 日本公認会計士協会)
- (1997) , Discussion Paper: *Accounting for Financial Assets and Liabilities*, March 1997
- ICAEW Financial Reporting Faculty (2010) , *Business Models in Accounting: The Theory of the Firm and Financial Reporting – Information for Better Markets Initiative*

- International Integrated Reporting Committee (IIRC) (2011) , Discussion Paper: *Towards Integrated Reporting—Communicating Value in the 21th Century*, 12th September 2011 (日本公認会計士協会 仮訳 (2011), ディスカッション・ペーパー『統合報告に向けて—21世紀における価値の伝達』)
- (2013) , *International <IR> Framework*, 9th December
- Joint Working Group of Standard-setters (JWG) (2000) , *Financial Instruments and Similar Items, An Invitation to comment on the JWG's Draft Standard*, JWG, 2000
- Khurana, Inder K. and Myung-Sun Kim (2003) , Relative value relevance of historical cost vs. fair value: Evidence from bank holding companies, *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol.22 No.1 (Jan. / Feb.), pp.19-42
- Liang, P. J. (2001) , Recognition: An Information Content Perspective, *Accounting Horizons*, Vol.15 No.3, American Accounting Association, pp.223-242
- Lott, Ronald W. (2000) , The FASB Viewpoints “*The FASB views Fair Value*” (澤悦男, 佐藤真良 訳 (2003) 「公正価値についてのFASBの見解」『企業会計』Vol.55 No.11 (2003年11月号), 中央経済社, 75-80頁)
- Morgan Stanley (2009) , Press Release: *Morgan Stanley First Quarter Results*, April 22 2009
- Nelson, Karen K. (1996) , Fair Value Accounting for Commercial Banks: An Empirical Analysis of SFAS No. 107, *The Accounting Review*, Vol.71 No.2, American Accounting Association, pp.161-182
- Nissim, D. (2003) , Reliability of Banks' Fair Value Disclosure for Loans, *Review of Quantitative Finance and Accounting*, Vol.20 No.4, Kluwer Academic Publishers, pp.355-384
- Nissim, D. (2007) , *Fair Value Accounting in the Banking Industry*, CEASA (Center for Excellence in Accounting and Security Analysis) Occasional Paper Series, Columbia Business School, May 2007
- Nissim, D. and Stephen H. Penman (2008) , *Principles for the Application of Fair Value Accounting*, CEASA White Paper Number Two, Columbia Business School, July 2008 (角ヶ谷典幸, 赤城諭士 訳 (2012) 『公正価値会計のフレームワーク』, 中央経済社)

- Penman, Stephen H. (2007) , Financial reporting quality: is fair value a plus or a minus?, *Accounting and Business Research*, Special Issue: International Accounting Policy Forum, The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, pp.33-44
- (2011) , *Accounting for Value*, Columbia University Press
- Rayman, R. A. (2007) , Fair value accounting and the present value fallacy: The need for an alternative conceptual framework, *The British Accounting Review*, Vol.39 No.3, pp.211-225
- Schroeder, Richard G., Myrtle W. Clark, and Jack M. Cathey (2009) , *Financial Accounting Theory and Analysis: Text Readings and Cases*, 9th ed., John Wiley & Sons
- Scott, William R. (2011) , *Financial Accounting Theory*, 6th ed., Pearson Prentice Hall
(太田康弘, 椎葉淳, 西谷順平 訳 (2008) 『財務会計の理論と実証』(原書第4版), 中央経済社)
- Shleifer, Andrei (2000) , *Inefficient Markets: An Introduction to Behavioral Finance*, Oxford University Press (兼広崇明 訳 (2001) 『金融バブルの経済学』, 東洋経済新報社)
- Song, Chang Joon, Wayne B. Thomas and Han Yi (2010) , Value Relevance of FAS No.157 Fair Value Hierarchy Information and the Impact of Corporate Governance Mechanisms, *The Accounting Review*, Vol.85 No.4, pp.1375-1410
- Sterling, Robert R. (1979) , *Toward a Science of Accounting*, Scholars Book Co. (塩原一郎 訳 (1995) 『科学的会計の理論』, 税務経理協会)
- Tschirhart, J., J. O'Brien, M. Moise, and E. Yang (2007) , *Bank Commercial Loan Fair Value Practices*, Finance and Economics Discussion Series, Federal Reserve Board
- Willis, Diana W. (1998) , The FASB Viewpoints “*Financial Assets and Liabilities – Fair Value or Historical Cost?*” (澤悦男, 佐藤真良 訳 (2003) 「金融資産と金融負債の測定 – 公正価値か原価取得か」 『企業会計』 Vol.55 No.10 (2003年10月号), 中央経済社, 114-123頁)
- Whittington, G. (2008) , Fair Value and the IASB/FASB Conceptual Framework Project: An Alternative View, *ABACUS*, Vol.44 No.2, The University of Sydney, pp.139-168

———— (2010) , Measurement in Financial Reporting, *ABACUS*, Vol.46 No.1, The University of Sydney, pp.104–110